

「西東京市第4次男女平等参画推進計画」
「西東京市第2次配偶者暴力対策基本計画」
「西東京市女性の職業生活における活躍推進計画」の
策定にあたって



西東京市では、平成16（2004）年に「西東京市男女平等参画推進計画」を策定し、その後5年ごとに第2次、第3次計画を策定し、市民の皆様との協働による事業の実施や市民委員を含めた男女平等参画推進委員会による毎年の取り組み状況の実績評価を通して、男女平等施策の推進を図ってまいりました。

この間、急速な少子高齢化や人口減少社会の進行などを受け、また女性に対するさまざまな形の暴力に対応するため、さまざまな法律の改正や制定が行われ、社会のあらゆる分野への女性の進出と活躍の推進が図られてきました。21世紀のわが国の最重要課題とされる男女平等参画社会の実現は、ますますその重要度を増しているといえます。

一方で近年、多様性を認め合い、ひとりの人間としてお互いを尊重することの重要性が社会に浸透してきています。

このような現状を踏まえ、今回の計画では、「男女の固定的性別役割分担意識の解消」、「配偶者等からの暴力の防止と被害者支援」、「政策・方針決定過程への男女平等参画の推進」、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の意識づくり」、「庁内推進体制の充実」の5つを重点課題として掲げて、男女平等施策を推進してまいります。

また、重点課題でもあります基本目標Ⅰの課題Ⅰ-3「配偶者等からの暴力の防止と被害者支援」を「西東京市第2次配偶者暴力対策基本計画」として位置づけ、増加する配偶者等からの暴力に対しても取り組んでまいります。

さらに基本目標Ⅲのうち、重要課題の課題Ⅲ-1「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の意識づくり」のほか、課題Ⅲ-2「経済活動における女性活躍の推進」、課題Ⅲ-3「男性の家事・育児・介護への参画促進」を「西東京市女性の職業生活における活躍の推進計画」として位置づけ、職業生活において女性の個性と能力が十分発揮されるとともに、性別に関わらず誰もが活躍できる環境の整備に取り組んでまいります。

本計画を推進していくためには、行政による取り組みだけでなく、市民の皆様をはじめ地域団体、事業者など多くの方々との連携と協働が不可欠です。今後ともさらなるご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、この計画策定にあたりご指導、ご協力をいただきました男女平等参画推進委員会の皆様をはじめ市民の皆様には心から御礼を申し上げます。

平成31（2019）年3月

西東京市長

丸山 浩一

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の背景	3
3 計画の目的	8
4 計画の性格・位置づけ	8
5 計画の期間	9
第2章 西東京市の現状と男女平等参画の課題	11
1 少子・高齢化と世帯構成の変化	13
2 女性の労働と男女平等参画	15
3 配偶者等からの暴力	17
4 男女平等参画を取り巻く課題	18
第3章 計画の基本的な考え方	21
1 計画の基本理念	23
2 基本的考え方	23
3 基本目標と重点課題の設定	23
4 計画の体系	24
第4章 計画の内容	27
基本目標Ⅰ 人権の尊重	29
Ⅰ-1 男女の固定的性別役割分担意識の解消	30
Ⅰ-2 家庭・学校・地域における男女平等教育と学習の推進	33
Ⅰ-3 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援	38
<u>西東京市第2次配偶者暴力対策基本計画</u>	
Ⅰ-4 男女平等を阻む暴力の防止 (セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力等)	43
Ⅰ-5 性と生殖に関する健康支援	45
基本目標Ⅱ 地域における男女平等参画の推進	48
Ⅱ-1 政策・方針決定過程への男女平等参画の推進	49
Ⅱ-2 地域活動における男女平等参画の推進	52
Ⅱ-3 男女平等参画の視点による防災・減災のまちづくりの推進	55

基本目標Ⅲ	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）と 女性の活躍の推進	57
Ⅲ-1	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進 <u>西東京市女性の職業生活における活躍推進計画</u>	58
Ⅲ-2	経済活動における女性活躍の推進 <u>西東京市女性の職業生活における活躍推進計画</u>	62
Ⅲ-3	男性の家事・育児・介護への参画促進 <u>西東京市女性の職業生活における活躍推進計画</u>	65
Ⅲ-4	子育てへの支援	68
Ⅲ-5	介護への支援	72
基本目標Ⅳ	男女平等参画の実現に向けた推進体制の強化	75
Ⅳ-1	庁内推進体制の充実	76
Ⅳ-2	男女平等推進センター パリテの事業の充実	84
Ⅳ-3	男女平等参画推進計画の進行管理	87
◆	課題ごとの指標	88
資料編		91
1	用語集	93
2	男女平等参画推進に関する国内外の主な動き（年表）	96
3	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	100
4	男女共同参画社会基本法	105
5	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	108
6	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	115
7	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	121
8	東京都男女平等参画基本条例	122
9	西東京市男女平等参画推進委員会条例	124
10	西東京市男女平等参画推進委員会委員名簿	125
11	西東京市男女平等参画推進委員会開催経過	126
12	西東京市男女平等推進会議設置要綱	128

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

西東京市では、男女平等参画社会の実現に向けて、平成 16（2004）年 3 月に「一人ひとりが自分らしく自立しいきいきと個性と能力を発揮できる社会をめざす」ことを基本理念とする「西東京市男女平等参画推進計画」（以下「第 1 次計画」とする）を策定し、平成 21（2009）年 3 月には第 1 次計画の基本理念と方向性を引き継ぐ「西東京市第 2 次男女平等参画推進計画」（以下「第 2 次計画」とする）を策定しました。平成 20（2008）年 4 月には「男女平等推進センター パリテ」が開館し、拠点施設が整いました。平成 26（2014）年 3 月には、男女平等参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、配偶者等からの暴力の防止と被害者を支援するため、「西東京市配偶者暴力対策基本計画」を包含した「西東京市第 3 次男女平等参画推進計画」（以下「第 3 次計画」とする）を策定しました。

「西東京市第 4 次男女平等参画推進計画」は、西東京市における男女平等参画を取り巻く社会環境の変化に対応するとともに、これまでの取り組みをさらに前進させるために策定するものです。この計画は、「西東京市第 2 次配偶者暴力対策基本計画」、また、女性の職業生活における活躍を推進するため、新たに策定した「西東京市女性の職業生活における活躍推進計画」を包含しています。

2 計画の背景

（1）世界の中の日本の状況

①国際的な指数にみる日本の状況

男女平等の状況を表す国際的な指数をみると、世界の中の日本の状況がよくわかります。平成 29（2017）年の HDI（人間開発指数）は 189 か国中 19 位、GII（ジェンダー不平等指数）は 160 か国中 22 位となっています。また、平成 30（2018）年の GGI（ジェンダー・ギャップ指数）は 149 か国中 110 位で、平成 29（2017）年の 144 か国中 114 位より順位は上がりましたが、依然として低い状況にあります。日本は、保健分野や教育分野における数字が高いことから HDI や GII の順位は比較的上位にありますが、政治分野や経済分野への女性の参画が遅れていることから、GGI の順位は低くなっています。

（注）

HDI（Human Development Index 人間開発指数）：「長寿で健康な生活」、「知識」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の 3 つの側面を測るもの（平均寿命、1 人あたり GDP、就学率 等）。

GII（Gender Inequality Index ジェンダー不平等指数）：国家の人間開発の達成が男女の不

平等によってどの程度妨げられているかを明らかにするもの（妊産婦死亡率、国会議員の女性割合、中等教育以上の教育を受けた人の割合（男女別）等）。

GGI（Gender Gap Index ジェンダー・ギャップ指数）：経済、教育、政治、保健の各分野毎に各使用データをウェイトづけして総合値を算出。その分野毎総合値を単純平均してジェンダー・ギャップ指数を算出。0 が完全不平等、1 が完全平等。

②女子差別撤廃委員会の日本に対する最終見解

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）は、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、昭和 54（1979）年の第 34 回国連総会で採択された条約であり、日本は昭和 60（1985）年に批准しています。

締約国には政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における女子差別の撤廃のために適当な措置をとることが求められています。さらに、同条約第 17 条に基づき、女子差別撤廃条約の実施に関する進捗状況を検討するための女子差別撤廃委員会が設置されています。

平成 28（2016）年 2 月、女子差別撤廃委員会は、日本の第 7 回及び第 8 回合同定期報告に関する最終見解を出しました。平成 11（2009）年に行われた第 6 回定期報告の審議以降、日本が法制度の改革を進めてきたことを歓迎しつつ、第 6 回の勧告を改めて表明・要請する他、女性の地位向上のための国内本部機構の強化、教育における進路相談や性と生殖に関する健康と権利に関する年齢に応じた教育の実施、災害に関する意思決定や復興過程への女性の参画の加速化などについての勧告を出しています。

（2）日本の動き

<「第 4 次男女共同参画基本計画」に関する動き>

国は、「男女共同参画社会基本法」の施行から約 15 年が経過した平成 27（2015）年 12 月、実効性のあるアクションプランとするため、具体的な数値目標や期限を明確に設定した「第 4 次男女共同参画基本計画」を策定しました。「第 4 次男女共同参画基本計画」では、改めて強調する視点として、「あらゆる分野における女性の活躍」、「安全・安心な暮らしの実現」、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」、「推進体制の整備・強化」を掲げ、12 分野にわたる施策を網羅しています。

<「女性の活躍推進」に関する動き>

国は、平成 26（2014）年 10 月、さまざまな状況に置かれた女性が、自らの希望を実現して輝くことにより、わが国最大の潜在力である「女性の力」が十分に発揮され、わが国社会の活性化につながるよう、内閣にすべての女性が輝く社会づくり本部を設置しました。平成 27（2015）年には、10 年間の時限立法で「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定され、平成 28（2016）年に全面施行されました。国、地方公共団体及び従業員数が 301 人以上の民間事業主に対して、女性の活躍に関する状況や課題に関する情報の公表や、事業主行動計画の策定を義務づけています。な

お、従業員数が300人以下の民間事業主については、努力義務となっています。

<「働き方改革」に関する動き>

国は、平成28（2016）年に、女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる、いわば全員参加型の社会をめざして「ニッポン一億総活躍プラン」を策定し、働き方改革や子育て支援や介護の環境整備等の取り組みを始めました。「働き方改革実現会議」を設置し、非正規雇用の処遇改善、長時間労働の是正、柔軟な働き方がしやすい環境整備、女性・若者の人材が活躍しやすい環境整備などの方向性を示しています。

<法整備に関する動き>

①「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）の改正

平成25（2013）年の改正では、法律婚または事実婚の配偶者（婚姻関係を解消した場合の元配偶者も含む）に加え、生活の本拠をともにする交際相手からの暴力及びその被害者も法の適用対象となりました。

②「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（リベンジポルノ被害防止法）の制定

平成26（2014）年、私的に撮影された性的な画像などを撮影対象者の同意なくインターネットなどに公表する行為を法律で規制することとなりました。

③「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）の改正

平成28（2016）年の改正により、事業主に対して妊娠・出産などを理由とする上司や同僚からの嫌がらせの防止措置を講ずることを義務づけました。

④「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正

平成28（2016）年の改正により、介護休業の分割取得や介護休暇・子の看護休暇の取得単位の柔軟化、育児休業などの対象となる子の範囲を拡大しました。また、事業主に対しては、育児休業や介護休業の取得などを理由とした上司や同僚からの嫌がらせを防止する措置を講ずることを義務づけました。

さらに、平成29（2017）年の改正では、1歳6か月に達した時点で、保育所に入れない等の場合に再度申出することにより、育児休業期間を「最長2歳まで」延長できるように、あわせて育児休業給付の支給期間も延長することとなりました。

⑤「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）の改正

平成 28（2016）年、被害者が拒んでいるにも関わらず、連続してブログや SNS 等の個人のページにコメントを送るなどの規制対象行為が拡大しました。また、警告を経なくても禁止命令等を行うことができるようになりました。

⑥「刑法の一部を改正する法律」の公布

平成 29（2017）年、近年の性犯罪の実情等に鑑み、刑法の強姦罪に関する部分が改正されました。これまでは強姦の被害者は女子のみとされていたのが男性にも拡大され、性犯罪の被害者の性別を問わない内容に変わりました。それにともない、罪名も「強姦罪」から「強制性交罪」に変更された他、法定刑を厳罰化するとともに、告訴がなくても起訴できるようになりました。

⑦「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の施行

平成 30（2018）年、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的として、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されました。

国及び地方公共団体の責務として、「政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする」と定められました。

（3）東京都の動き

①「東京都男女平等参画推進総合計画」の策定

平成 29（2017）年 3 月、男女共同参画社会基本法に基づく都道府県男女共同参画計画及び「東京都男女平等参画基本条例」に基づく行動計画として「東京都男女平等参画推進総合計画」を策定しました。この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく都道府県女性活躍推進計画と、「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく「東京都配偶者暴力対策基本計画」を合わせたものとなっています。

②「特定異性接客営業等に関する条例」の施行

平成 29（2017）年 7 月、主として女子高校生にマッサージ等を行わせたり、会話やゲームの相手をさせたりするなどのサービスを提供する、いわゆる「JK ビジネス」等について規制し、青少年の健全な育成を阻害する行為及び青少年を被害者とする犯罪を防止することを目的として、「特定異性接客営業等の規制に関する条例」が施行されました。

③「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念実現のための条例」の制定

平成30(2018)年、東京2020オリンピックの開催都市として、いかなる種類の差別も許されないという、オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現をめざすため、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念実現のための条例」を制定しました。条例の目的に啓発等の施策を総合的に実施することを明記し、「多様な性の理解の推進」及び「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」を図るものとしています。

(4) 西東京市の動き

①「西東京市男女平等参画推進計画」の策定

平成16(2004)年3月に「一人ひとりが自分らしく自立しいきいきと個性と能力を発揮できる社会をめざす」を基本理念とする「西東京市男女平等参画推進計画」を策定し、6つの領域に沿って施策を推進してきました。その後、平成19(2007)年に西東京市民意識・実態調査を実施、平成21(2009)年3月に第1次計画の基本理念や取り組みの領域を継承しつつ、第2次計画、平成26(2014)年には第3次計画を策定しました。計画の進行管理にあたっては、市民参加の恒常的推進組織として男女平等参画推進委員会が毎年、実績評価を行っています。

②配偶者暴力被害者への支援

配偶者からの暴力の被害者を支援する取り組みとして、平成18(2006)年度に西東京市配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議を設置し、情報交換等を通じ関係機関及び庁内関係部署相互間の連携強化を図ってきました。

また、平成26(2014)年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく「西東京市配偶者暴力対策基本計画」を策定し、第3次計画の中に位置づけました。

③西東京市男女平等推進センター パリテの開設

平成20(2008)年、相談、学習、情報発信・交流などの機能を備えた「男女平等推進センター パリテ」を開設しました。男女平等参画社会を推進していくための活動拠点として、パリテまつりの実施、相談事業、各種講座の開催、西東京市男女平等情報誌『パリテ』の発行などの事業を実施しています。施設運営にあたっては、企画運営委員会、利用者懇談会などを通して市民の意見を反映しています。

④「西東京ワークライフバランス推進労使宣言」、『「健康な職場環境を目指す健康市役所」宣言』、『「健康」イクボス・ケアボス宣言』の取り組み

西東京市は「健康」応援都市の実現をめざしていますが、平成22（2010）年3月に労使で「西東京ワークライフバランス推進労使宣言」を、平成28（2016）年3月に「健康な職場環境を目指す健康市役所」宣言を行いました。また、平成29（2017）年5月には市長が「健康」イクボス・ケアボスを宣言しました。その後管理職も順次宣言を行っています。いずれも職員のワーク・ライフ・バランスの実現や、心の健康の保持・増進、ハラスメントの防止に努めるだけではなく、「健康市役所」の成果を市民や社会に広げることを目的とした取り組みです。

⑤「西東京市子ども条例」の制定

平成30（2018）年10月に、今と未来を生きるすべての子どもがすこやかに育つ環境を整えるため、その理念を共有し、しくみを整え、市全体で子どもの育ちを支えていくことを目的として、「西東京市子ども条例」を制定しました。

この条例には、子どもの育ちを支える人たちの役割やその人たちへの支援、子どもの権利を守るための取り組み、相談・救済のしくみをつくること等を示しています。

3 計画の目的

この計画は、西東京市が行う男女平等参画施策の基本方針を示すと同時に、男女平等参画社会実現のための直接的、間接的な取り組みを体系化し取りまとめ、その施策を推進することを目的とするものです。

4 計画の性格・位置づけ

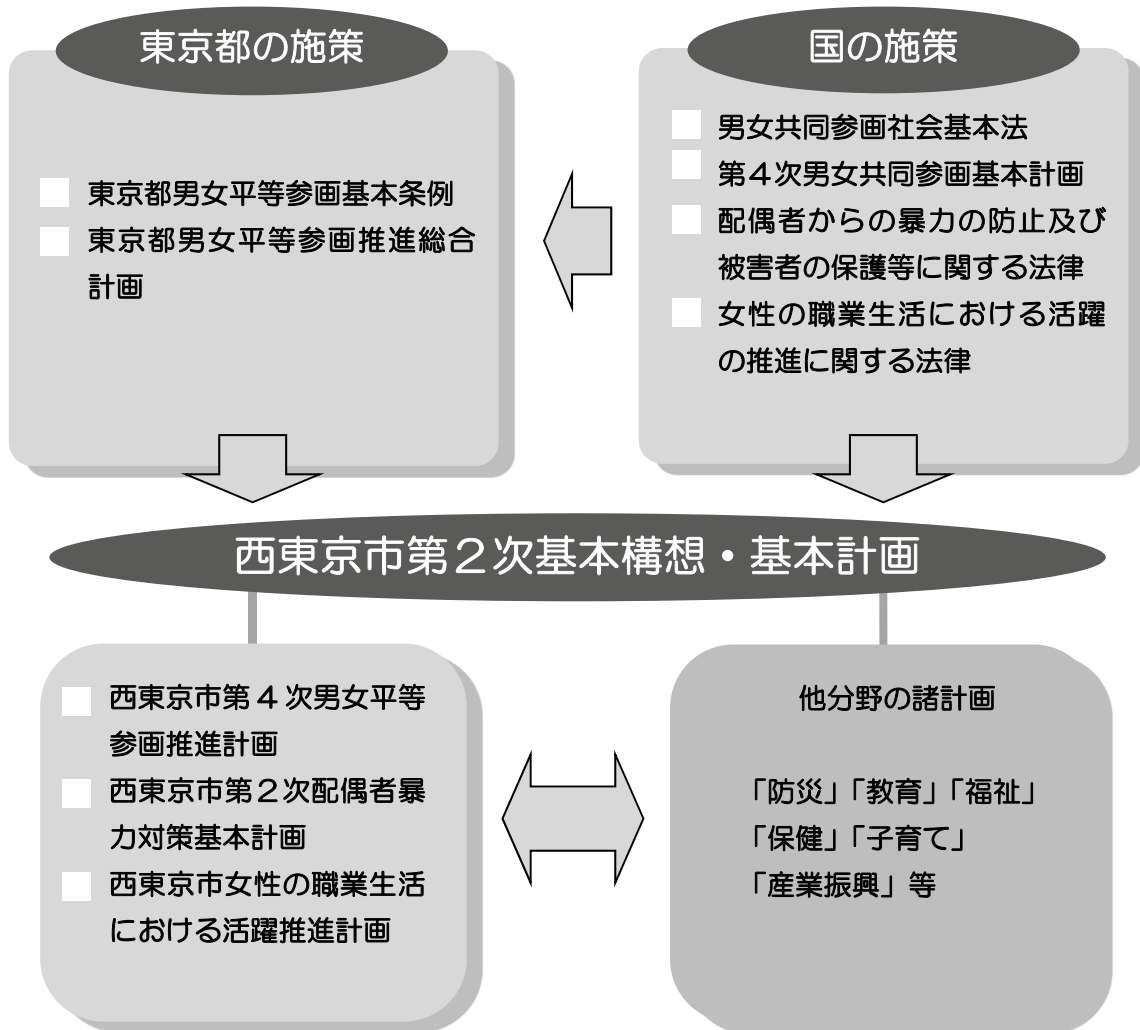
- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」に規定される「市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（第14条第3項）」です。
- (2) この計画は、「西東京市第2次基本構想・基本計画」や関連する他分野の計画と整合性を図りながら策定します。
- (3) この計画の基本目標Ⅰ（人権の尊重）の課題Ⅰ-3（配偶者等からの暴力の防止と被害者支援）は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」に該当し、「西東京市第2次配偶者暴力対策基本計画」として位置づけます。

- (4) この計画の基本目標Ⅲ（ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）と女性の活躍の推進）の課題Ⅲ-1（ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進）、Ⅲ-2（経済活動における女性活躍の推進）、及びⅢ-3（男性の家事・育児・介護への参画促進）は、「職業生活における女性の活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」に該当し、「西東京市女性の職業生活における活躍推進計画」として位置づけます。
- (5) この計画は、男女平等参画社会をめざす第1次、第2次、第3次の計画を継承するものであり、学識経験者や公募の市民等で構成される「西東京市男女平等参画推進委員会」での検討を中心に、「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」や「市民説明会」の意見などを踏まえ、策定します。
- (6) この計画は、西東京市の施策を進めるための行政の計画であるとともに、市民と協働で取り組むことを前提とした計画とします。
- (7) この計画は、全庁的に取り組んでいくことを前提とします。
- (8) この計画は、市民参加のもと策定後の取り組みの実施・点検・評価を行い、実効性の確保に努めていきます。
- (9) この計画のうち、西東京市の行政権限を越える課題については、国・東京都や関係機関、事業主等に対して、積極的に働きかけていくものとします。

5 計画の期間

この計画の期間は、平成31（2019）年度から2023年度までの5カ年とします。

〈計画の位置づけ〉



第2章 西東京市の現状と 男女平等参画の課題

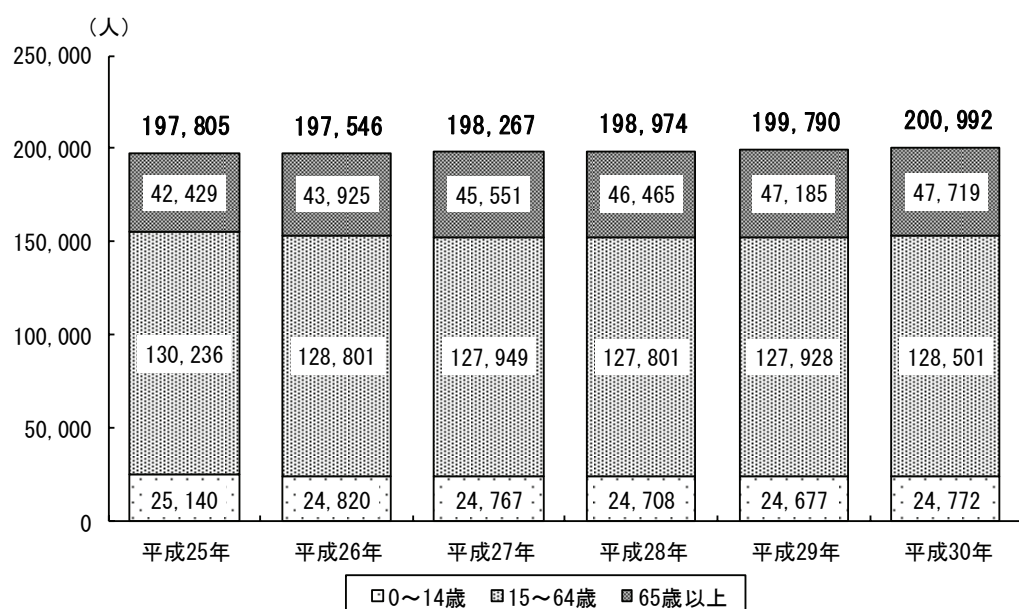
1 少子・高齢化と世帯構成の変化

(1) 3区分別人口の推移

西東京市の人口は、平成26(2014)年にわずかに減少したものの、おおむね増加傾向にあり、平成30(2018)年1月1日現在で200,992人となっています。

年齢3区分別の人口構成比をみると、0～14歳と15～64歳の割合は減少している一方で65歳以上の割合は、平成25(2013)年の21.4%から平成30(2018)年には23.7%と増加しています(図表1)。

図表1 年齢3区分別人口構成・構成比(西東京市)



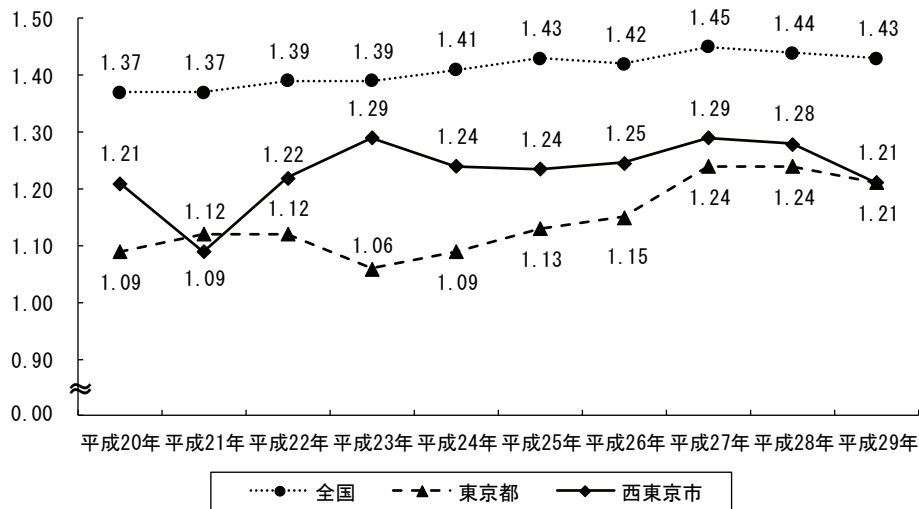
	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
0～14歳	12.7	12.6	12.5	12.4	12.4	12.3
15～64歳	65.8	65.2	64.5	64.2	64.0	63.9
65歳以上	21.4	22.2	23.0	23.4	23.6	23.7

資料：住民基本台帳(各年1月1日現在)

(2) 合計特殊出生率

西東京市の合計特殊出生率（1人の女性が一生に生む子どもの数）は、平成21（2009）年に1.09まで減少しましたが、その後回復し、全国平均より下回っているものの、おおむね東京都を上回っています。しかし、近年では東京都との差は縮まり、平成29（2017）年には東京都と同じく1.21となっています（図表2）。

図表2 合計特殊出生率の推移（全国、東京都、西東京市）

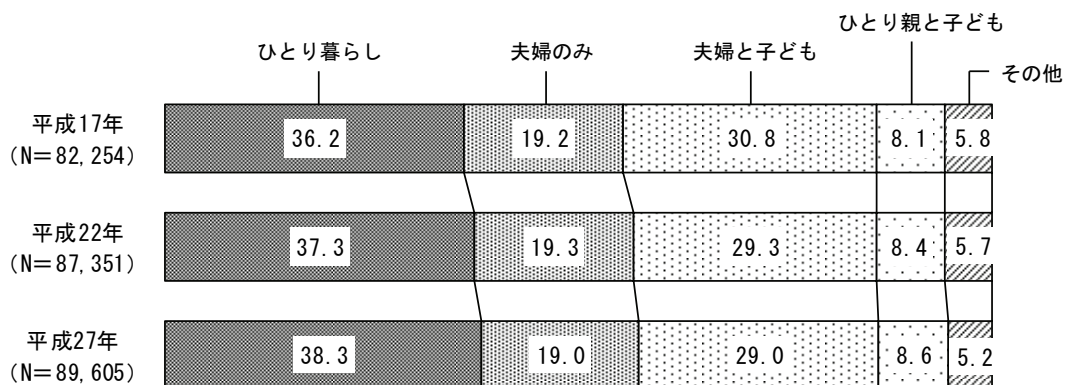


資料：人口動態統計

(3) 世帯類型の変化

西東京市の世帯類型の構成比をみると、平成17（2005）年から平成27（2015）年にかけてあまり大きな変化は見られません。しかし、「ひとり暮らし」、「ひとり親と子ども」は増加しています（図表3）。

図表3 世帯類型構成比の推移（西東京市）
【平成27年、平成22年、平成17年比較】



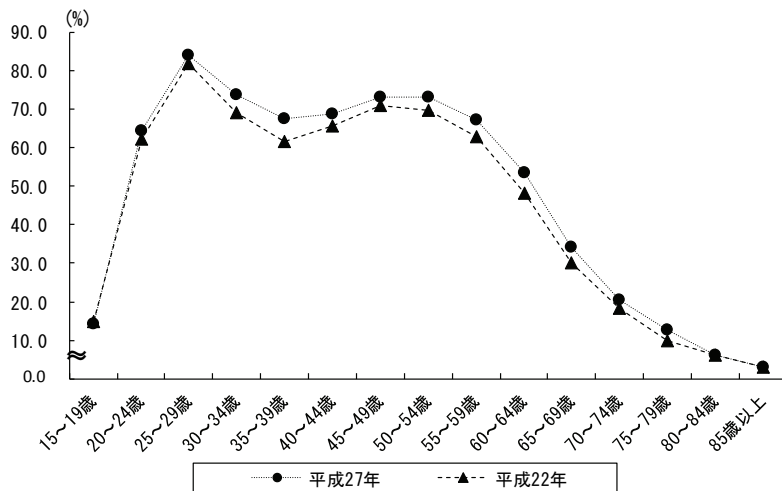
資料：国勢調査（平成27年、平成22年、平成17年）

2 女性の労働と男女平等参画

(1) 女性の労働力率

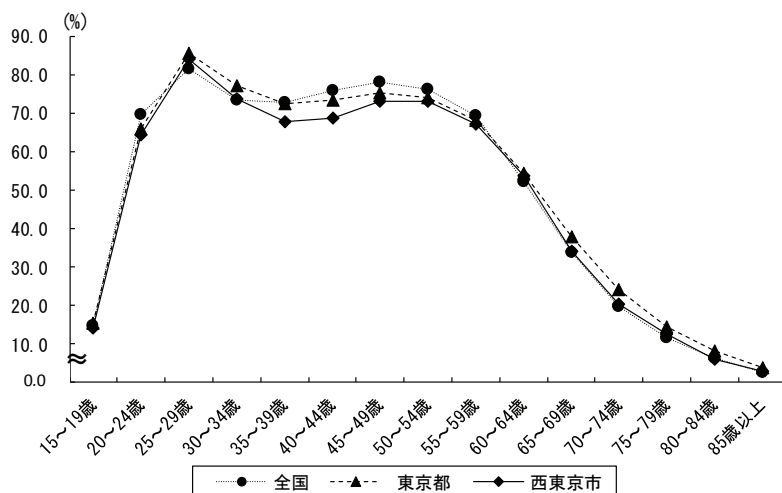
西東京市の女性の労働力率をみると、25～29歳で高くなっていますが、その後減少し、再び40～44歳で上昇しています。女性の労働力率は、いわゆるM字曲線を描いていることから、働いていた女性が結婚や育児で一時仕事を辞め、子育てが一段落してから再就職する傾向がわかります（図表4）。また、全国、東京都と比較すると、35～39歳のいわゆるM字の谷部分が低くなっています（図表5）。

図表4 15歳以上の年齢階級別女性の労働力率の推移（西東京市）
【平成27年、平成22年比較】



資料：国勢調査（平成27年、平成22年）

図表5 15歳以上の年齢階級別女性の労働力率の比較（全国、東京都、西東京市）



資料：国勢調査（平成27年）

(2) 審議会・委員会等への女性の参画状況

西東京市の審議会・委員会等委員に占める女性委員の割合は、平成 30（2018）年では、「地方自治法第 202 条の 3 に定める審議会（※1）」は 34.2%、「地方自治法第 180 条の 5 に定める委員会（※2）」は 16.2%となっており、東京都市町村合計よりもそれぞれ高い割合となっています。「その他審議会等」は 26.4%であり、東京都市町村合計よりも低くなっています（図表 6）。

図表 6 委員会・審議会等への女性の参画状況

	地方自治法(第202条の3) に定める審議会※ ¹			地方自治法(第180の5) に定める委員会※ ²			その他審議会等		
	委員 総数	女性 委員数	割合 (%)	委員 総数	女性 委員数	割合 (%)	委員 総数	女性 委員数	割合 (%)
西東京市	445	152	34.2	37	6	16.2	246	65	26.4
東京都 特別区合計	15,077	4,277	28.4	389	71	18.3	15,702	5,450	34.7
東京都 市町村合計	13,948	3,845	27.6	1,080	166	15.4	13,077	4,968	38.0
東京都 区市町村合計	29,025	8,122	28.0	1,469	237	16.1	28,779	10,418	36.2
東京都	716	215	30.0	92	12	13.0	1,715	478	27.9

資料：東京都生活文化局「区市町村の男女平等参画推進状況」（平成 30 年 4 月 1 日現在、東京都については平成 29 年 4 月 1 日現在）

※1 第二〇二条の三

- 1 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。
- 2 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。
- 3 附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

※2 第一八〇条の五

- 1 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。
 - 一 教育委員会
 - 二 選挙管理委員会
 - 三 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあっては公平委員会
 - 四 監査委員
- 2 前項に掲げるもののほか、執行機関として法律の定めるところにより都道府県に置かなければならない委員会は、次のとおりである。
 - 一 公安委員会
 - 二 労働委員会
 - 三 収用委員会
 - 四 海区漁業調整委員会
 - 五 内水面漁場管理委員会
- 3 第一項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。
 - 一 農業委員会
 - 二 固定資産評価審査委員会

3 配偶者等からの暴力

(1) 西東京市の相談状況

西東京市の婦人相談の延べ件数は、年度により上下しており、平成 27（2015）年度には 700 件を超えていますが、平成 29（2017）年度は 513 件となっています（図表 7）。

図表 7 西東京市婦人相談の相談件数

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
相談件数	556件	697件	724件	657件	513件

資料：西東京市

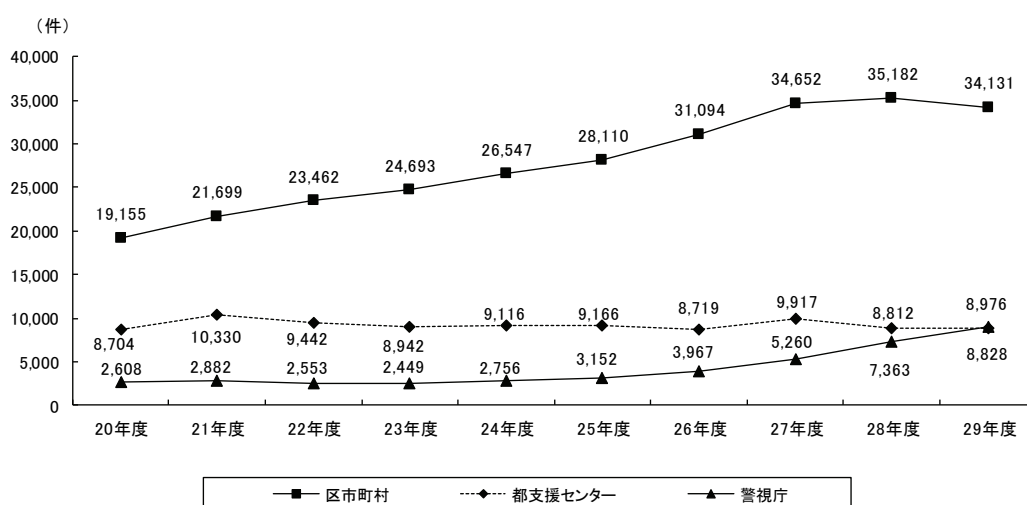
(2) 東京都内の相談状況

東京都内の各相談機関における相談件数の推移をみると、東京都の配偶者暴力相談支援センターの相談件数は、平成 20（2008）年度から増減を繰り返しながらも平均して 9,000 件前後で推移しています。

警視庁の総合相談センターや警察署に寄せられた相談件数は、平成 20（2008）年度から平成 24（2012）年度まで 2,000 件台と横ばいになっていましたが、平成 25（2013）年度から増加し、平成 29（2017）年度には 8,976 件となっています。

区市町村における相談件数は、平成 20（2008）年度の 19,155 件から年々増加し、平成 21（2009）年度には 20,000 件、平成 26（2014）年度には 30,000 件を超え、平成 29（2017）年度には 34,131 件となっています（図表 8）。

図表 8 都内各相談機関における配偶者暴力等相談件数の推移



資料：東京都福祉保健局

4 男女平等参画を取り巻く課題

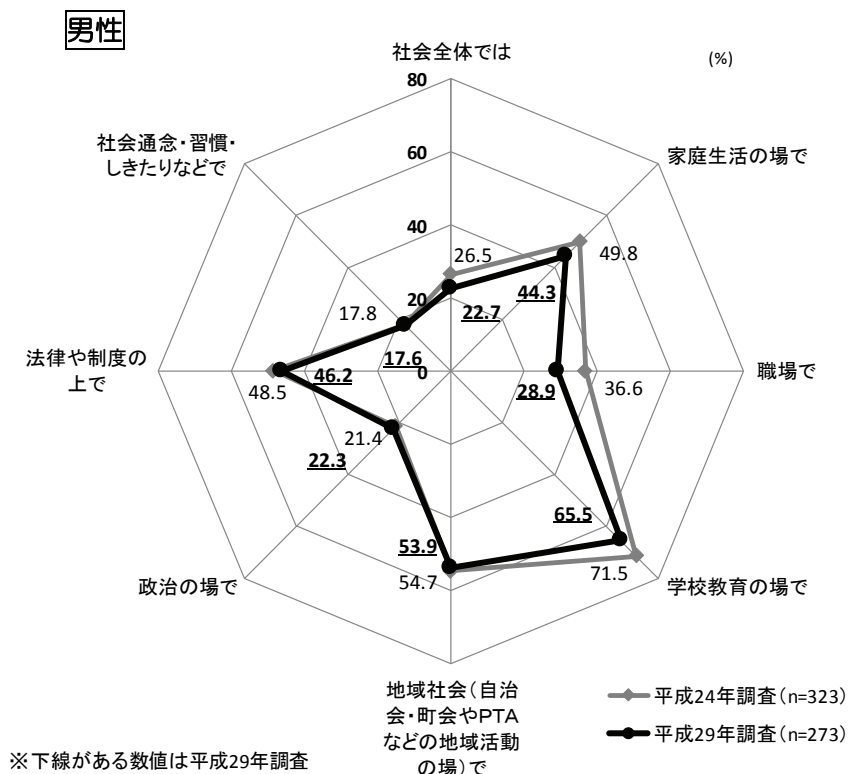
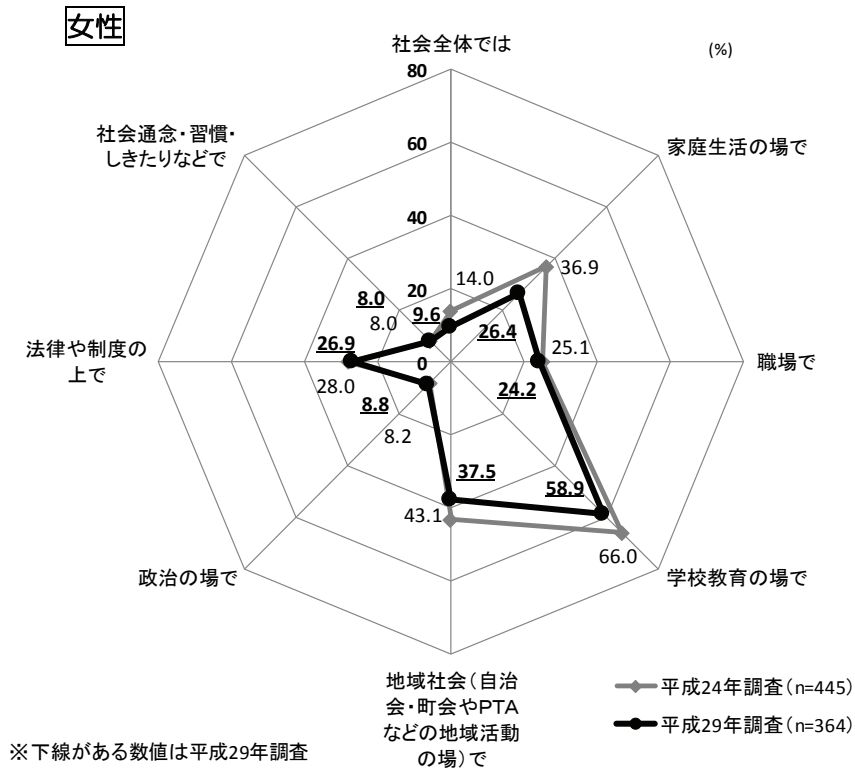
(1) 男女の地位の平等感

平成 29 (2017) 年に実施した「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」(以下、「実態調査」とする)では、男女の地位の平等感について『家庭生活の場で』、『職場で』、『学校教育の場で』、『地域社会(自治会・町会やPTAなどの地域活動の場)で』、『政治の場で』、『法律や制度の上で』、『社会通念・習慣・しきたりなどで』という7つの分野及び『社会全体では』についてたずねています。

「男女の地位は平等になっている」と答えている割合は、男女ともに『教育の場で』で最も高く、約6割～6割半ば程度ですが、その他の分野では低くなっています。『社会全体では』をみると、男女ともに平成 24 年調査よりも低く、女性は 9.6%、男性は 22.7%にとどまっています。

平成 24 年調査に比べ、《平等》と回答した割合は、女性は『政治の場で』、『社会通念・習慣・しきたりなどで』以外の項目で平成 29 年調査が下回っています。男性は『政治の場で』以外の項目で平成 29 年調査が下回っています(図表9)。

図表9 男女の地位の平等感（性別）【平成29年、平成24年比較】
 <《平等》と回答した割合>



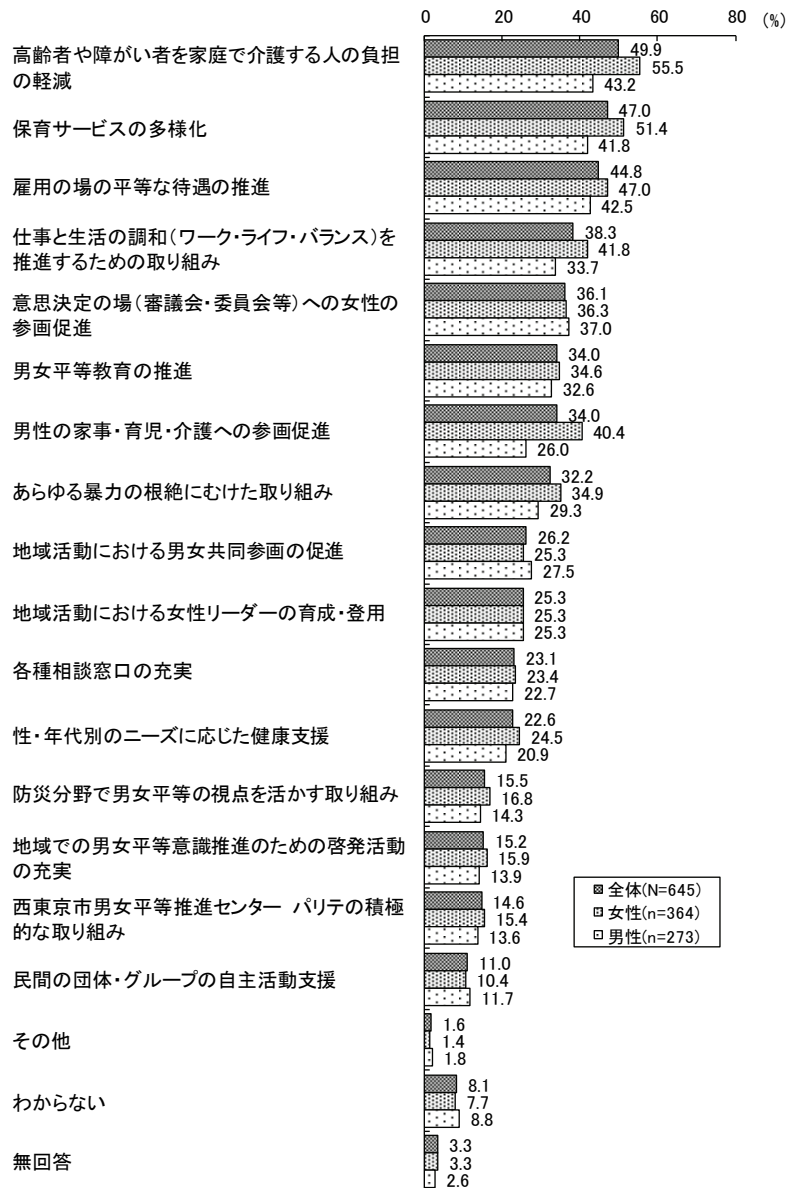
※ 対象者の年齢は、平成24年調査は18歳以上70歳未満、平成29年調査は18歳以上です。
 資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成29年、平成24年）

(2) 西東京市が特に力を入れていくべき男女平等参画施策

市民意識実態調査では、男女平等をめざした取り組みのうち、西東京市が特に力を入れていくべき施策についてたずねています。

全体では、「高齢者や障がい者を家庭で介護する人の負担の軽減」、「保育サービスの多様化」、「雇用の場の平等な待遇の推進」が4割を超え、上位にあがっていますが、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進するための取り組み」、「意思決定の場（審議会・委員会等）への女性の参画促進」、「男女平等教育の推進」、「男性の家事・育児・介護への参画促進」、「あらゆる暴力の根絶にむけた取り組み」も3割を超えています（図表 10）。

図表 10 西東京市が特に力を入れていくべき男女平等参画施策（全体、性別：複数回答）



資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成 29 年）

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

この計画の基本理念は、次のとおりとします。

**一人ひとりが自分らしく自立し、
いきいきと個性と能力を発揮できる社会をめざす**

基本理念の実現に向けて、以下の3つの視点を掲げます。

◎人権の尊重

私たちは、誰もが性別等により差別されることなく、人権を尊重する社会をめざします。

◎個性の尊重

私たちは、自らの意思と責任により、多様な生き方の中から自分らしい生き方を選択することができる社会をめざします。

◎男女平等参画

私たちは、家庭、仕事、地域活動など、あらゆる分野に男女が対等な立場で参画し、責任を分かち合う社会をめざします。

2 基本的考え方

この計画は、すべての男女を施策の対象とし、性別等により異なる扱いがされない社会をめざしています。一方、妊娠・出産に関する女性特有の機能について保護の対象とすることは、男女平等に反するものではなく、社会として必要なことと考えます。また、この計画では、差別の結果生じている男女間の格差を改善するためには、必要な範囲において男女のいずれか一方に対して、参画の機会を積極的に提供する必要があると考えます。

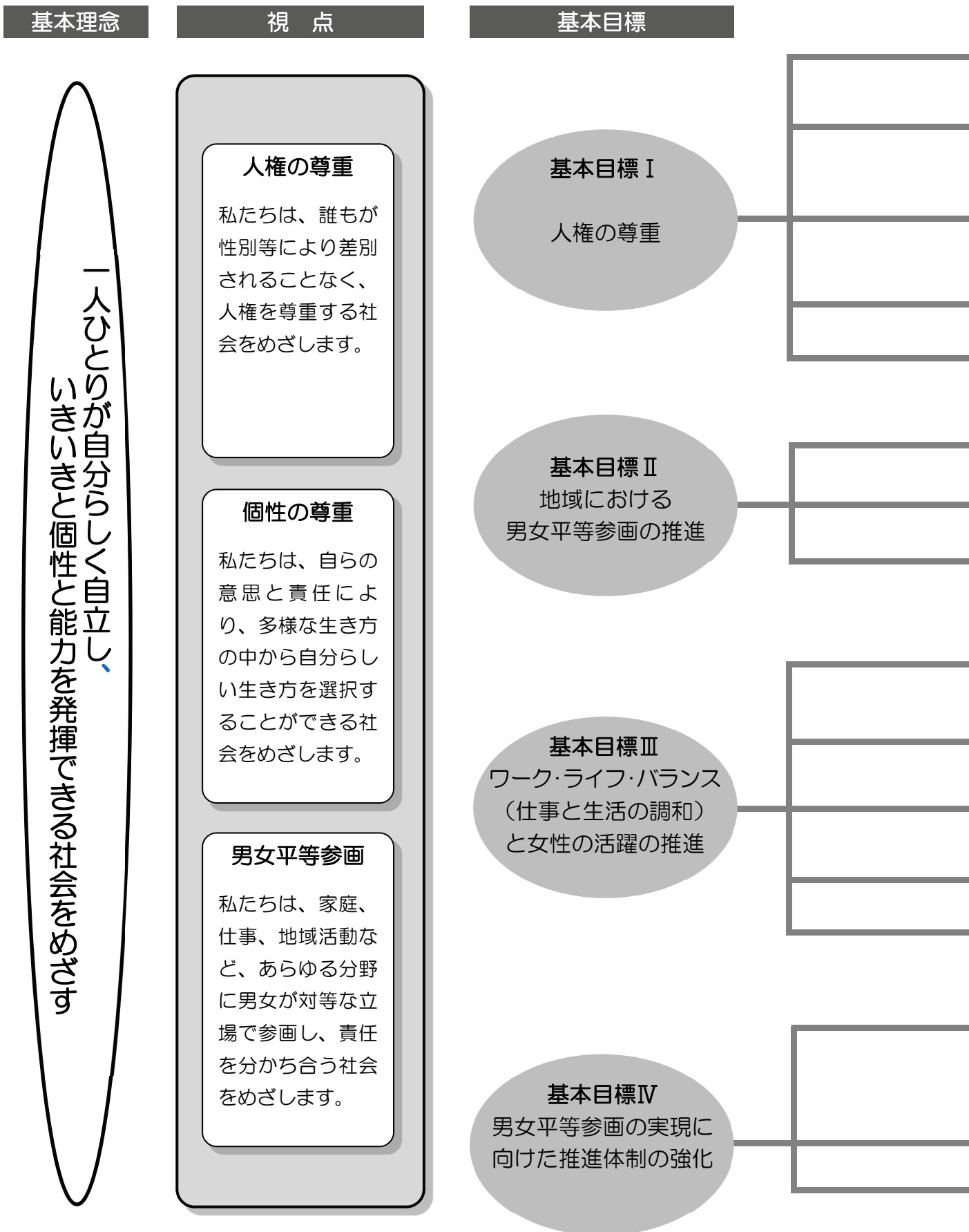
3 基本目標と重点課題の設定

この計画では、4つの基本目標を設定し、目標を実現するための課題を明らかにし、課題解決に向けた施策を提示しています。

また、基本目標ごとに重点的に取り組む課題として重点課題を選定し、より積極的に施策の展開を図ります。

さらに、この計画では、達成度を確認し、計画の進捗を把握するため、課題ごとに指標と目標値を設定しています。

4 計画の体系



※1 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく市町村基本計画」
 ※2 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく市町村推進計画」

課題（★は重点課題）	施策
I-1 ★ 男女の固定的性別役割分担意識の解消	(1) 男女平等参画推進のための意識啓発と情報提供 (2) 男女平等に関する学習機会の提供 (3) メディア・リテラシーの普及・啓発の推進
I-2 家庭・学校・地域における男女平等教育と学習の推進	(1) 男女平等参画推進のための教育・学習の実施 (2) 多様な性・多様な生き方を認める人権尊重の意識づくり (3) 保護者・保育士・教員・地或団体等の男女平等意識の啓発
西東京市第2次配偶者暴力対策基本計画※1	
I-3 ★ 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援	(1) 暴力の未然防止と早期発見 (2) 相談窓口の充実 (3) 被害者の安全の確保と自立への支援 (4) 市の体制整備に向けた取り組みの強化 (5) 関係機関との連携強化
I-4 男女平等を阻む暴力の防止（セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力等）	(1) 暴力の防止に向けた意識啓発 (2) 暴力の被害者に対する支援
I-5 性と生殖に関する健康支援	(1) からだと性に関する正確な情報の提供 (2) 性差に応じた健康支援
II-1 ★ 政策・方針決定過程への男女平等参画の推進	(1) 審議会・委員会等への女性の積極的登用 (2) 人材に関する情報の収集と人材の養成
II-2 地域活動における男女平等参画の推進	(1) 女性リーダーの育成と参画の促進 (2) 地域活動等への男性の参画の促進 (3) 市民活動団体との協働
II-3 男女平等参画の視点による防災・減災のまちづくりの推進	(1) 防災対策における女性の参画拡大 (2) 男女平等参画の視点を取り入れた地域防災活動の推進
西東京市女性の職業生活における活躍推進計画※2	
III-1 ★ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	(1) ワーク・ライフ・バランスの啓発と情報提供 (2) ワーク・ライフ・バランスの促進に向けた事業所への働きかけ
III-2 経済活動における女性活躍の推進	(1) 女性の就労及びキャリア形成支援 (2) 市内の事業所における女性の活躍の推進 (3) 女性農業者への支援 (4) 女性の起業、コミュニティビジネス等への支援
III-3 男性の家事・育児・介護への参画促進	(1) 男性の家事・子育てへの参画促進 (2) 男性の介護への参画促進
III-4 子育てへの支援	(1) 子育て支援サービスの充実 (2) 地域での子育て支援の促進 (3) ひとり親家庭への支援
III-5 介護への支援	(1) 地域での支え合いのしくみづくり (2) 家族介護者への支援
IV-1 ★ 庁内推進体制の充実	(1) 庁内推進体制の充実・強化 (2) 男女平等推進条例設置の検討 (3) 国や都、他自治体等との連携や情報交換 (4) 男女平等参画に関する職員の理解促進 (5) 男女ともに働きやすい職場環境の整備 (6) 管理的立場における女性職員の参画促進
IV-2 男女平等推進センター パリテの事業の充実	(1) 相談機能の充実 (2) 学習機能の充実 (3) 情報収集・提供の充実 (4) 市民との協働
IV-3 男女平等参画推進計画の進行管理	(1) 市民参画の恒常的推進組織による計画の進行管理

第4章 計画の内容

基本目標Ⅰ

人権の尊重

◆人権尊重を基礎として、男女平等参画の意識づくりと男女平等教育を進めます

すべての人間は生まれながらにして平等であり、あらゆる差別は人間としての権利と自由を侵害するものです。女子差別撤廃条約は、人権に関する国際規約の締約国が男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、女性に対するあらゆる差別を撤廃するための必要な措置をとることを求めており、人権尊重は男女平等参画の基礎的な概念となっています。

平成11（1999）年に男女共同参画社会基本法が制定されてから約20年が経ちますが、現在も「男性は仕事、女性は家庭」などの固定的な性別役割分担意識は残り、あらゆる分野で男女平等参画の推進を阻害する要因のひとつとなっています。

このため、人権尊重を基礎として、男女平等参画の意識づくりと男女平等教育を進めます。

また、人権尊重の観点から、性的マイノリティへの支援について取り組む必要があります。偏見や差別を解消するため、性的マイノリティについての理解を促進し、多様な性のあり方を認め合う意識の育成に努めます。

◆男女平等参画を阻む、あらゆる暴力の未然防止と被害者支援に取り組めます

配偶者等からの暴力をはじめ、さまざまなハラスメント行為、性暴力、ストーカー行為などは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。これらの暴力は、本来は対等であるはずの男女の関係性の歪みから生じており、男女平等参画社会の実現を阻害する要因のひとつとなっています。誰もが互いの人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりをもつことは、男女平等参画社会づくりの前提です。

このため、男女平等参画を阻む暴力の未然防止と被害者の支援に取り組めます。

◆性と生殖に関する健康支援に取り組めます

女性が生涯を通じて健康な生活を送ることは、女性の権利とされています。女性には妊娠・出産、女性特有のがんなど、男性とは異なる健康課題があります。

このため、女性が安心して医師に健康上の悩みを相談でき、適切な医療を受けられるように、医療機関と連携しながら女性の健康支援に取り組めます。

また、男性に対する健康支援も重要です。このため、性と生殖に関する健康と権利の視点から、市民が生涯を通じて健康な生活を送ることができるよう、情報提供や支援を行います。

I-1 男女の固定的性別役割分担意識の解消 ★重点課題

男女平等の意識づくりは、これまでもさまざまな形で進められてきましたが、依然として男女の固定的性別役割分担意識（「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」などと性別によって役割を固定する考え方）が根強く残っています。

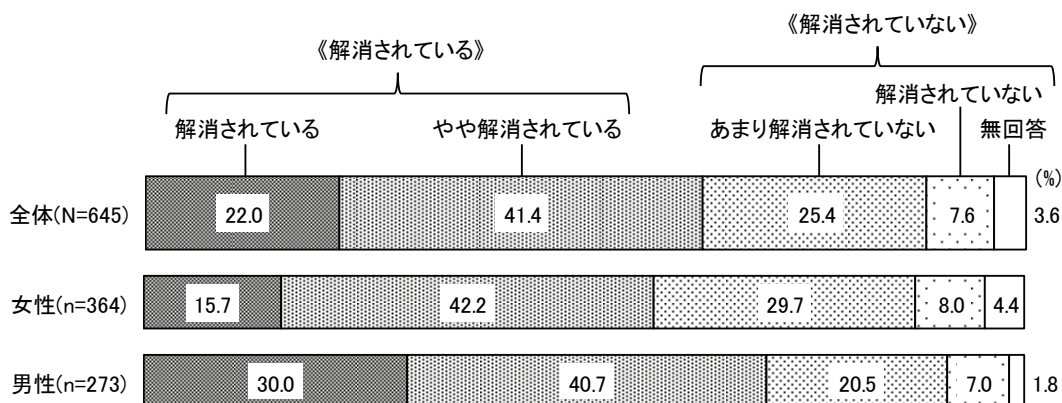
実態調査によれば、固定的性別役割分担意識について、女性は37.7%、男性は27.5%が《解消されていない》と回答しており、女性と男性の間で差が見られます（図表I-1）。

性別にとらわれず、市民一人ひとりが、いきいきと個性と能力を発揮できる男女平等参画社会を実現するために、男女の固定的性別役割分担意識の解消を進めます。

また、メディアから発信される情報は、市民の男女平等に対する考え方や、固定的性別役割分担意識に影響を及ぼします。

メディアが発信する情報を、市民が的確に理解し、主体的に判断できる能力を身につけることができるよう、メディア・リテラシーの普及・啓発を進めるとともに、市の発行物等の表現において、男女平等の視点の徹底に努めます。

図表 I-1 固定的性別役割分担意識についての考え（全体、性別）



資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成29年）

(1) 男女平等参画推進のための意識啓発と情報提供

市民一人ひとりが、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個性と能力を発揮できるよう、男女平等参画推進のための意識啓発と情報提供の充実を図ります。

事業	内容	担当課
①情報誌パリティの発行と配布	情報誌パリティを発行し、市民の男女平等意識のさらなる定着と浸透及び男女の固定的役割分担意識の解消を図ります。作成については市民参画で行います。また、多くの市民が読めるように配布について工夫します。	協働コミュニティ課
②情報の提供	男女平等意識や男女平等参画について、市報、市ホームページ、パネル展などさまざまな媒体を通して、情報提供を行います。	協働コミュニティ課 秘書広報課 公民館 図書館
③パリティまつりの開催	パリティまつりを開催し、多くの市民に向けて、男女平等参画について発信します。	協働コミュニティ課

(2) 男女平等に関する学習機会の提供

身近な生活のさまざまな問題を通して、市民が固定的性別役割分担意識に気づき、男女平等参画について学べるように学習の機会を提供します。

事業	内容	担当課
①男女平等参画の視点にたった各種講座の開催	広く市民に向けて、男女平等意識の浸透と定着を図り、男女平等参画に関わるさまざまな問題について、ともに考え、理解し、自ら解決する力をつけるために各種講座を開催します。	協働コミュニティ課 子ども家庭支援センター 公民館
②資料の収集と図書の新し出し	市民が男女平等参画について学び、情報を入手できるように、男女平等に関する資料の収集や図書の新し出しを行います。	協働コミュニティ課 図書館

(3) メディア・リテラシーの普及・啓発の推進

市民が情報を取捨選択し活用する能力の向上を図れるよう、メディア・リテラシーの普及・啓発を推進するとともに、市発行物等の表現における男女平等ガイドラインを庁内に周知します。

事業	内容	担当課
①情報誌パリティや講座等によるメディア・リテラシーの普及・啓発の推進	情報を取捨選択し活用する能力など、メディア・リテラシーの普及・啓発を推進します。	協働コミュニティ課
②市発行物等の表現における男女平等ガイドラインの周知徹底	市報やホームページ、市発行物における表現において、男女平等の視点が徹底されるよう、庁内に周知するとともに、作成したガイドラインの具体例について適宜追加を行います。	協働コミュニティ課 秘書広報課

I-2 家庭・学校・地域における男女平等教育と学習の推進

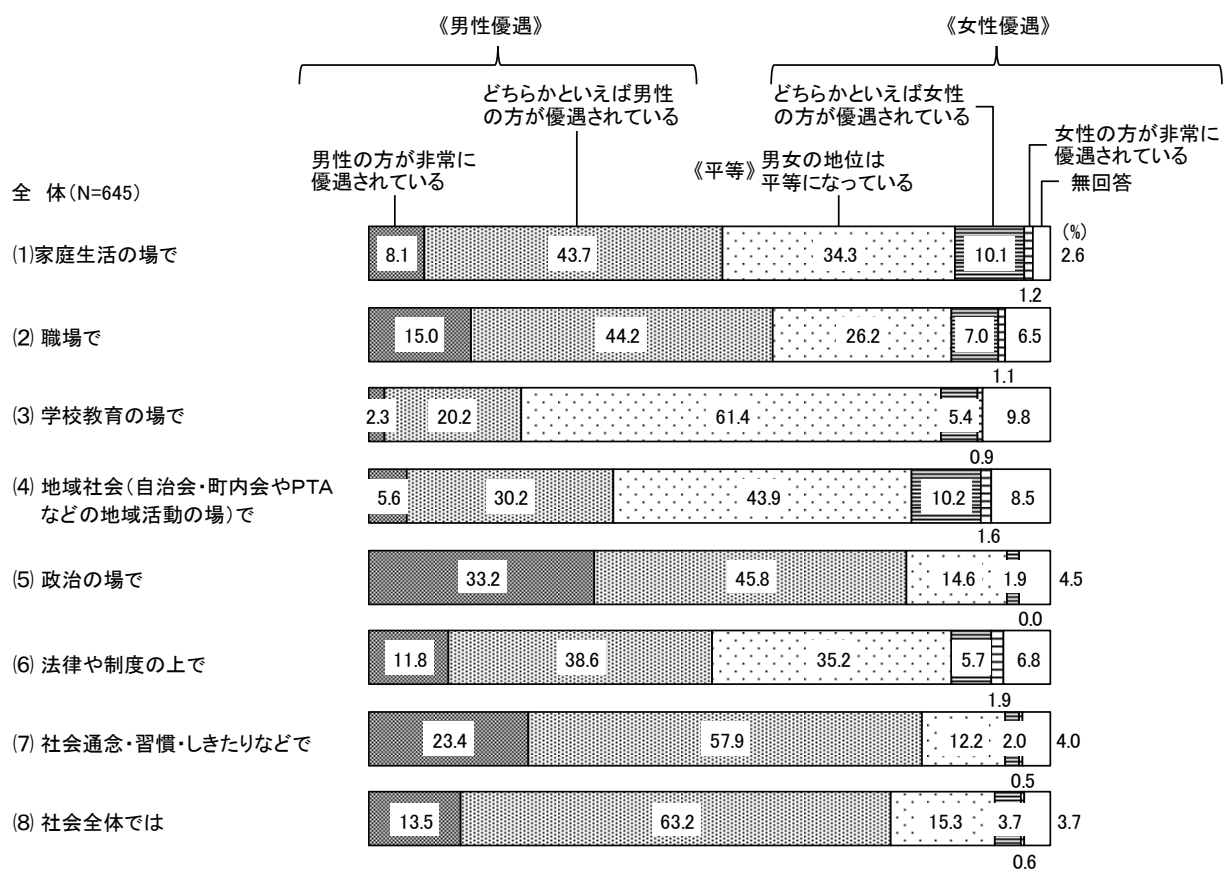
家庭や学校における教育は、子どもの意識や考え方に大きな影響を及ぼします。

実態調査によれば、男女の地位の平等感について、『社会全体では』は《男性優遇》が76.7%となっており、特に『社会通念・習慣・しきたりなどで』、『政治の場で』の2分野では《男性優遇》が8割程度と高くなっています（図表I-2）。性別にみると、どの分野でも女性は男性より《男性優遇》、男性は女性より《平等》、《女性優遇》の割合が高くなっています（図表I-3）。

また、同じく実態調査によれば、性的マイノリティへの取り組みを進めることについて、6割以上が「必要だと思う」と回答し、必要な対策として、環境整備、教員や市職員の研修、市民や企業等に対する意識啓発、相談窓口の充実などをあげています（図表I-4、I-5）。

男性、子ども、若者世代などを含め、あらゆる年代の市民が、男女平等参画社会について理解を深め、性別にとらわれることなく多様な生き方を認め合うための男女平等教育の実施と学習機会の提供を行います。

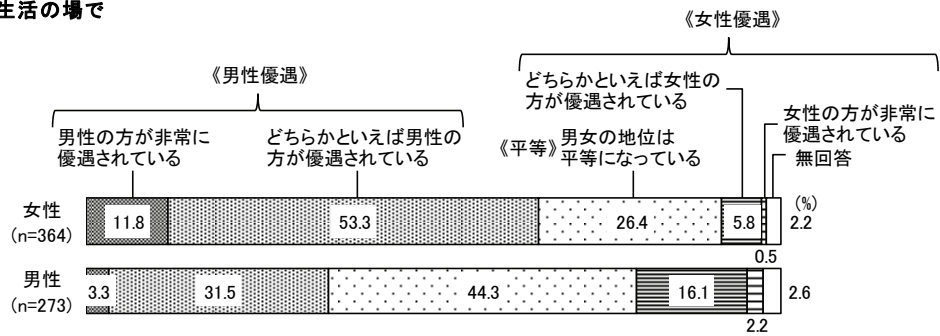
図表 I-2 男女の地位の平等感（全体）



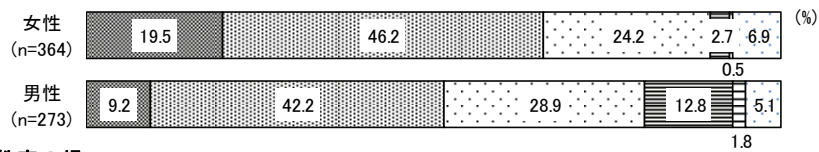
資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成29年）

図表 I-3 男女の地位の平等感（性別）

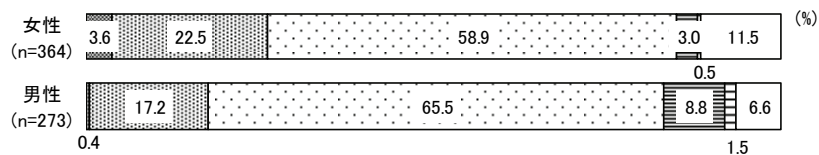
(1) 家庭生活の場で



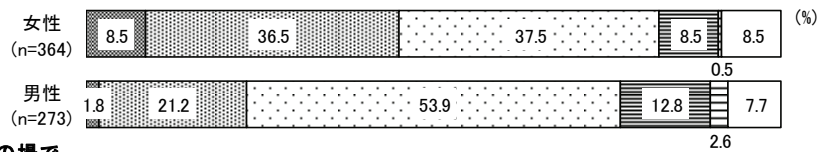
(2) 職場で



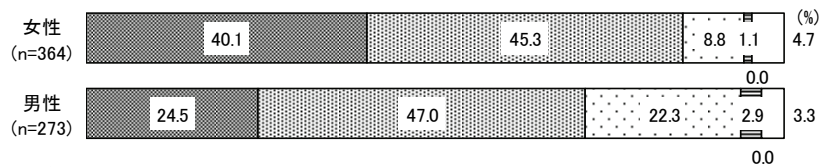
(3) 学校教育の場で



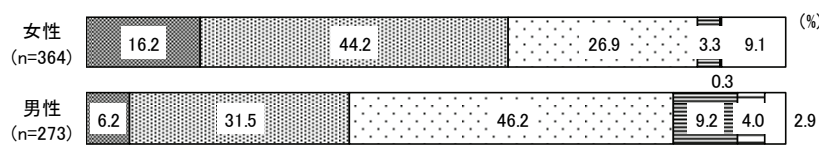
(4) 地域社会（自治会・町内会やPTAなどの地域活動の場）で



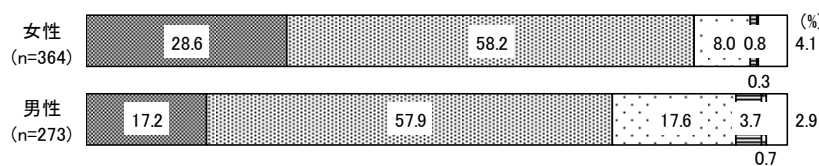
(5) 政治の場で



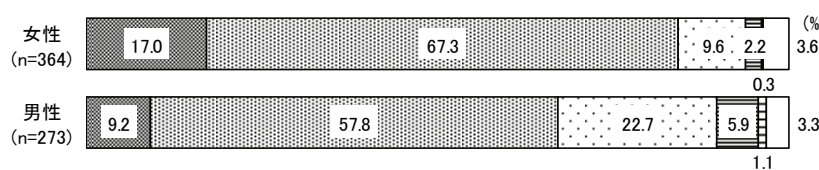
(6) 法律や制度の上で



(7) 社会通念・習慣・しきたりなどで

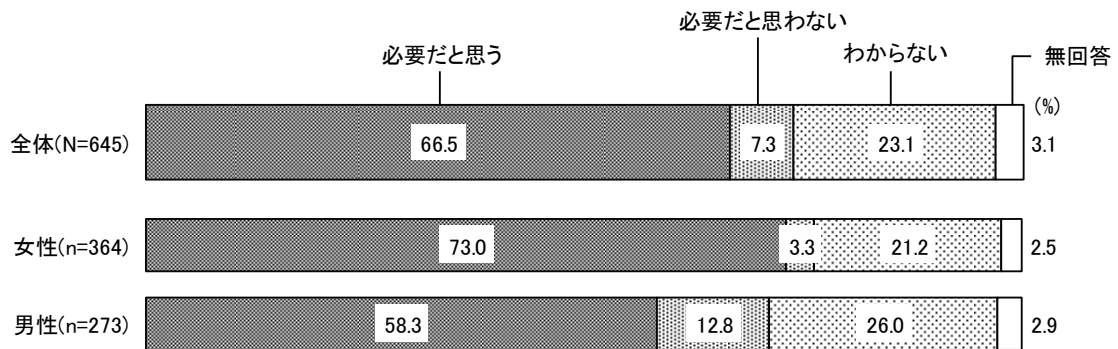


(8) 社会全体では



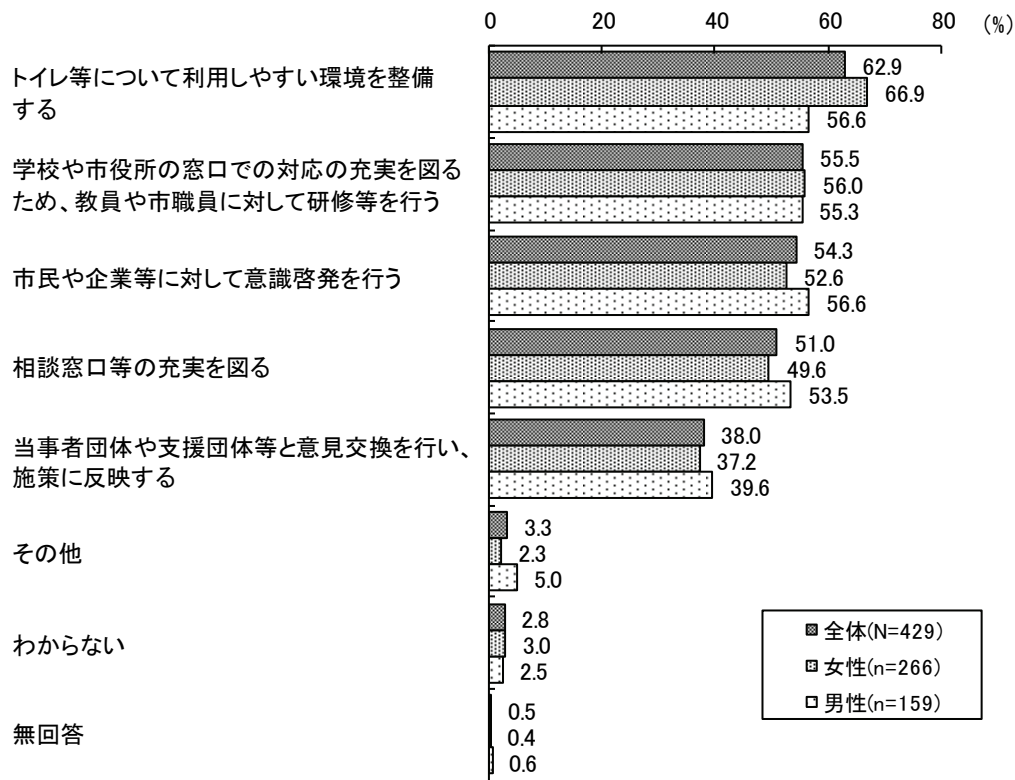
資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成 29 年）

図表 I-4 性的マイノリティへの取り組みについての考え方（全体、性別）



資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成 29 年）

図表 I-5 性的マイノリティが生活しやすくするために必要な対策（全体、性別：複数回答）
＜必要だと思う人＞



資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成 29 年）

(1) 男女平等参画推進のための教育・学習の実施

子どもの頃から固定的な性別役割分担意識にとらわれない価値観を身につけ、多様な選択肢の中から将来の生き方を選ぶことを支援するため、学校等において、男女平等参画推進のための教育・学習を実施します。

事業	内容	担当課
①男女平等の視点にたった名簿等の活用	学校における名簿等の作成にあたっては、男女平等の視点にたって児童・生徒一人ひとりが自分らしく自立し、いきいきと個性と能力を發揮できるよう留意します。	教育指導課
② 固定的な性別役割にとらわれないキャリア教育の実施	児童・生徒が、性別にとらわれず、個々の能力を發揮できる進路を選択できるように、キャリア教育を行います。	教育指導課
③学校等における男女平等教育の実施	男女共修や介護体験などを通じて、男女平等教育を実施します。また、からだと性に関する正しい知識を身につけ、自他ともに尊重した性教育を実施します。	協働コミュニティ課 教育指導課
④保育園や児童館、図書館などにおいて、男女平等の視点をもった関係図書の紹介等	保育園や児童館、図書館などにおいて、男女平等の視点をもった本・絵本・児童書などの紹介等を行います。	協働コミュニティ課 保育課 児童青少年課 図書館

(2) 多様な性・多様な生き方を認める人権尊重の意識づくり

すべての人があらゆる場面で活躍できる男女平等参画を実現するために、性自認（自分が認識している自分自身の性別）や性的指向（どの性別の人を好きになるか）の多様なあり方、性別にとらわれない多様な生き方を認める人権尊重の意識づくりを進めます。

事業	内容	担当課
①学校における人権教育の実施	学習指導要領等に基づき、授業や活動などで人権尊重や男女平等などについて指導の充実を図り、学校における人権教育を実施します。	教育指導課
②多様な性や生き方に関する理解の促進	すべての人々がそれぞれの立場で性自認・性的指向の差別解消の取り組みを協働で進めるために、性的マイノリティの理解に向けた講座・講演会や情報提供等を通して、性の多様化や家族形態の多様化等に対する理解の促進を図ります。	協働コミュニティ課
③情報誌パリテの発行と配布（再掲）	情報誌パリテを発行し、市民の男女平等意識のさらなる定着と浸透及び男女の固定的役割分担意識の解消を図ります。作成については市民参画で行います。また、多くの市民が読めるように配布について工夫します。	協働コミュニティ課
④国際交流等行事の実施	国籍、民族、文化、習慣等の異なる人々が互いを理解しあい、地域でともに暮らす多文化共生を推進します。	文化振興課

(3) 保護者・保育士・教員・地域団体等の男女平等意識の啓発

子どもたちの成長に深く関わる、保護者、保育士、教員、並びに地域で活動する民生委員・児童委員や地域の団体等に向けて、男女の固定的性別役割分担意識の解消を進めるため、男女平等についての理解促進と意識啓発を図ります。

事業	内容	担当課
①男女平等の視点にたった子育て情報誌の作成・配布	男性と女性がともに子育てに携わり、男女平等の視点をもって子育てができるように、子育てハンドブック等を作成し、配布します。	子育て支援課
②保育士等職員を対象とした男女平等意識の啓発	幼児や子どもの育成に携わる保育士や幼稚園教諭、学童指導員等が、男女平等意識に基づいて、保育や教育等ができるよう、啓発を行います。	子育て支援課 保育課 児童青少年課
③男女平等教育を推進するための教員の研修の実施	教員が男女平等意識に基づいて、子どもたちを教育・指導することの効果・必要性を学び、現場で役立てられるような研修を実施します。	教育指導課
④民生委員・児童委員や地域の団体等への啓発	民生委員・児童委員や、自治会・町内会長などの地域のリーダーが男女平等参画の必要性を理解して、地域活動を推進できるように、意識の醸成を図ります。	協働コミュニティ課 生活福祉課

I-3 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援 ★重点課題

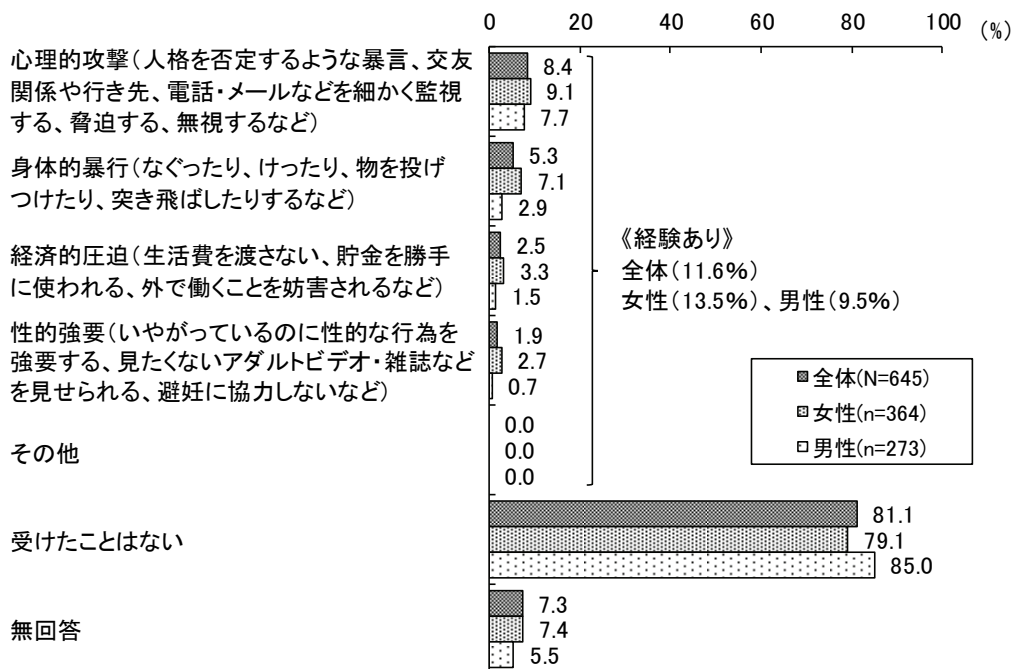
西東京市第2次配偶者暴力対策基本計画

実態調査によれば、女性は13.5%、男性は9.5%の人が、配偶者等から暴力を受けた経験があります。配偶者等から受けた暴力は、心理的攻撃が男女ともに最も多くなっています（図表I-6）。

また、配偶者等から暴力を受けた経験がある人のうち、女性は5割程度、男性は7割以上が誰にも相談していません（図表I-7）。相談しなかった理由としては、女性は「人に打ち明けることに抵抗があったから」、男性は「相談するほどのことではないと思ったから」が最も多くなっています（図表I-8）。そのため、DVに関する啓発・普及をさらに進めるとともに、相談窓口の周知を図り、DVの防止と被害者の支援体制を充実していくことが必要です。

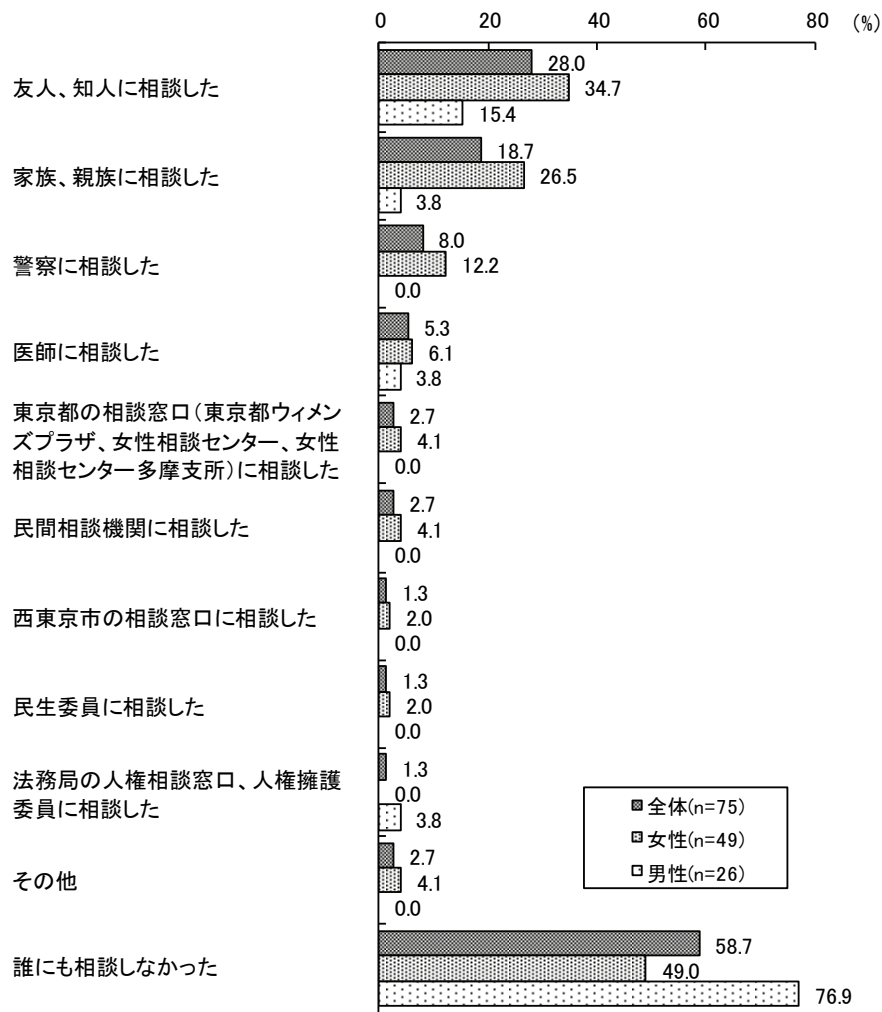
西東京市では、この計画の本項を「西東京市第2次配偶者暴力対策基本計画」と位置づけ、配偶者等からの暴力の防止、相談窓口の充実による早期発見と対応、被害者の安全確保と自立支援に取り組みます。さらに、庁内でDV被害者や加害者へ適切な対応ができるよう体制を整備するとともに、庁内関係各課や関係機関との連携を強化し、相談から自立まで、対象者一人ひとりに寄り添いながら切れ目のない支援をしていきます。

図表I-6 配偶者等から暴力を受けた経験（全体、性別：複数回答）



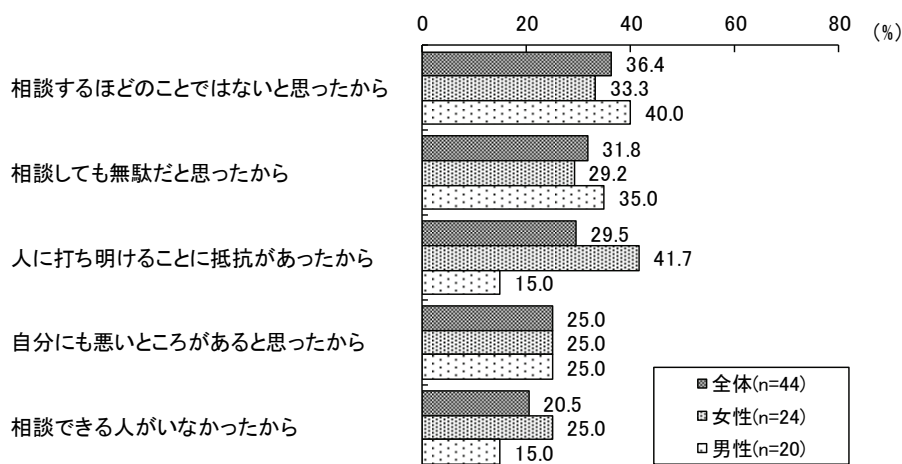
資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成29年）

図表 I-7 配偶者等から暴力を受けた時の相談経験（全体、性別：複数回答）
 <暴力を受けた経験がある人>



資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成 29 年）

図表 I-8 誰にも相談しなかった理由（上位 5 位）（全体、性別：複数回答）
 <誰にも相談しなかった人>



資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成 29 年）

(1) 暴力の未然防止と早期発見

配偶者等からの暴力の未然防止と早期発見・対応に向けた啓発、市民や職務関係者との連携を進めます。

事業	内容	担当課
①講演会やパンフレット等による啓発	暴力の未然防止と早期発見を市民に働きかけるため、講演会やパンフレット等による啓発を行います。	協働コミュニティ課
②デートDV防止の啓発	恋人等親密な関係にある男女間の暴力の防止について、啓発を行います。	協働コミュニティ課
③早期発見に向けた市民、職務関係者との連携	暴力の早期発見・早期対応に向けて、市民、市の相談窓口や警察等の職務関係者との連携を進めます。	協働コミュニティ課

(2) 相談窓口の充実

DV被害者に相談窓口を利用してもらえるよう、相談窓口の周知とDVに関する情報提供を行います。そして、男女平等の視点にたち、誰もが問題解決の糸口を見出すことを支援する相談を通してDVの被害者を発見し、被害者の安全の確保と自立への支援につなげます。

事業	内容	担当課
①相談窓口の周知と情報の提供	さまざまな相談窓口を通してDVの被害者を発見し、適切な支援につなぐため、相談窓口の周知を図り、DVについて情報提供を行います。	協働コミュニティ課 関係各課
②女性相談の実施	男女平等の視点にたち、女性が抱える自分自身、家族、職場の人間関係、心とからだ、DVなどの問題等についての相談事業を実施します。	協働コミュニティ課
③一人ひとりの状況に応じた相談の実施	女性相談、子供家庭相談、ひとり親相談など、一人ひとりの状況に応じた相談を実施します。また、外国語（英語・韓国語等）による相談対応を検討します。	協働コミュニティ課 生活福祉課 子育て支援課 子ども家庭支援センター 健康課
④男性相談のあり方の検討	男女平等の視点にたち、男性が抱える自分自身、家族、職場の人間関係、心とからだ、DVなどの問題等についての相談事業のあり方を検討します。	協働コミュニティ課

(3) 被害者の安全の確保と自立への支援

DV被害者の安全を確保し、自立に向けて一人ひとりの状況に応じた切れ目のない支援を行います。

事業	内容	担当課
①緊急一時保護の実施	DV被害者の安全を確保するため、緊急一時保護の実施や宿泊費等の助成を行います。	協働コミュニティ課
②民間支援団体との連携	シェルターを運営している民間支援団体と連携し、DV被害者が安心して一時避難できる場所を確保します。	協働コミュニティ課
③一人ひとりの状況に応じた関係部署間の連携による支援と情報の提供	DV被害者の生活・子育て等を支援します。また、関係部署間で連携を図り、子どもの心のケアへの支援や保育・就学、必要な行政サービスを利用できるよう支援を行います。	協働コミュニティ課 健康課 生活福祉課 子育て支援課 関係各課
④被害者への自立支援の実施	DV被害者の自立を支援する講座を実施します。	協働コミュニティ課

(4) 市の体制整備に向けた取り組みの強化

DV被害者や加害者と接する可能性のある窓口職員のみならず、庁内全体でDV被害者へ適切な対応ができるよう、庁内での体制を整備します。

事業	内容	担当課
①職員研修の実施	相談窓口における2次被害を防ぐため、庁内関係各課の相談窓口等の職員に対してDVに関する職員研修を実施します。	協働コミュニティ課
②相談員の資質向上とメンタルケア	相談員の資質向上を支援するための研修やスーパーバイズ、相談員のメンタルケアに取り組みます。	協働コミュニティ課

(5) 関係機関との連携強化

DV 被害者の相談から自立まで、切れ目のない支援をしていくために、庁内関係各課、各種関係機関・専門家との連携を強化します。

事業	内容	担当課
① 庁内関係各課との連携の強化	DV 被害者が抱えているさまざまな問題の解決に向けて、庁内関係各課との連携を強化します。	協働コミュニティ課
② 各種関連機関・専門家との連携の強化	配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議を通じ、支援に必要な関係機関、専門家との連携を図ります。	協働コミュニティ課 市民課 保険年金課 健康課 生活福祉課 高齢者支援課 障害福祉課 子育て支援課 保育課 子ども家庭支援センター 教育企画課 関係各課
③ 配偶者暴力相談支援センター機能の検討	DV の防止及び被害者の保護のため、配偶者暴力相談支援センター機能について、検討します。	協働コミュニティ課

I-4 男女平等を阻む暴力の防止

(セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力等)

男女が平等に社会に参画していく上で、女性と男性が互いを尊重し、対等な関係をつくることが重要です。セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力などの暴力は、犯罪行為を含む重大な人権侵害であり、対等であるはずの男女の関係性に歪みを生じさせ、男女平等を阻む要因となっています。

東京都内におけるストーカー等に係る相談件数をみると、平成 28（2016）年以降 2,500 件前後となっており、女性の被害者が8割以上となっています（図表 I-9）。また近年では、いわゆる「JKビジネス^{*}」をはじめとした若年層を対象とした性暴力も問題となっており、一人ひとりが、日々の暮らしや身近な人間関係の中に潜むさまざまな暴力に気づき、暴力の防止に向けて行動することが大切です。

男女平等を阻む暴力を容認しない意識を育むことで暴力を防止するとともに、被害者の支援に取り組みます。

※「児童の性を売り物とする営業の一つ」で、主として「JK」、すなわち「女子高校生」などの児童を雇い、表向きには健全な営業を装いながら、性的なサービスを客に提供させるものです。児童が危険性を十分認識しないまま接近し、性被害等に遭うケースが発生しており、「女性に対する暴力」に当たる重大な人権侵害として、平成 28（2016）年度末に国による緊急対策が取りまとめられ、平成 29（2017）年度から取り組みが実施されています。また、東京都では平成 29（2017）年7月に「特定異性接客営業等に関する条例」を施行しました。

図表 I-9 ストーカー等に係る相談件数（東京都）

(件)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
女性	1,276	1,879	1,668	2,172	2,047
男性	190	325	289	414	379
総計	1,466	2,204	1,957	2,586	2,426

資料：警視庁

(1) 暴力の防止に向けた意識啓発

セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力、JKビジネス等、男女平等を阻むさまざまな暴力を防止するために、意識啓発を進めます。

事業	内容	担当課
①暴力防止に関する情報提供と学習機会の提供	さまざまな暴力の防止に向けて、チラシ・パンフレット・ホームページ等を通して情報を提供する他、講座等の学習機会を提供します。	協働コミュニティ課
②市内事業所への意識啓発	セクシュアル・ハラスメント等、職場の暴力の防止に向けて、市内事業所への啓発を行います。	協働コミュニティ課
③暴力の防止に関する市職員・教員への啓発・研修	市職員・教員に対し、さまざまな暴力についての啓発・研修を実施します。	協働コミュニティ課 職員課 教育指導課

(2) 暴力の被害者に対する支援

セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力等、男女平等を阻むさまざまな暴力の被害者に対し、相談等の支援を行います。

事業	内容	担当課
①相談の実施	教育相談、就学相談、スクールカウンセラーの相談などにおいてさまざまな暴力の事実が発覚したときは、緊急支援体制で関連部署や関係機関と連携し、被害者の保護に努めます。また、過去の暴力被害による心理的問題のある児童・生徒に対しては、医療機関等の関係機関と連携しながら必要な支援をします。	教育支援課
②女性相談の実施(再掲)	男女平等の視点にたち、女性が抱える自分自身、家族、職場の人間関係、心とからだ、DV などの問題等についての相談事業を実施します。	協働コミュニティ課
③緊急一時保護の実施(再掲)	DV 被害者の安全を確保するため、緊急一時保護の実施や宿泊費等の助成を行います。	協働コミュニティ課

I-5 性と生殖に関する健康支援

生涯を通じて健康な生活を送るためには、誰もが自分のからだや性について十分に理解し、自己決定をしていくことが大切です。特に、女性は妊娠や出産、女性特有のがんなど、男性とは異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があります。

最近では30歳代で出産する人が多く、西東京市でも同様の状況となっています（図表I-10）。年齢とともに母体や胎児の健康に対するリスクが高まるため、周産期の健康管理はますます重要になっています。さらに、女性特有のがん検診の受診率は2割程度～2割台となっており、がん検診の受診率をあげて、早期発見・早期治療へとつなげることも重要です（図表I-11）。

また、男性特有のがんがあることや、更年期障害が男性にもあることなど、男性に向けた健康に関する取り組みも重要になっています（図表I-12）。さらに近年では、都内における性感染症の疾病患者数も増加しており、男性の疾病患者数が女性の2倍に上っているため、性感染症に関する正しい情報の提供について取り組むことも重要です（図表I-13）。

市民が生涯を通じて健康な生活を送ることができるよう、からだと性に関する正確な情報の提供やそれぞれの性に対応した支援を行います。

図表 I-10 母の年齢別出生数（西東京市）

(人)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
15歳未満	0	0	0	0	0
15～19歳	10	8	9	8	13
20～24歳	76	92	77	73	69
25～29歳	374	334	318	325	309
30～34歳	623	584	583	605	577
35～39歳	442	427	431	423	428
40～44歳	81	94	105	123	117
45～49歳	3	2	1	1	7
50歳以上	0	0	0	0	0
不詳	0	0	0	0	0
総数	1,609	1,541	1,524	1,558	1,520

※ データは、当該年中（1月1日～12月31日）のもの
資料：東京都多摩小平保健所「事業概要」

図表 I-11 女性特有のがん検診の受診率（西東京市）

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
乳がん検診 (40歳以上の女性)	受診者数(人)	4,803	4,961	5,337	5,148	5,003
	受診率(%)	20.9	21.5	26.0	25.9	25.6
子宮がん検診 (20歳以上の女性)	受診者数(人)	5,284	6,164	4,658	4,942	4,886
	受診率(%)	17.7	20.0	21.0	18.4	19.0

※ データは、当該年度中（4月1日～3月31日）のもの
資料：西東京市

図表 I-12 男性特有のがん検診の受診率（西東京市）

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
前立腺がん検診 (年度末時点の年齢 が、50～74歳の偶数年 齢の男性市民)	受診者数(人)	2,470	2,835	2,884	2,282	2,347
	受診率(%)	16.8	19.1	18.9	14.8	14.8

※ データは、当該年度中（4月1日～3月31日）のもの
資料：西東京市

図表 I-13 性感染症定点報告疾病患者数（東京都）（疾病・性別）

【女性】

(人)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
性器クラミジア感染症	945	892	1,067	1,159	1,159
性器ヘルペスウイルス感染症	498	416	474	409	434
尖圭コンジローマ	303	289	321	297	304
淋菌感染症	148	142	383	389	332
膣トリコモナス症	116	107	123	141	113
梅毒様疾患	17	11	33	80	-
総数	2,027	1,857	2,401	2,475	2,342

【男性】

(人)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
性器クラミジア感染症	1,370	1,394	1,360	1,519	1,553
性器ヘルペスウイルス感染症	813	800	824	920	966
尖圭コンジローマ	574	670	665	940	1,017
淋菌感染症	887	928	876	1,005	1,196
膣トリコモナス症	13	6	4	10	4
梅毒様疾患	103	125	102	141	-
総数	3,760	3,923	3,831	4,535	4,736

資料：東京都感染症情報センター

(1) からだと性に関する正確な情報の提供

幼児期・思春期・成人期のそれぞれの段階において、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念が社会に根付くよう、多様な機会を通じて情報の提供を行います。また、性感染症や男性特有の疾患に関しても情報の提供を行います。

事業	内容	担当課
①発達に応じた性教育の実施	幼児期・思春期・成人期に至るまで、発達に応じたからだと性に関する正しい知識を身につけ、自他ともに尊重した性教育を実施します。	協働コミュニティ課 健康課 教育指導課
②性と生殖に関する健康支援情報の提供	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の概念が社会に根付くよう、多様な機会を通じて情報を提供します。 また、男女ともに正しい知識をもって、安心して妊娠・出産を迎えられるよう情報の提供に努めます。	協働コミュニティ課 健康課

(2) 性差に応じた健康支援

女性と男性では、かかりやすい病気が異なり、また、同じ病気でも女性と男性で病状に差がある場合があります。性差に応じたからだの不調や悩みを聞いてもらえる医療機関が身近なものとなるよう、市民への情報提供を行います。また、女性・男性特有のがんの早期発見につながるよう、市における検査の充実と情報提供を行います。

事業	内容	担当課
①女性専門外来に関する情報提供	女性に特有のからだの不調や悩みに対応するため、女性専門外来を設置している医療機関に関する情報を提供します。	協働コミュニティ課 健康課
②女性・男性特有の病気に対する予防と検査の実施	子宮がん、乳がん、骨粗しょう症、前立腺がんなどの予防と検査の充実を図ります。 また、更年期の心身の健康づくりや予防についての情報、性感染症に関する情報等の提供に努めます。	健康課

地域における男女平等参画の推進

◆政策・方針決定過程への男女平等参画を進めます

男女平等参画社会の実現に向けて、政策や方針決定過程への女性の参画は極めて重要です。国では、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度」と目標を設定しています。

「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」に基づき、地方公共団体には、政党等の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、必要な施策を策定し、及び実施するよう努めることが求められています。

このため、市の政策・方針決定過程における女性の参画を促進します。

◆地域活動における男女平等参画を進めます

これまでは、子育て支援やPTA、高齢者の見守り、自治会・町内会など、さまざまな地域活動の多くを女性が担い、リーダーは男性ということが少なくありませんでした。

これからは、多世代かつ多様なライフスタイルの女性・男性が地域活動に参画し、女性のリーダーを増やすことで、活力ある地域社会をつくることが求められています。

このため、地域活動における男女平等参画を推進します。

◆男女平等参画の視点による防災・減災のまちづくりを進めます

災害時には、平常時における固定的な性別役割分担意識が顕著な形で表れ、家事や子育て・介護等の家庭的責任が女性に集中する、女性に対する暴力が懸念されるなどの問題があるといわれています。また、避難所運営において意思決定過程への女性の参画が十分に確保されない場合は、男女のニーズの違い等への配慮が不足するなどの課題もあります。

このため、平常時から、男女平等参画の視点による防災・減災のまちづくりを推進します。

Ⅱ-1 政策・方針決定過程への男女平等参画の推進

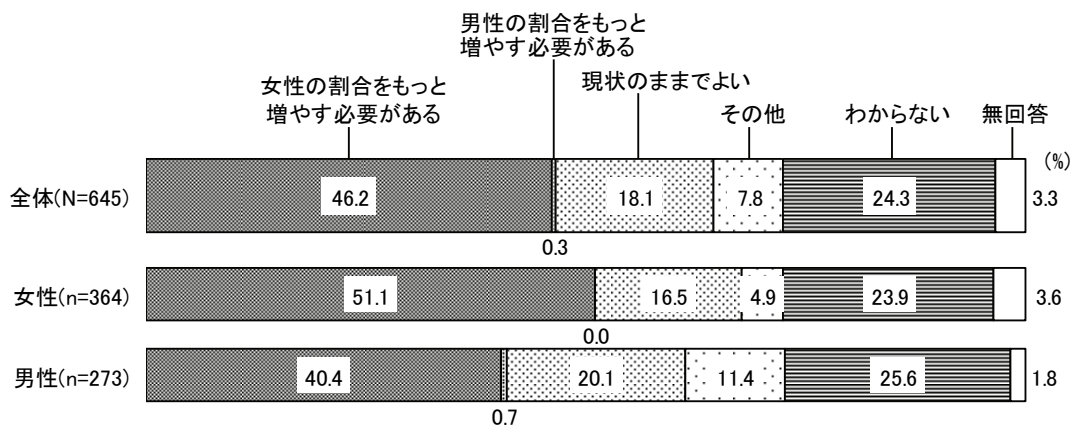
★重点課題

女性の社会進出はさまざまな分野で進んでいますが、政治、経済、社会などの分野では、政策・方針決定過程への女性の参画は極めて低調です。

実態調査では、「西東京市では、市の審議会における女性委員の割合は 34.9%、市議会における女性議員の割合は 25.9%（平成 29 年 7 月 1 日現在）となっています。あなたはこの数字をどのように思いますか。」という問いに対し、女性は約 5 割、男性は約 4 割が「女性の割合をもっと増やす必要がある」と回答しています（図表Ⅱ-1）。また、政策や方針決定過程に女性の参画が少ない理由は、「男性優位の組織運営であるから」が最も多く、次いで「性別による役割分担や性差別の意識があるから」、「女性の参画を積極的に進めようと意識する人が少ないから」が続いています（図表Ⅱ-2）。

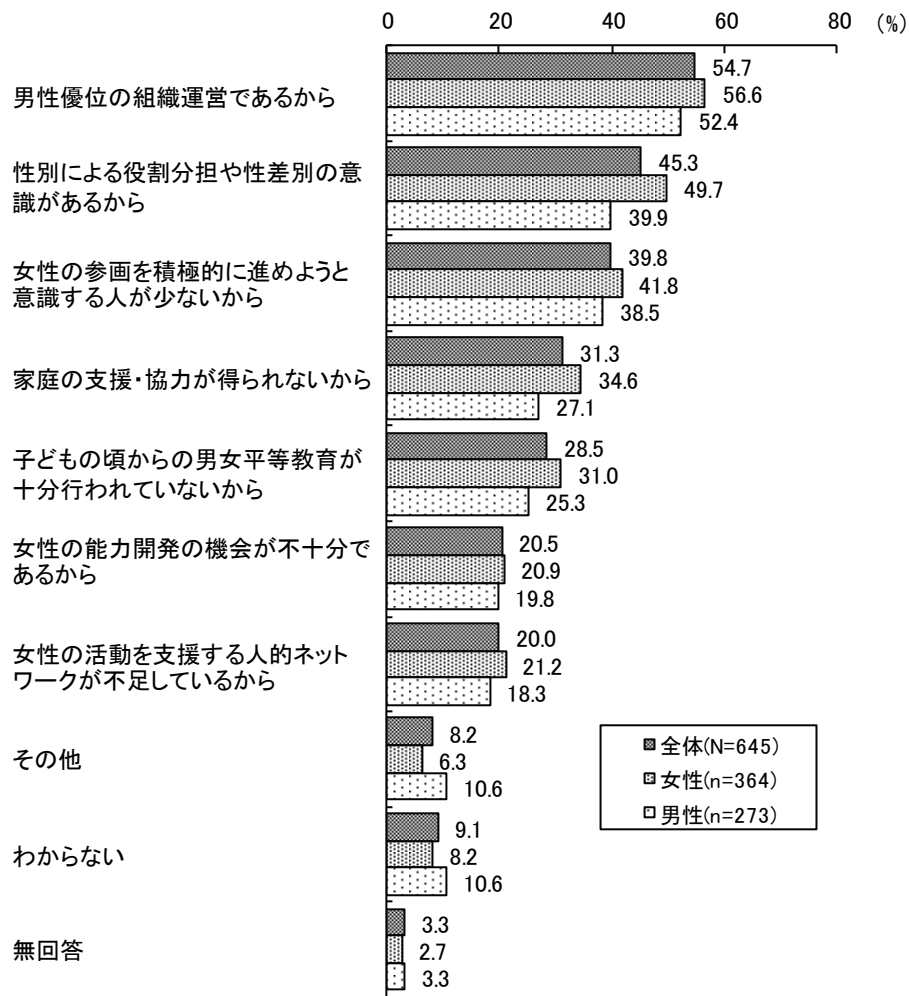
政策等に男女双方の視点を平等に活かすために、審議会・委員会等への女性の登用を積極的に図ります。また、リーダーを担う女性の人材について情報を収集するとともに、女性リーダーの育成を図ります。

図表Ⅱ-1 市の審議会と市議会における女性の割合への考え（全体、性別）



資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成 29 年）

図表Ⅱ-2 政策や方針決定過程に女性の参画が少ない理由（全体、性別：複数回答）



資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成 29 年）

(1) 審議会・委員会等への女性の積極的登用

審議会や委員会等における女性の参画率の目標設定を行い、女性の積極的な登用を進めます。また、審議会・委員会に女性が参画しやすい環境の整備を図ります。

事業	内容	担当課
① 審議会・委員会等における女性委員登用率の向上	審議会や委員会等において、女性委員の占める割合が40%になるよう、女性の登用に努めます。	協働コミュニティ課 関係各課
② 審議会・委員会等に参画しやすい環境整備	審議会や委員会に女性が参画しやすいように、会議日時 の配慮等、環境整備に努めます。	協働コミュニティ課 関係各課

(2) 人材に関する情報の収集と人材の養成

地域でリーダーとして活躍する女性の情報を収集し、審議会や委員会等の委員や各種講座の講師として登用します。また、男女平等参画の視点をもったリーダーを養成します。

事業	内容	担当課
① 地域における女性のロールモデルの発掘と登用	地域でリーダーとして活躍する女性の情報を収集し、ロールモデルとして市民に広報するとともに、審議会や委員会等の委員、各種講座の講師として登用します。	協働コミュニティ課
② リーダー養成講座の実施	情報誌の活用や講座、講演会等の実施による意識啓発を通して、審議会や委員会、政治分野等で活躍できる男女平等参画の視点をもったリーダーの育成に努めます。	協働コミュニティ課

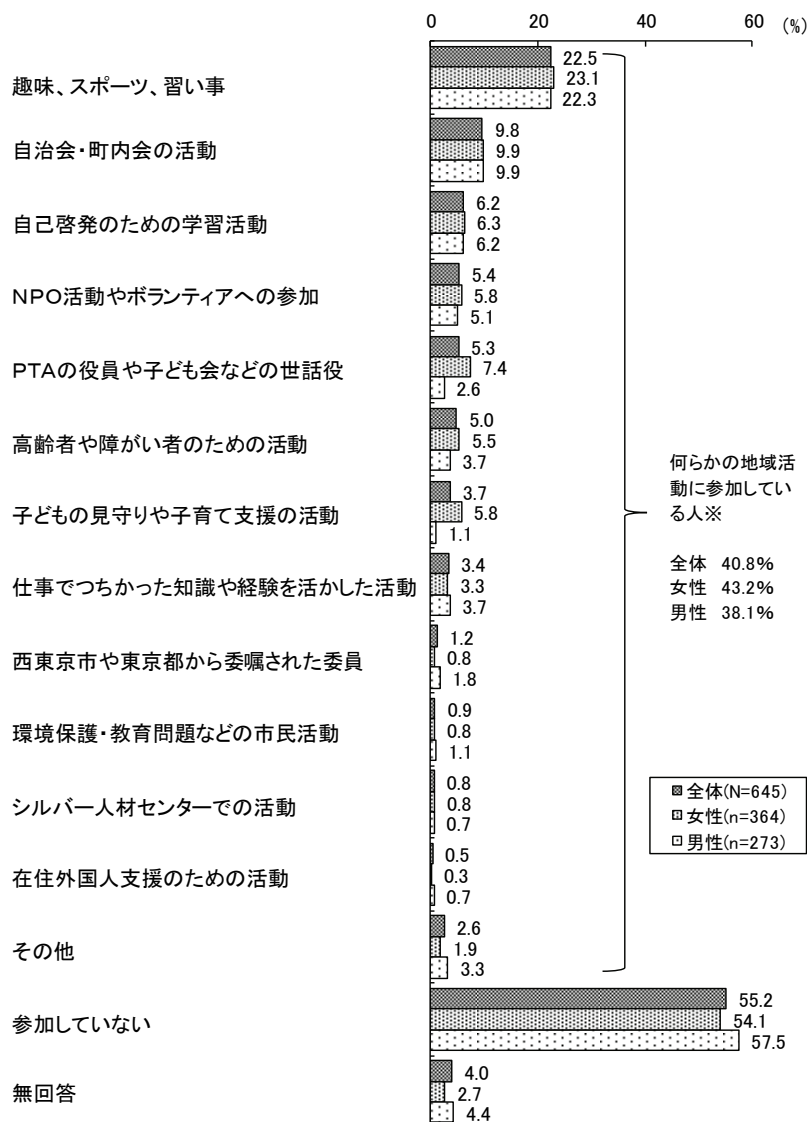
Ⅱ-2 地域活動における男女平等参画の推進

高齢化の進展や家族形態の変化などの中で、男女が身近な地域で対等な構成員として地域活動に参画していくことは、男女平等参画社会の実現に向けて重要です。

実態調査で地域参加への参加状況をたずねたところ、何らかの地域活動に参加している人は、男女ともに約 4 割となっています（図表Ⅱ-3）。また、今後の参加意向をたずねたところ、男女ともに、さまざまな活動において、現在の参加状況よりも今後の参加意向が高く、地域活動に参加意欲があることが伺えます（図表Ⅱ-4）。

地域活動において、女性がリーダーを担えるように支援するとともに、男性の地域活動への参画を支援します。

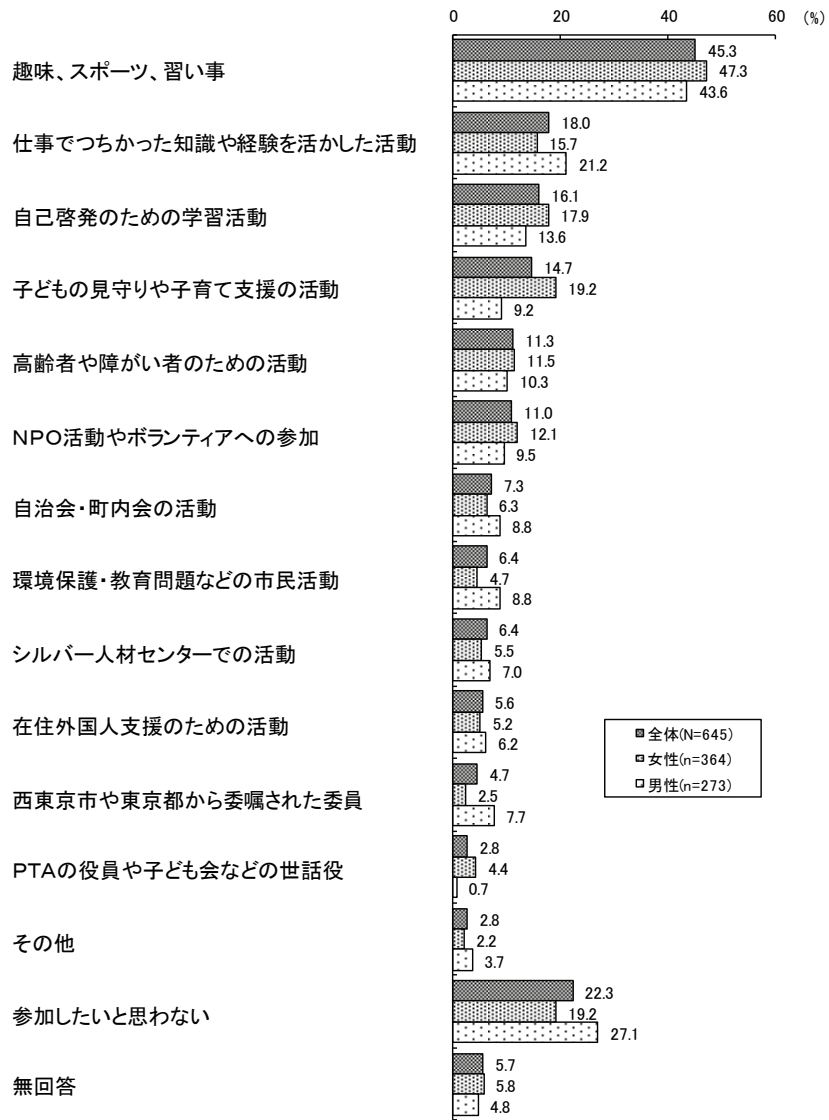
図表Ⅱ-3 地域活動への参加状況（全体、性別：複数回答）



※ 「参加していない」と無回答を除きます。

資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成 29 年）

図表Ⅱ-4 地域活動への参加意向（全体、性別：複数回答）



資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成29年）

(1) 女性リーダーの育成と参画の促進

地域活動においてリーダーを担う女性の割合が増えるように、団体等に働きかけます。また、地域を担う女性リーダーの育成を図ります。

事業	内容	担当課
①地域リーダーの機会均等の支援	地域協力ネットワーク等の地域活動において、性別によらずすべての人がリーダーとなり活躍できる場となるように、団体等を支援します。	協働コミュニティ課
②地域を担う女性リーダーの育成	情報誌の活用や講座、講演会等の実施を通して、地域活動における女性リーダーを育成します。また、パリテ登録団体の活動の支援等を通して、女性リーダーの育成を図ります。	協働コミュニティ課

(2) 地域活動等への男性の参画の促進

地域活動への関心を高めるため、男性を対象に地域活動に関する講座を開催するとともに、地域活動やボランティア、NPO 法人などの活動に関する情報を提供します。

事業	内容	担当課
①男性を対象とした男女平等参画講座の実施	男性を対象に、地域活動に関する講座を開催し、地域活動への関心を高めます。	協働コミュニティ課
②地域活動、ボランティア、NPO 等の情報提供と参画促進	地域活動、ボランティア活動、NPO 法人などによる市民活動など、地域で行われているさまざまな活動を紹介し、男性の地域参画の促進を図ります。	協働コミュニティ課 生活福祉課 児童青少年課

(3) 市民活動団体との協働

市民活動団体に向けて、男女平等参画に関する学習の機会を提供するとともに、男女平等参画の視点をもった市民活動団体と協働して地域活動等の事業を実施します。

事業	内容	担当課
①市民活動団体への男女平等に関する学習機会の提供	市民活動団体が男女平等参画の視点をもって活動できるように、パリテまつりでの講座や出前講座の実施など、学習機会を提供します。	協働コミュニティ課
②男女平等参画の視点をもった市民活動団体との協働事業の実施	パリテ登録団体など、男女平等参画の視点をもった市民団体と協働して地域活動等の事業を実施します。	協働コミュニティ課

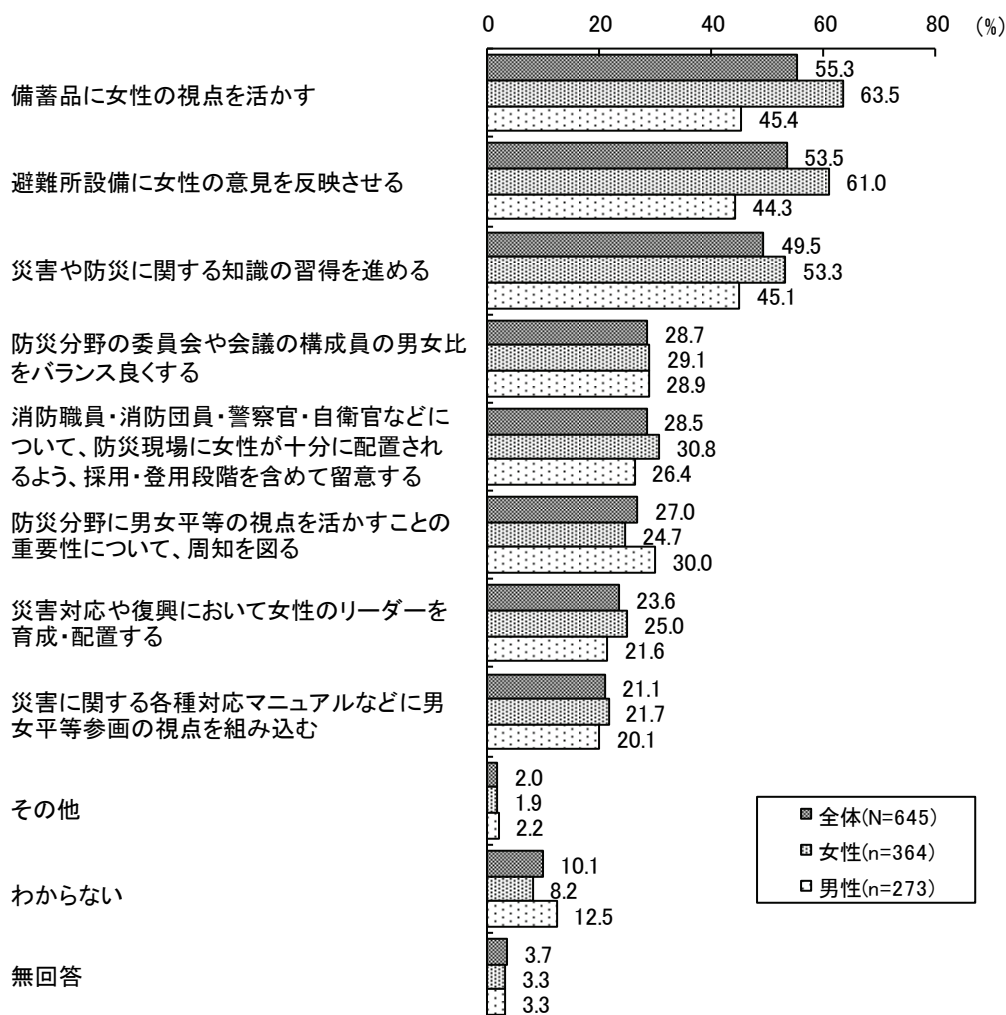
Ⅱ-3 男女平等参画の視点による防災・減災のまちづくりの推進

大地震や大水害等の被災経験から、被災時には増大した家庭責任が女性に集中すること、避難施設の運営などでは男女のニーズに違いがあること等を踏まえ、国や自治体の防災基本計画には男女共同参画の視点を取り入れるようになりました。

実態調査においても、防災分野で男女平等の視点を活かすために重要だと思うこととして、「備蓄品に女性の視点を活かす」、「避難所設備に女性の意見を反映させる」、「災害や防災に関する知識の習得を進める」が上位にあがっています（図表Ⅱ-5）。

防災分野への女性の参画を促進するとともに、人道支援の国際基準等も踏まえながら、男女平等の視点を取り入れた地域防災活動を進めます。

図表Ⅱ-5 防災分野で男女平等の視点を活かすために重要だと思うこと
（全体、性別：複数回答）



資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成29年）

(1) 防災対策における女性の参画拡大

男女双方の視点で防災対策に取り組むため、防災会議や防災市民組織への女性の参画を進めます。

事業	内容	担当課
①防災会議における女性の参画	災害時の避難、避難施設の設置・運営、避難施設の備品等に女性の意見が反映されるように、防災会議に女性委員を増やします。	危機管理室
②防災市民組織における女性の参画とリーダーの育成	防災市民組織に女性の登用を促し、女性の意見が適正に反映させられるように努め、防災市民組織における女性のリーダーの育成に努めます。	協働コミュニティ課 危機管理室

(2) 男女平等参画の視点を取り入れた地域防災活動の推進

避難施設運営組織における女性の参画を進め、避難生活の支援、避難物資の整備等、男女共同参画の視点を取り入れた地域防災活動を推進します。

事業	内容	担当課
①避難施設運営組織における女性の参画	避難施設においては、避難物資の整備やトイレの配置、着替え場所の確保等、妊婦や子育て家庭を含めた女性への配慮が必要となることから、避難施設運営組織への女性の参画を図ります。	協働コミュニティ課 危機管理室 教育企画課
②災害時要援護者の支援	特に要介護高齢者、障害者等の避難生活の支援において、男女双方の視点を踏まえます。	危機管理室
③男女のニーズに配慮した避難物資の整備	避難生活においては、男女のニーズに違いがあることから、男女双方の視点に配慮して必要な避難物資を整備します。	危機管理室

基本目標Ⅲ

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）と
女性の活躍の推進

◆誰もが多様な生き方を選択・実現できるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を進めます

仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」です。

長時間労働等を見直し、女性も男性も仕事と生活の調和を実現することは、女性の活躍を推進する上で不可欠であり、同時に男性の家庭や地域への参画を進めることにつながります。

このため、男女ともに働きやすい環境づくりなどに向けた市民への啓発や、企業への働きかけを行い、誰もが多様な生き方を選択・実現できるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を進めます。

◆男性中心型労働慣行の見直しを働きかけ、経済活動における女性活躍を推進します

「男性は仕事、女性は家事・育児」などの固定的な性別役割分担意識や、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心型の労働慣行は、能力を發揮して働きたい女性が思うように活躍できない背景となっています。

このため、女性の就労や起業等に対する支援を行うとともに、市内の事業所に向けた男性中心型の労働慣行の見直しを働きかけ、経済活動における女性の活躍を進めます。「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、この計画のⅢ－1、Ⅲ－2、Ⅲ－3項を「西東京市女性の職業生活における活躍推進計画」と位置づけ、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進、経済活動における女性活躍の推進、男性の家事・育児・介護への参画促進に取り組みます。

◆誰もが子育て・介護をしながら働き続けられるよう、子育てや介護への支援を進めます

共働き世帯やひとり親世帯の増加など、社会情勢の変化に伴い、誰もが子育て・介護をしながら働き続けることのできる環境整備が求められています。

このため、子育てや介護に関するサービスの充実を図るとともに、地域共生社会の実現に向け、地域における支え合いのしくみの充実を図るなど、子育てへの支援、介護への支援を進めます。

Ⅲ-1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

西東京市女性の職業生活における活躍推進計画 ★重点課題

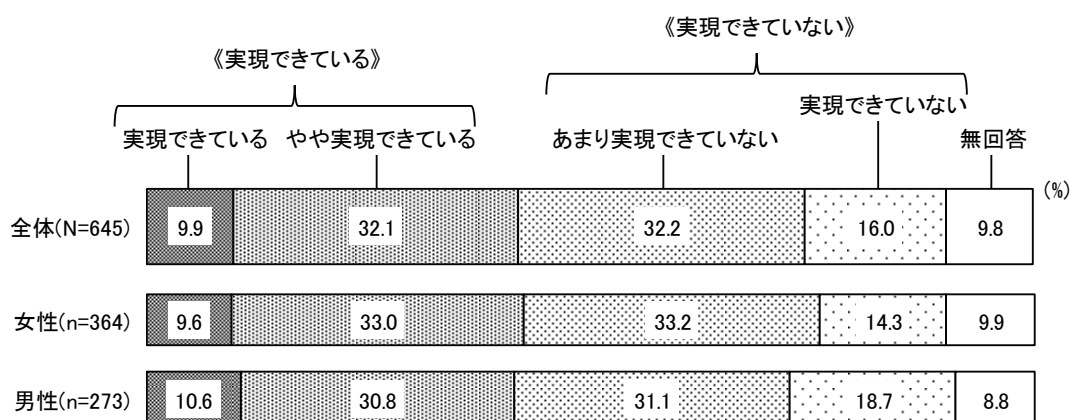
市では、これまでワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、啓発や情報提供などに取り組んできましたが、ワーク・ライフ・バランスの実現は決して十分とはいえません。

実態調査によれば、ワーク・ライフ・バランスを《実現できている》人は約4割、《実現できていない》人は約5割弱で、《実現できていない》人が多くなっています（図表Ⅲ-1）。仕事と生活の調和のために必要なものは、「男女とも残業や休日出勤を減らし、時間外（所定外）労働（時間）が短縮されること」が最も多くなっています（図表Ⅲ-2）。

ワーク・ライフ・バランスが子育て期や一部の職場だけの問題ではなく、「老若男女すべての市民にとって、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態である」ことが、広く市民に浸透するよう、引き続き啓発を行います。

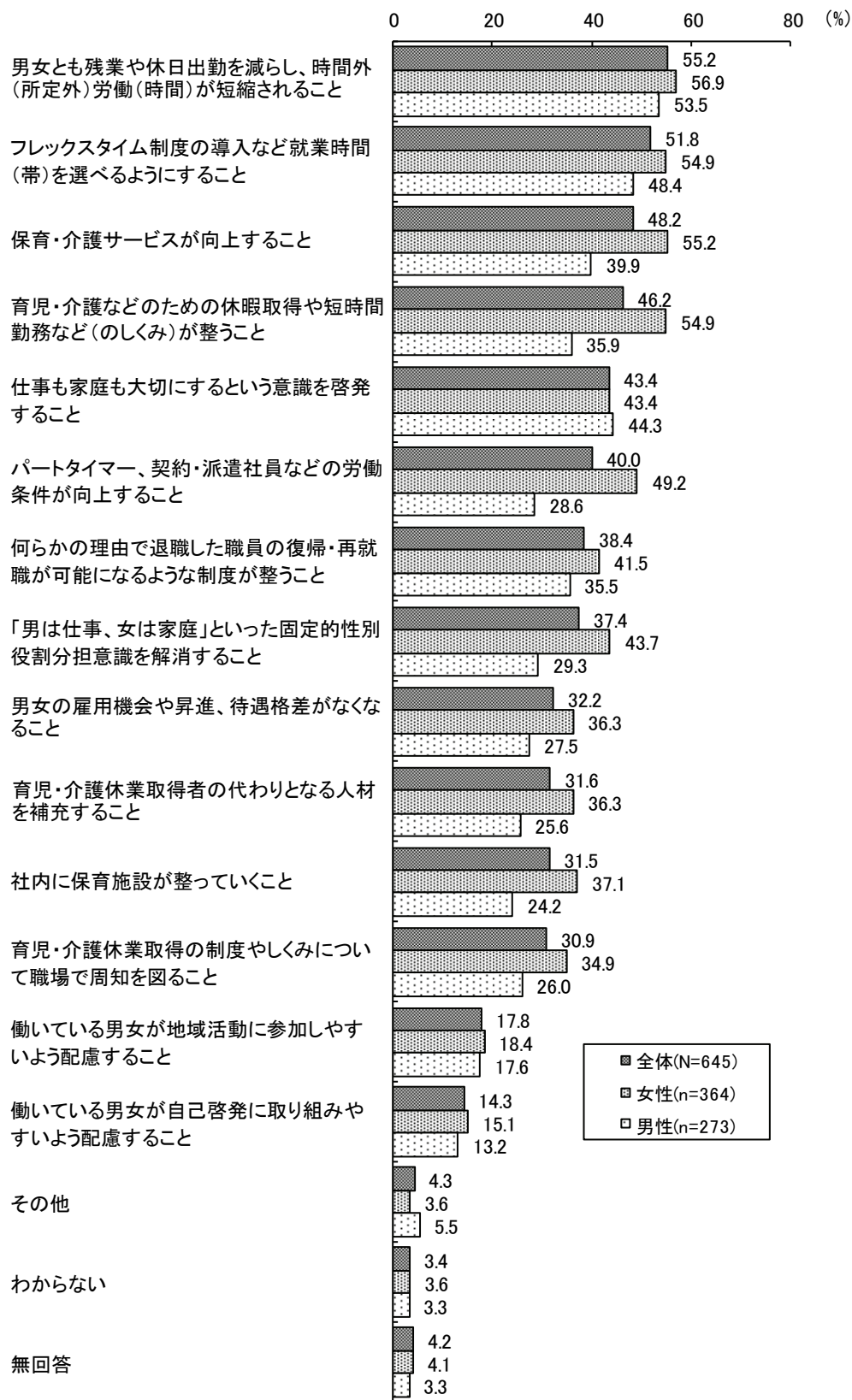
また、事業所がワーク・ライフ・バランスの実現に向けて取り組み、働きやすい環境を整備できるよう、啓発や情報提供を行います。

図表Ⅲ-1 ワーク・ライフ・バランスを実現しているか（全体、性別）



資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成29年）

図表Ⅲ-2 「仕事と生活の調和」のために必要なもの（全体、性別：複数回答）



資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成29年）

(1) ワーク・ライフ・バランスの啓発と情報提供

市民がワーク・ライフ・バランスの考え方を理解し、仕事と家庭や地域参加と両立を実現できるよう、啓発と情報提供を行います。

事業	内容	担当課
①ワーク・ライフ・バランスに関する啓発と情報の提供	ハローワークや東京都からの情報提供等に基づき、市民を対象に、ワーク・ライフ・バランスや育児・介護休業法、労働時間短縮等に関する講座の開催や情報提供を行います。	協働コミュニティ課 産業振興課
②多様な働き方に関する情報の提供	ハローワークや東京都からの情報提供等に基づき、市民を対象に、パートタイムや派遣労働、テレワーク等について情報提供を行います。	協働コミュニティ課 産業振興課

(2) ワーク・ライフ・バランスの促進に向けた事業所への働きかけ

企業・事業所がワーク・ライフ・バランスに取り組めるよう、働きやすい環境づくりに向けた情報提供や取り組み事例の紹介など、市内企業との情報交換などを行います。また、公共調達を通して、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業を支援できるよう、働きかけます。

事業	内容	担当課
①市内事業者団体等に対する情報の提供	市内事業者団体に対し、男女平等参画やワーク・ライフ・バランスに関する情報提供や情報交換を行います。	協働コミュニティ課
②ワーク・ライフ・バランス推進企業の紹介	ワーク・ライフ・バランスを推進している市内企業について情報収集し、市内の企業・事業所、ならびに市民に向けて取り組みを紹介します。	協働コミュニティ課
③公共調達を通じたワーク・ライフ・バランスの推進（新規）	公共調達の際に、働きやすさなどワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業が評価されるような評価方式の採用について、検討します。	協働コミュニティ課 契約課

西東京市では、平成 22（2010）年 3 月に全国に先駆け、
「ワークライフバランス推進労使宣言」を行いました。

「西東京市ワークライフバランス推進労使宣言」

～自分が変わる、まわりが変わる、上司が変わる、どこから変わる～

西東京市ではこの合言葉のもとに、ワークライフバランス（仕事と生活の調和）を図ることができる環境整備に取り組んでいます。

誰もが住みやすく、こころ豊かに暮らし続けることが可能な社会、安心して働き続けることが可能な社会、仕事と生活の調和のとれた働き方が可能である社会を目指して取り組みをすすめます。

そのためここに、ワークライフバランスの推進を労使で宣言します。

(宣言)

1 西東京市特定事業主行動計画に基づき、職場におけるワークライフバランス理念の普及を目指し、労使を含めた協議の場を設定し、計画の遂行や問題の解決に努めます。

2 仕事と生活の調和のとれた働き方ができる環境を整備します。

(1) 長時間の時間外勤務の縮減、時間外勤務時間の職場格差・個人格差を改善します。

(2) 制度等の取得促進と、利用のしやすさについての職場格差を改善します。

(3) 仕事と生活の充実による相乗効果を引き出し、生活から得た知識や市民感覚を職務に生かすことのできる人材育成を目指します。

3 制度の整備と周知及び利用の推進を行います。

(1) 多様な働き方を選択できる制度の充実を行います。

(2) 制度の周知及び取得促進のためわかりやすい解説を作り、研修や庁内 Web または個々の職員へのプラン作成、個別説明等によりワークライフバランス理念を浸透させ意識改革を促します。

(3) 制度の中でも特に、育児休業と部分休業の取得促進のため、制度利用対象者だけでなく、全職員に制度の内容、利用方法を周知し、職場における理解を促します。

(4) 男性の育児休業取得に向け、男性職員、その所属長および職場へ働きかけを行います。

(5) 介護休暇等の介護に関する制度について、周知及び利用促進を行います。

(6) 制度利用者の補充のために、代替職員の確保や人事的配慮を行います。

4 市民全体へ、そして社会全体へワークライフバランス理念の普及を目指します。

(1) 職員一人ひとりが、市内の企業・団体、そして市民の牽引役となるという意識を持ち、その役割を果たすよう取組みをすすめていきます。

(2) 西東京市が目指すワークライフバランスの実現を市民とともに、市民全体へ、そして社会全体へ広げるよう、働きかけをします。

2010 年 3 月 31 日

Ⅲ-2 経済活動における女性活躍の推進

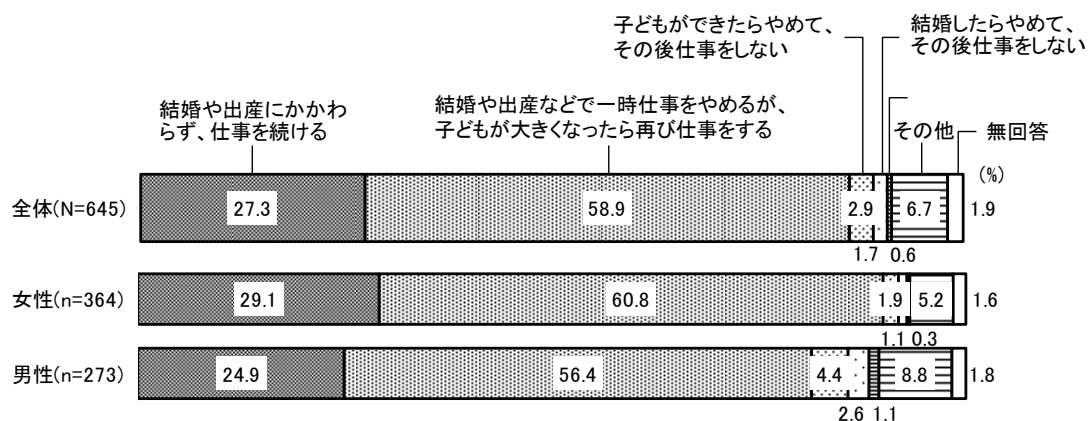
西東京市女性の職業生活における活躍推進計画

女性の就業率が年々高くなり、経済分野における女性の活躍は進んでいるものの、まだ十分とはいえないことから、国は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、職業生活における女性の活躍推進に向けた取り組みを進めています。

実態調査によれば、女性が仕事をすることについての考えとして、男女ともに、「結婚や出産などで一時仕事をやめるが、子どもが大きくなったら再び仕事をする」が最も多く、女性は約6割、男性も5割を超えています（図表Ⅲ-3）。また、仕事をもっている人に、管理職への昇進意向をたずねたところ、「思っている」は、女性は1割、男性は2割台で、差が見られます（図表Ⅲ-4）。

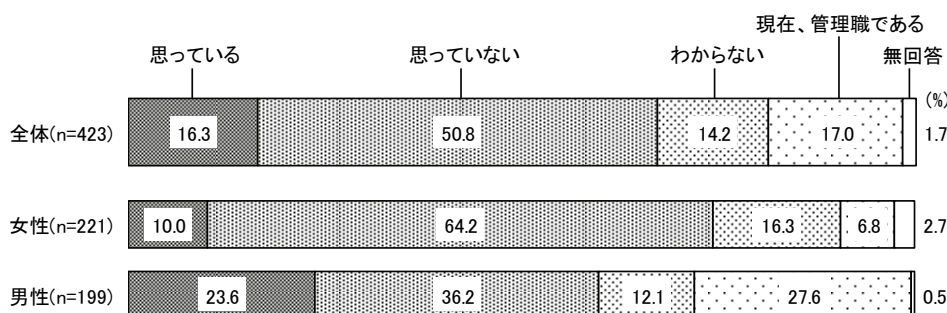
働く意欲のある女性が能力を十分に発揮し、活躍できるよう、就労支援や市内企業・事業所への働きかけ、起業支援等の取り組みを進めます。

図表Ⅲ-3 女性が仕事をするについての考え（全体、性別）



資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成29年）

図表Ⅲ-4 管理職への昇進意向（全体、性別）
＜仕事をもっている人＞



資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成29年）

(1) 女性の就労及びキャリア形成支援

出産や子育て等により離職した女性のために、就職相談や情報提供、就労準備講座等を開催し、女性の就労を支援します。

事業	内容	担当課
①ハローワーク等との連携による就職相談の実施と情報の提供	ハローワーク等と連携し、就職相談や情報提供、就労支援セミナーを実施し、女性の就労機会の拡大を図ります。	産業振興課
②保育付き女性の就労準備講座等の実施	出産や子育て等により離職した女性のために、保育付きの就労準備講座、再就職支援講座を開催します。また、ハローワークやしごとセンターが開催する就労セミナーにおいて、保育サービスを提供します。	協働コミュニティ課 産業振興課
③働く女性のキャリア形成支援	働く女性のキャリア形成に関する情報の提供や、ロールモデルの紹介等を通して意識啓発を行います。	協働コミュニティ課

(2) 市内の事業所における女性の活躍の推進

市内の事業所を対象に、女性の積極的登用の取り組み事例などの情報提供を行い、女性の活躍の推進に向けた働きかけを行います。

事業	内容	担当課
①女性の活躍を推進するポジティブ・アクション（積極的改善措置）の働きかけ	市内企業や事業者に対し、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の周知を図ります。また、国や東京都によるポジティブ・アクションについての取り組み事例などを活用し、市内企業・事業所に、ポジティブ・アクションの意義や効果について情報を提供し、取り組みを働きかけます。	協働コミュニティ課

(3) 女性農業者への支援

農家における男女の固定的性別役割分担意識を解消し、意思決定過程への女性の参画を促進します。

事業	内容	担当課
①家族経営協定の普及	女性が単なる補助労働者としてではなく、共同経営者として意思決定に参画できるようにするために、認定農業者制度における家族経営協定の普及を図ります。	産業振興課
②女性農業者の支援	女性農業者等の意見を聞く機会を設けることや、女性農業者への情報提供等の支援を行います。	産業振興課

(4) 女性の起業、コミュニティビジネス等への支援

女性の経済的自立を促進し、かつ地域経済の活性化にもつながるよう、起業のための情報提供や相談、講座などを開催し支援を行います。

事業	内容	担当課
①起業に関する支援と相談の実施	本市の起業・創業支援対策として、女性の働き方サポート推進事業を推進する他、商工会を始めとする創業支援事業者等において実施する創業スクール、セミナー及び個別相談などへの支援を行います。	産業振興課
②NPO 法人の設立やコミュニティビジネス等に関する情報提供、相談、学習機会等の提供	市民協働推進センターゆめこらぼにおいて、市民活動・コミュニティビジネスに関する情報提供、相談、講座・セミナー、交流支援などを行います。	協働コミュニティ課

Ⅲ-3 男性の家事・育児・介護への参画促進

西東京市女性の職業生活における活躍推進計画

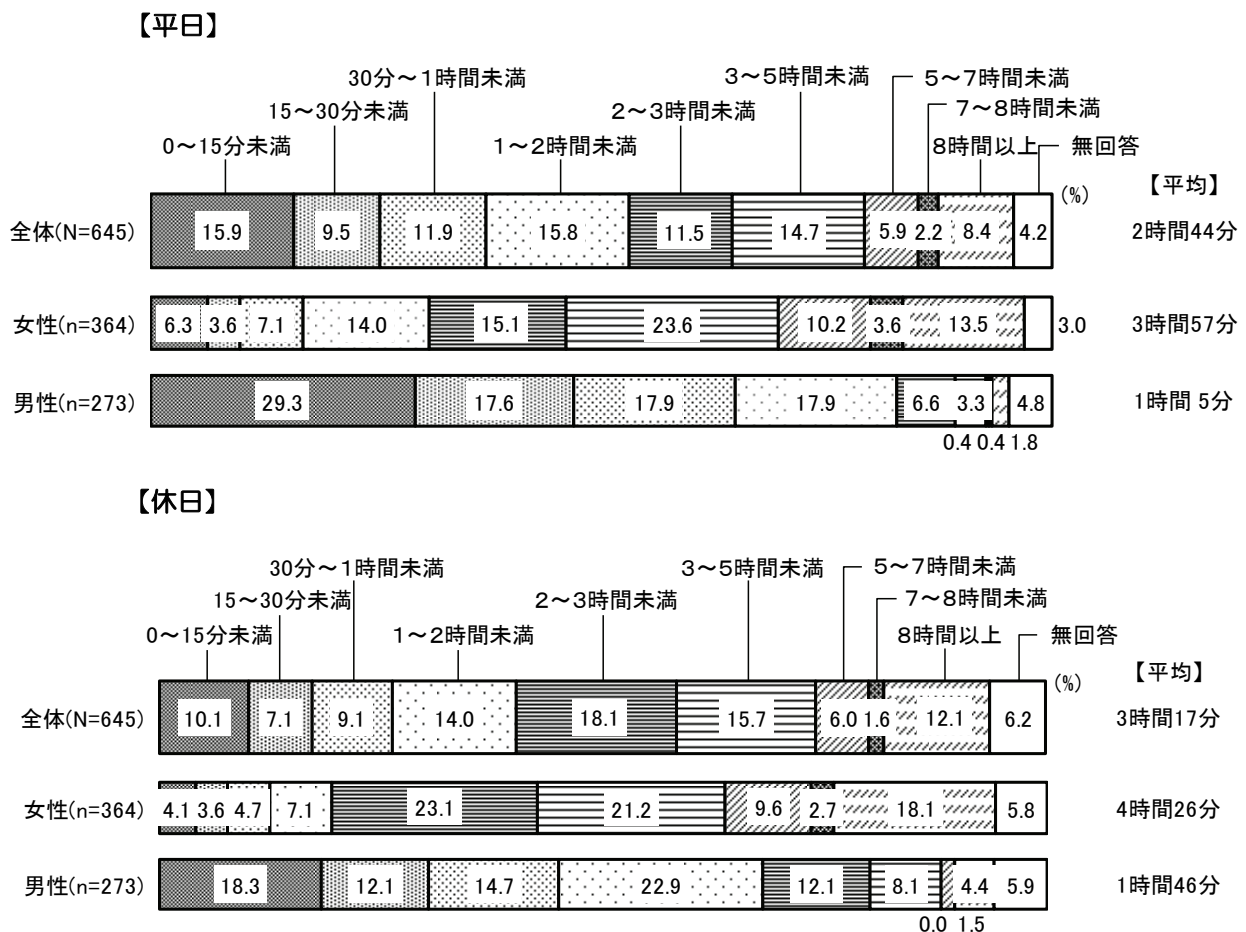
子育てをする父親の姿がよく見られるようになってきましたが、家庭の役割の多くは依然として女性が担っています。

実態調査においても、家事・育児・介護などに携わっている時間についてみると、男性は0～1時間未満*の人が平日は64.8%、休日は45.1%となっています（図表Ⅲ-5）。

また、男性が家事・育児・介護などを積極的に行うために必要なこととして、男女ともに「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」が最も多くなっています。また、男性では「働き方改革により、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること」が続いています（図表Ⅲ-6）。

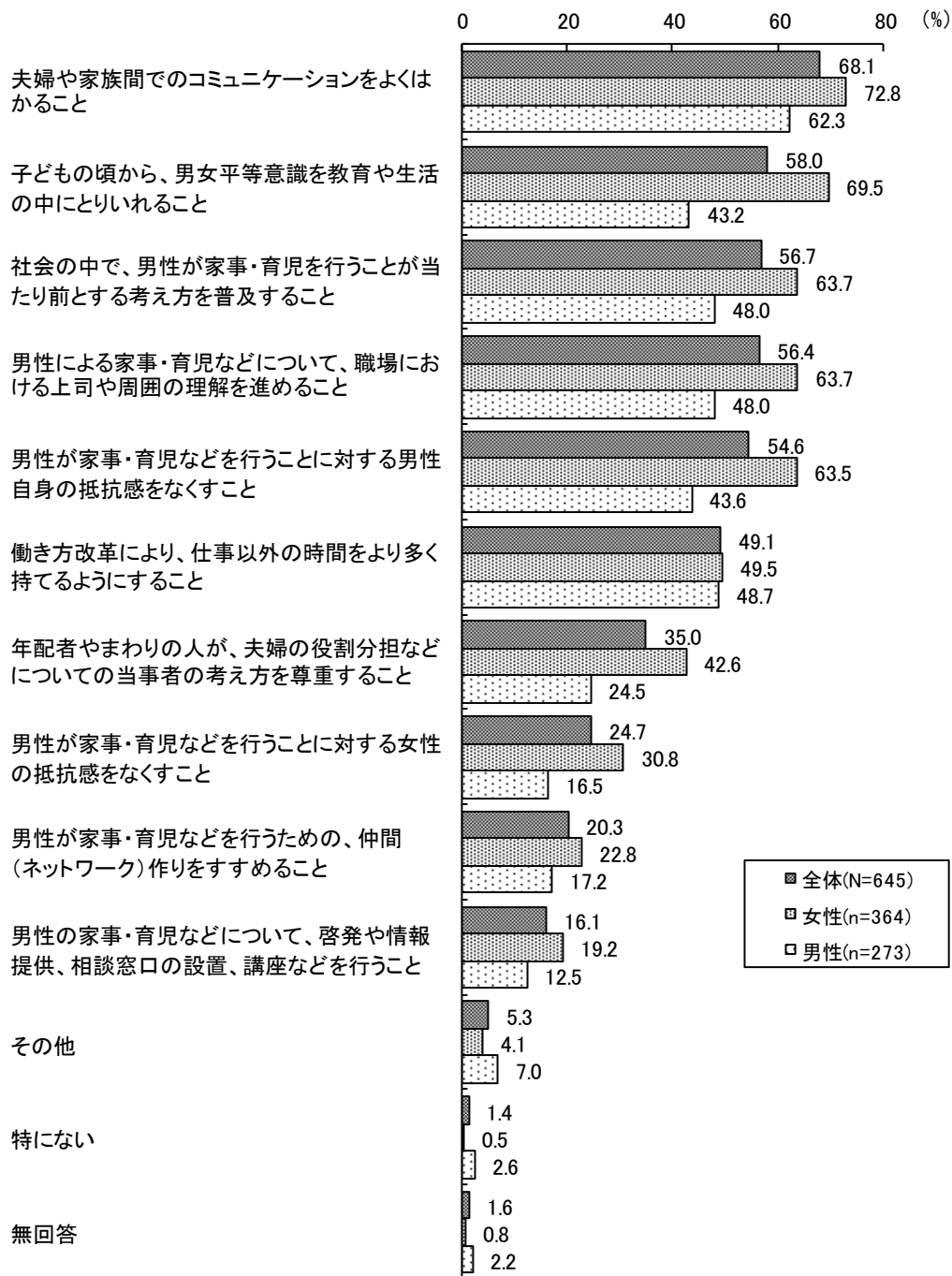
男性も仕事と生活をバランスよく両立していけるように、男性の家事・育児・介護への参画に向けて支援の充実を図ります。

図表Ⅲ-5 主に家事・育児・介護などに携わっている時間（平日、休日）（全体、性別）



* 「0～15分未満」、「15～30分未満」、「30分～1時間未満」の合計
資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成29年）

図表Ⅲ-6 男性が家事・育児・介護などを積極的に行うために必要なこと
(全体、性別：複数回答)



資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」(平成29年)

(1) 男性の家事・子育てへの参画促進

男性が家事や子育てに積極的に関わられるように啓発と情報提供を行います。また男性の育児休業の取得に向けて啓発を行います。

事業	内容	担当課
①男性向け家事・育児に関する情報の提供	男性を対象に、家事や育児について関心や興味を高め、参画の促進につながるような情報を提供します。	協働コミュニティ課 健康課 公民館
②男性の育児休業取得の啓発	男性の育児休業取得に向けて、育児・介護休業法の周知や取得事例を紹介するなど、啓発を行います。	協働コミュニティ課 健康課 職員課

(2) 男性の介護への参画促進

介護休業の取得に向けて、啓発と情報提供を行います。また、介護講座を開催し、介護離職の予防や仕事と介護の両立に向けた情報提供などを行います。

事業	内容	担当課
①介護休業取得の啓発	介護休業取得に向けて、育児・介護休業法の周知や取得事例を紹介するなど、啓発を行います。	協働コミュニティ課 職員課 高齢者支援課
②介護講座の開催	仕事と介護の両立や介護保険サービスについての情報提供を行うとともに、介護に必要な正しい知識と実践方法等について講座を開催します。	高齢者支援課

Ⅲ-4 子育てへの支援

ワーク・ライフ・バランスの実現において、仕事と子育ての両立は大きな課題です。

市では多様な保育ニーズに対応し、さまざまな子育て支援を実施しています。年度によって増減はありますが、利用が伸びる傾向にあります（図表Ⅲ-7）。

施設整備を進めていることから、保育所に入所できる児童数を年々増やしており、保育所入所待機児童は減少する傾向にあります（図表Ⅲ-8、Ⅲ-9）。

また、ひとり親家庭の世帯数は、母子世帯は微増傾向であり、平成22（2010）年に千世帯を超えています。父子世帯は増減していますが100世帯を超えており、母子世帯と父子世帯を合計したひとり親家庭の世帯数は増加傾向にあります（図表Ⅲ-10）。

女性も男性も、働いている人もそうでない人も安心して子育てができるよう、子育て支援の充実を図るとともに、ひとり親家庭の子育てや生活支援に向けてより一層の充実を図ります。

図表Ⅲ-7 子育て支援サービスの利用状況（西東京市）

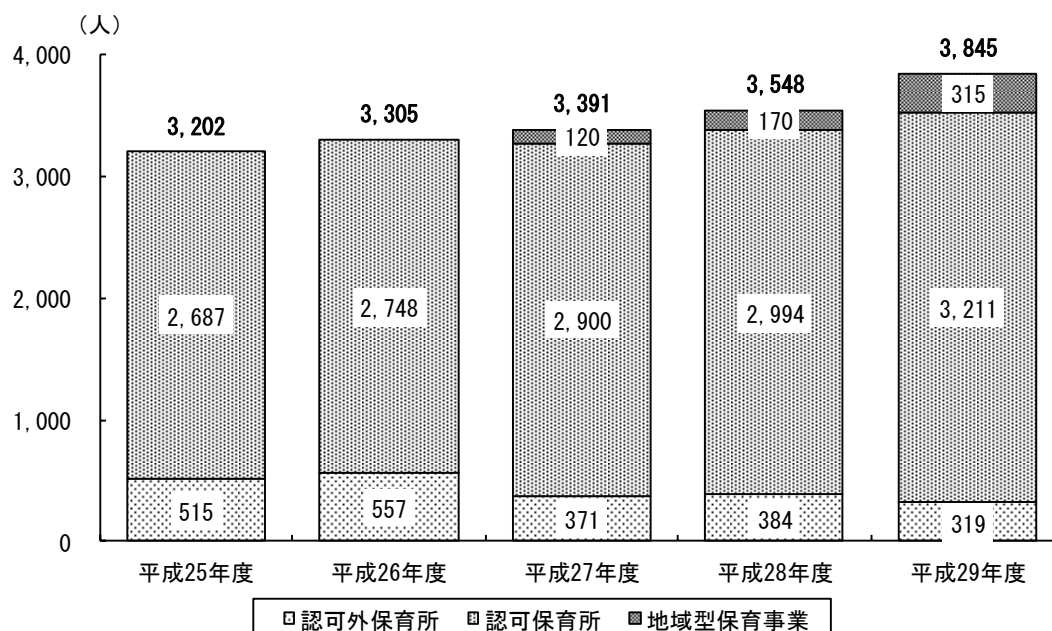
(人)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域子育て支援センター 延べ利用者数	28,400	30,501	31,905	33,770	28,395
子育て広場（ピッコロ広場・ のどか広場）年間延べ利用数	54,982	59,497	57,173	58,851	52,809
学童クラブ 4月1日現在の在籍児童数	1,724	1,795	1,951	1,933	2,034

資料：地域子育て支援センター及び子育て広場（ピッコロ広場・のどか広場）は、西東京市「事務報告書」（平成25年度～29年度、各年4月1日現在）。

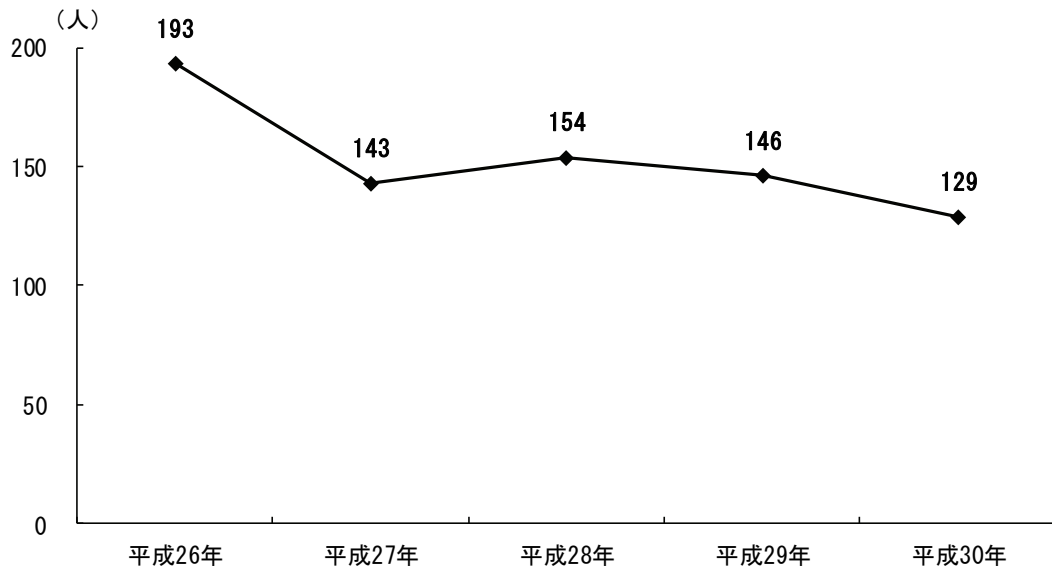
学童クラブは、平成25年度～27年度は西東京市児童青少年課、平成28年度及び29年度は西東京市「事務報告書」。

図表Ⅲ-8 保育所入所児童数等の推移（西東京市）



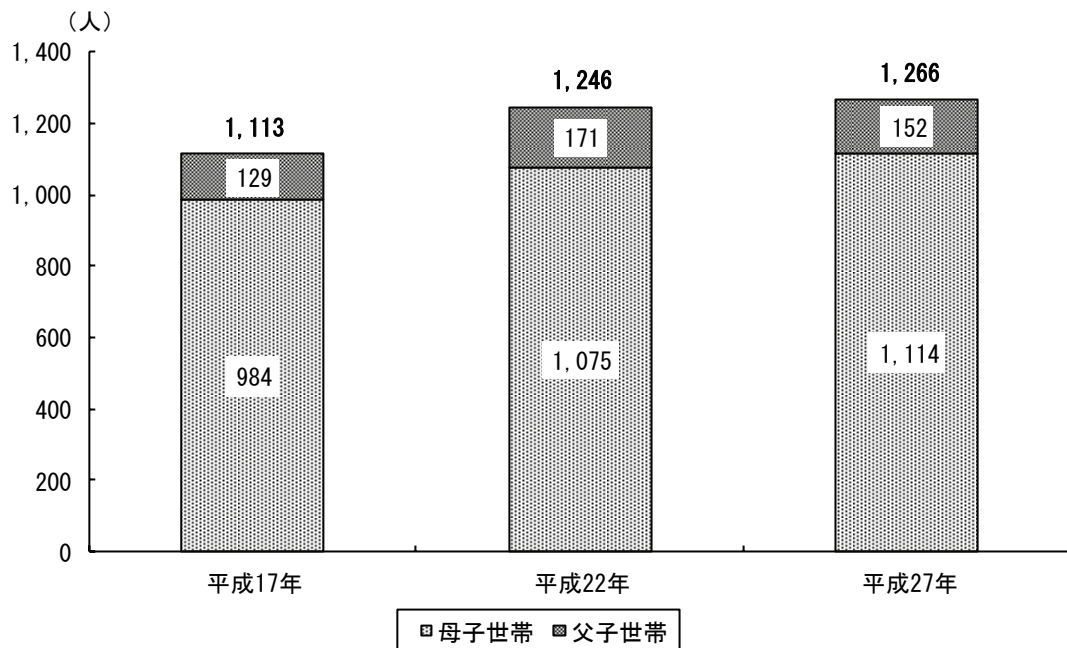
資料：西東京市「事務報告書」（平成25年度～29年度）

図表Ⅲ-9 保育所入所待機児童数等の推移（西東京市）



資料：厚生労働省「保育所等利用待機児童数調査」（各年4月1日現在）

図表Ⅲ-10 ひとり親世帯数の推移（西東京市）



※ 平成22年、平成27年は、「他の世帯員がいる世帯を含む」世帯数

※ 母子世帯は、未婚、死別または離別の女親と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯

父子世帯は、未婚、死別または離別の男親と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯

資料：国勢調査

(1) 子育て支援サービスの充実

保護者の就労の有無を問わず、誰もが安心して子育てをしながら仕事や地域活動に参画できるよう、多様な子育て支援ニーズに対応したサービスの提供や、相談窓口の充実を図ります。

事業	内容	担当課
①子育てに関する相談の実施	誰もが安心して子育てができるよう、気軽に相談できる窓口や体制の整備・充実を図ります。	健康課 生活福祉課 子育て支援課 保育課 児童青少年課 子ども家庭支援センター
②保育サービスの提供	誰もが安心して子育てをしながら仕事や地域活動に参画できるよう、「子育て・子育てワイワイプラン」*1に沿って、多様なニーズに対応した保育サービスを提供します。	子育て支援課 保育課 児童青少年課 子ども家庭支援センター
③子育て家庭に対する経済的な支援	子育て家庭の経済的負担を軽減するための施策を実施するとともに、施策の充実を国や東京都に要望します。	子育て支援課 教育企画課

(2) 地域での子育て支援の促進

身近な地域で子育てに関する相談や情報を入手できるよう地域子育て支援センターの充実を図ります。また、子育て中の親が地域でつながりをもてるよう、子育てサークルの育成と支援などを行います。

事業	内容	担当課
①子育て支援に関する相談と情報の提供	身近な地域で子育てについて相談でき、必要な情報を入手できるよう、「子育て・子育てワイワイプラン」に沿って、子ども総合支援センター*2や、地域子育て支援センターの充実を図ります。また、情報誌や子育てハンドブックの作成・配布や保育付き講座を開催し、情報提供を行います。	協働コミュニティ課 子育て支援課 保育課 子ども家庭支援センター 健康課 公民館
②地域で子育てを支え合う保育サービスの提供	身近な地域で子育てを支える、一時保育やファミリー・サポート・センターを、「子育て・子育てワイワイプラン」に沿って、整備・充実を図ります。	保育課 子ども家庭支援センター
③子育てサークルの育成と支援	地域の子育て世帯の交流を図るために、子育てサークルの育成を支援するとともに、保育付き講座を開催し、参加者の情報交換の支援などを行います。	児童青少年課 子ども家庭支援センター 公民館

※1 西東京市子育て・子育てワイワイプラン：子ども支援・子育て支援の推進を図るため、西東京市が策定した計画で、次世代育成支援対策推進法により策定を任意とされている「次世代育成支援行動計画」及び子ども・子育て支援法により策定を義務づけられている「子ども・子育て支援事業計画」の内容を包含しています。

※2 子ども総合支援センター：子育てに関する相談・情報提供・サービス提供などを総合的に展開する「子ども家庭支援センター のどか」と発達支援を行う「こどもの発達センター ひいらぎ」の機能を併せもつ施設で、本市の子育て・子育て支援の拠点となるものです。

(3) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の市民が経済的に自立し、仕事と家事、育児を両立できるよう、相談窓口の充実や支援の充実を図ります。

事業	内容	担当課
①子育てに関する相談の実施（再掲）	誰もが安心して子育てができるよう、気軽に相談できる窓口や体制の整備・充実を図ります。	健康課 生活福祉課 子育て支援課
②ひとり親家庭の生活支援	ひとり親家庭に対する相談事業やホームヘルパーの派遣、母子・父子福祉資金貸付等の支援事業に取り組みます。	子育て支援課
③ハローワーク等との連携による就業支援	ハローワーク等と連携し、ひとり親家庭就業支援専門員による相談や情報提供、母子・父子自立支援プログラム策定事業等の就業支援を実施し、ひとり親家庭の就業機会の拡大を図ります。また、自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金等の事業の周知を図ります。	子育て支援課

Ⅲ-5 介護への支援

西東京市の高齢化率は、平成 30（2018）年は 23.7%ですが、今後も高齢化は進むことが予測され、介護に関する支援や取り組みはますます重要です。

介護保険居宅サービス利用者調査によると、主な家族介護者は、女性が6割台、男性が2割台となっており、介護負担が《ある》と回答した割合は、約5割となっています（図表Ⅲ-11、Ⅲ-12）。また、介護をする上での困りごととして、「精神的に疲れ、ストレスがたまる」が最も多く、「介護がいつまで続くのかわからない」、「自分以外に介護をする人がいない」などが上位にあがっています（図表Ⅲ-13）。

また、家族等の介護者は身体的・精神的な負担が過度にかかっているケースや、地域で孤立し、介護に関する相談相手がないケースも見られます。

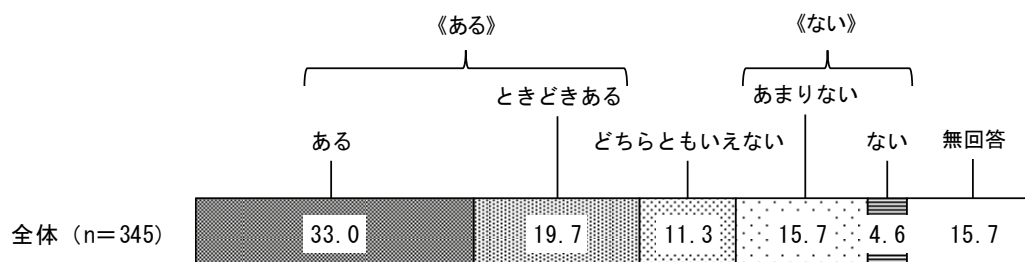
今後、ますます増大する介護ニーズに対応し、女性、男性を問わず、介護者が仕事と家庭生活や介護と両立できるよう、地域の支え合いや介護者への支援の充実を図ります。

図表Ⅲ-11 主な家族介護者の性別（全体）
＜介護をしている人＞



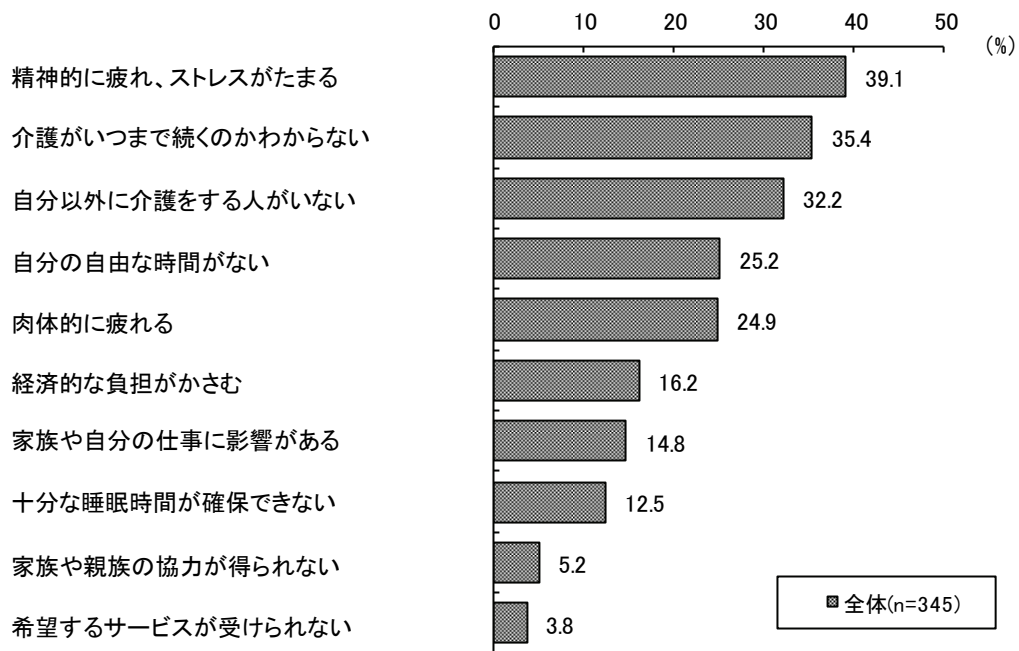
資料：西東京市「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（第7期）策定のための基礎調査（介護保険居宅サービス利用者調査）」（平成 29 年）

図表Ⅲ-12 介護負担（全体）
＜介護をしている人＞



資料：西東京市「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（第7期）策定のための基礎調査（介護保険居宅サービス利用者調査）」（平成 29 年）

図表Ⅲ-13 介護をする上での困りごと（上位10位）（全体：複数回答）
 <介護をしている人>



資料：西東京市「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（第7期）策定のための基礎調査（介護保険居宅サービス利用者調査）」（平成29年）

(1) 地域での支え合いのしくみづくり

高齢者や障害者の見守りも含め、地域で介護を支え合えるよう、地域の福祉に関する相談や情報の提供に加え、ネットワークの形成や、NPO やボランティア団体等との協働を進めます。

事業	内容	担当課
①地域での福祉に関する相談と情報の提供	介護や福祉に関する情報提供の充実を図ります。また、高齢者や障害者の見守りも含め、地域包括支援センター等における相談体制の充実を図ります。	生活福祉課 高齢者支援課 障害福祉課
②地域でふれあい、ささえあうネットワークの形成	ひとり暮らし、高齢者世帯、日中独居等の高齢者が地域の中で安心して暮らせるよう、見守り活動等、地域で支え合う体制の充実を図ります。	生活福祉課 高齢者支援課
③NPO や市民活動団体等との協働の推進	NPO や市民活動団体等がより質の高いサービスを提供できるよう、積極的に活動を育成・支援するとともに、連携を推進していきます。	協働コミュニティ課

(2) 家族介護者への支援

家族介護者の負担を軽減するために、情報提供や相談事業等を行います。

事業	内容	担当課
①家族介護者への情報の提供	家族介護者の負担を軽減するために、介護講習会の開催や、家族会・介護者のつどいの支援、高齢者等の被介護者虐待防止のための意識啓発などを行います。	高齢者支援課 障害福祉課
②専門職・関係機関の連携による家族介護者への支援	家族介護者の精神的負担の軽減を図るため、専門医による家族介護者の専門相談事業や家族介護者の会を実施する他、地域包括支援センター等、支援者となる関係機関の連携を強化します。	高齢者支援課

基本目標Ⅳ

男女平等参画の実現に向けた推進体制の強化

◆男女平等参画を積極的に推進するしくみの充実を図ります

本計画を着実に実施していくためには、関係各課の横断的な調整機能や推進体制の充実を図ることが必要です。

このため、引き続き、男女平等推進条例の制定や苦情処理機関の設置等、男女平等参画の施策を積極的に展開する上でよりどころとなるしくみの整備を検討します。一自治体だけでは取り組み困難な課題については、国や東京都等に働きかけを行います。また、法令や規制などの整備・改正に向けた動向を把握し、施策に反映します。

◆男女平等参画推進の拠点施設として、男女平等推進センター パリテの事業の充実を図ります

家庭、学校、地域、職場など、あらゆる分野で男女平等参画を進めていくためには、市民が日々の暮らしの中から男女平等参画を実践していくことが大切です。

このため、市における男女平等参画推進の拠点施設として、相談機能、学習機能、情報機能の充実を図ります。男女平等参画に関する市民、団体等への活動支援とネットワークづくりに取り組み、市民との協働を進めます。

◆市役所が率先して男女平等参画のモデルを示します

男女平等参画施策を推進していくためには、市職員が男女平等参画をあたりまえとする環境の中で男女平等参画の意識を育み、自ら実践していくことが必要です。

このため、男女ともに働きやすい職場づくり、ワーク・ライフ・バランスの推進、女性管理職の登用、市発行物の表現における男女平等の視点の徹底等に取り組み、市役所が率先して男女平等参画のモデルを示します。

◆市民との協働により、計画の着実な推進と進行管理を行います

計画の基本目標を達成するためには、PDCA（P=Plan（計画）、D=Do（実行）、C=Check（評価）、A=Act（改善））サイクルに沿って進行管理を行うことが大切です。

このため、男女平等参画推進委員会が毎年事業実績の評価を行い、引き続き、市民との協働により、市民の声を反映しながら進行管理を行います。

IV-1 庁内推進体制の充実 ★重点課題

計画を着実に実施していくためには、関係各課・関係機関との連携が必須であり、横断的な調整機能や、推進体制の強化が不可欠です。

実態調査によれば、「男女平等推進条例があったほうがよい」は平成 24 年調査より 3～4 ポイント程度高くなっています（図表Ⅳ-1）。

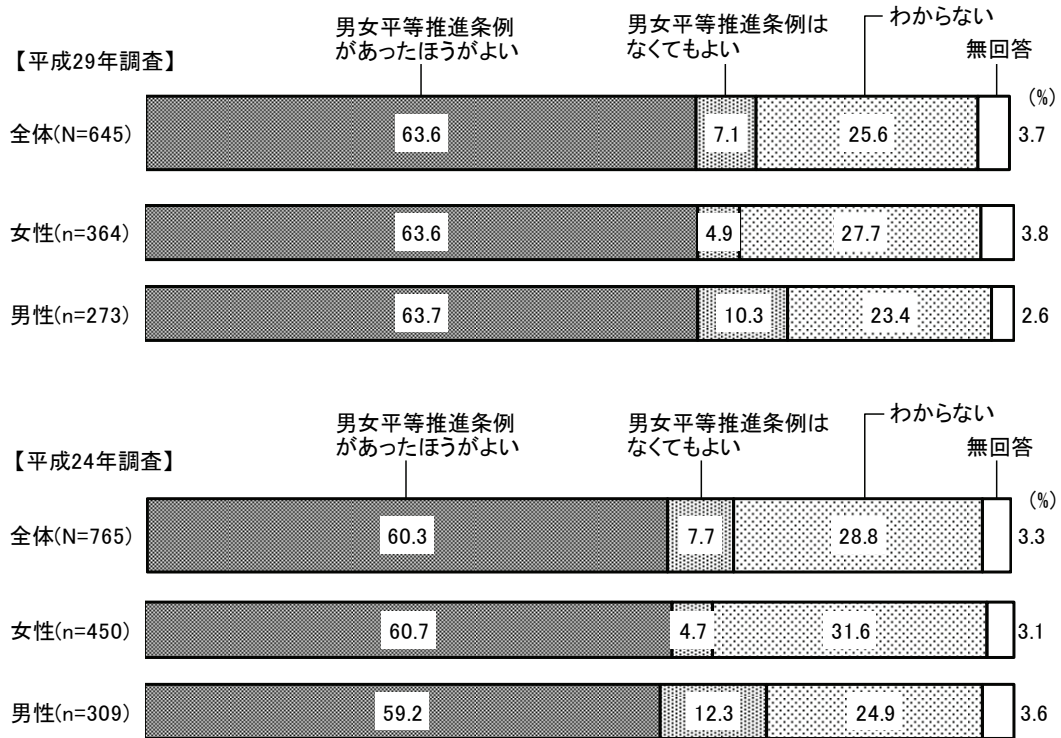
市の政策決定に男女平等参画の視点を活かすためにも、また市内の事業所に男女平等参画の取り組みを促すために市役所が自らモデルを示す意味でも、女性管理職の登用を積極的に進める必要があります。

平成 30（2018）年 4 月 1 日現在の市職員における女性の割合を職層別にみると、職員総数では 51.7%を占め、管理職では 17.6%、係長級職以上では 47.7%となっています。平成 25（2013）年に比べて特に係長級職における女性の割合が高くなっています（図表Ⅳ-2）。

市役所において、女性管理職の登用を促進するとともに、市内の一事業所として、市職員一人ひとりが男女平等の意識を持ち、市職員自ら男女平等参画を実践し、ワーク・ライフ・バランス等に配慮した、男女ともに働きやすい職場づくりに取り組みます。

さらに、市発行物においては、固定的性別役割に基づく表現やセクシュアル・ハラスメントを助長するような表現を避け、男女平等の視点による表現の徹底を図ります。

図表Ⅳ-1 男女平等推進条例制定についての意向（全体、性別）
【平成29年、平成24年比較】



※ 調査対象は、平成24年は18歳以上70歳未満、平成29年は18歳以上となっています。
資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成29年、平成24年）

図表Ⅳ-2 市役所職員における職層別人数と女性の占める割合（西東京市）

	平成30年				参考：平成25年
	全体(人)	男性(人)	女性(人)	女性の占める割合(%)	女性の占める割合(%)
職員総数	991	479	512	51.7	48.4
管理職総数(A)	91	75	16	17.6	14.3
係長級職総数(B)	285	149	136	47.7	33.1
(A)+(B)	376	224	152	40.4	28.5
一般職	615	255	360	58.5	58.7

資料：西東京市（平成30年4月1日現在、平成25年4月1日現在）

(1) 庁内推進体制の充実・強化

男女平等参画推進計画の円滑な進行管理のために、庁内の連携を密にし、推進体制を充実・強化します。

事業	内容	担当課
①庁内の男女平等推進会議の定期的開催	庁内の男女平等推進会議を定期的を開催します。	協働コミュニティ課
②関係各課の男女平等施策に関する調整	関係各課が実施する男女平等施策について調整・推進します。	協働コミュニティ課
③関係部署を対象とした男女平等意識の啓発	市の各種相談窓口等、日常生活において市民が接する機会が多い関係部署の職員を対象に、男女平等参画の必要性に対する理解促進と男女平等意識の醸成を図ります。	協働コミュニティ課

(2) 男女平等推進条例設置の検討

男女平等参画社会の実現に向けた施策の積極的展開のよりどころとなる条例の設置について、市民の意向を尊重しながら、引き続き検討します。また、条例設置の検討の中で、男女平等参画の推進に関わる苦情処理機関の設置についても検討します。

事業	内容	担当課
①条例設置検討委員会の設置	男女平等参画社会の実現に向けた施策の積極的展開のよりどころとなる条例を検討するため、条例設置検討委員会の設置を検討します。	協働コミュニティ課
②苦情処理機関設置検討委員会の設置の検討	男女平等参画社会の形成を阻害する人権侵害などの相談に適切・迅速に対応するための窓口や、第三者機関も視野に入れた苦情処理委員会など、苦情処理機関設置の検討を進めます。	協働コミュニティ課

(3) 国や都、他自治体等との連携や情報交換

国や東京都等に働きかけるとともに、他自治体等と連携・情報交換することにより、法令や規制の整備・改正に向けた動向を把握し、施策に反映します。

事業	内容	担当課
①関係機関との交流・連携	一自治体では取り組みが困難な施策について、国や東京都等に働きかけを行います。また、他自治体等と連携・情報交換しながら、法令や規制の整備・改正に向けた動向を把握します。	協働コミュニティ課

(4) 男女平等参画に関する職員の理解促進

市役所全体で男女平等参画を推進する施策を進めるために、男女平等参画に関する職員の理解促進を進めます。

事業	内容	担当課
①職員の意識実態調査の実施	男女平等に関する職員の意識・実態の把握を行います。調査結果を活用し、庁内における男女平等参画の推進につなげます。	協働コミュニティ課 職員課
②職員研修の実施	男女平等に関する職員研修を実施し、職員の理解促進を図ります。	協働コミュニティ課 職員課
③市発行物等の表現における男女平等ガイドラインの周知徹底(再掲)	市報やホームページ、市発行物における表現において、男女平等の視点が徹底されるよう、庁内に周知するとともに、作成したガイドラインの具体例について適宜追加を行います。	協働コミュニティ課 秘書広報課

(5) 男女ともに働きやすい職場環境の整備

職員のワーク・ライフ・バランス等を進め、市内の一事業所として市内事業所の模範となるよう、男女ともに働きやすい職場環境の整備を進めます。

事業	内容	担当課
①「西東京市ワークライフバランス推進労使宣言」、『「健康市役所」宣言』の周知	職員に対して「西東京市ワークライフバランス推進労使宣言」及び『「健康な職場環境を目指す健康市役所」宣言』の周知を図ります。	協働コミュニティ課
②庁内のワーク・ライフ・バランスの働きかけ	職員に向けてワーク・ライフ・バランスに関する情報を提供します。また、「西東京市特定事業主行動計画」、『西東京市「健康」イクボス・ケアボス宣言』に基づき職員一人ひとりが健康に働くことができ、また、働きやすい職場環境となるよう取り組みます。	協働コミュニティ課 職員課

(6) 管理的立場における女性職員の参画促進

市の政策決定過程において女性・男性の双方の視点を活かし、市内の一事業所として市内事業所の模範となるよう、市役所における管理的立場における女性職員の参画促進を進めます。

事業	内容	担当課
①管理職試験の受験に向けた継続的な環境整備	研修等を活用して、管理的立場における人材の育成に努めます。また、女性職員が積極的に管理職試験を受験できるよう、女性管理職の複数登用など環境を整えます。	職員課
②女性職員の活躍推進に向けた取り組みの実施	「西東京市特定事業主行動計画」に基づき、女性職員の働きやすい環境づくりを行います。	職員課

西東京市では、平成 29（2017）年5月に、
『「健康」イクボス・ケアボス宣言』を行いました。

健 康 イクボス・ケアボス宣言



私は、「健康」応援都市の実現を目指すリーダーとして、心や身体の健康はもとより、地域やまち全体の健康を達成するため、戦略的な市政運営を進めてまいります。

また、私は、健康な職場環境を目指す健康市役所のリーダーとして、職員一人ひとりが働きやすい職場環境づくりに取り組んでいきます。

そのためには、それを実現する職員の支援や職場環境の整備が何より大切であると考え、下記に掲げる「健康」イクボス・ケアボスになることを宣言します。

記

- 1 健康市役所を目指す取組みや成果を、市民へ、そして社会全体へ広げられるよう努めます。
- 2 子育てや介護に携わる職員を応援し、職員のワークライフバランスを実現します。
- 3 いつでも職員の相談に応じ、職員の心の健康の保持・増進を図ります。
- 4 職場環境を良好にし、ハラスメントを防止します。

平成 29 年 5 月 16 日

西東京市長

丸山 浩一

西東京市では、平成 28（2016）年 3 月に、
『「健康な職場環境を目指す健康市役所」宣言』を行いました。

「健康な職場環境を目指す健康市役所」宣言

～ 自分が変わる まわりが変わる みんなで変える 職員と組織の健康のために ～

本市では、合併以来、総合計画に基づく事業、行財政改革の取組等を着実に進め、各種事務事業の最適化・効率化を図ることにより、持続可能で自立的な行財政運営の確立に努めてきました。

この間、私たちを取り巻く環境も変化しています。地方分権による国や東京都からの権限移譲や新たな制度への対応など、市で果たすべき役割が増大し、職員一人ひとりにより高度な業務スキルと効率性が求められる時代となっています。

職員を「行政サービスを支える最も重要な資源」と捉え、職場環境や働き方を見つめ直す契機とし、職員が個々の能力を最大限に発揮できる職場づくりを進める必要があることから、この宣言の策定に至りました。

いま、私たちの職場を見渡してみましよう

仕事に不安や不平・不満を抱いているとしたら、それを口にしていただけでは何かを変えることはできません。組織や各職場から個人に至るまで、あらゆる主体が、様々な側面から「何か」を変える意識を持って行動すべき時期が来ているのではないのでしょうか。

西東京市は平成 23 年に「健康都市宣言」を行い、平成 26 年には「健康都市連合」に加盟しました。「健康応援都市」の名において行政サービスを提供するからには、まず私たち自らが健康であること、そして、健康に働ける職場であること、「健康市役所」であるべきと考えます。

西東京市が誕生して 15 年目の節目の年に当たり、私たちが健康で業務に当たれるよう、また、より良い職場環境を実現するよう、西東京市及び西東京市職員労働組合は、共に同じ目線に立ち、笑顔、やる気、思いやりにあふれる職場づくりを目指し、次の宣言を行います。

宣言1 課題・問題を「見える化（共有）」し、解決に取り組みます。

職員の健康に影響を及ぼす業務上の課題・問題は、その部署だけで解決できるものとは限りません。各事業場安全衛生委員会や市の職員安全衛生委員会を中心に、内容に応じて、課題・問題を共有し、部局の壁に捉われることなく組織的に解決に取り組みます。

宣言2 仕事と生活の調和の取れた働き方ができる環境を整備します。

一人ひとりが生き生きと、張り合いを持って仕事に取り組むためには、オン・オフの切替えが必要です。「健康」という視点からも職員の配置を考え、長時間労働の縮減、休暇取得率の向上を図るなど「オン」に過度の負荷のかからない職場環境の整備を図ります。このことにより、仕事と生活の充実による相乗効果を引き出し、生活から得た知識や市民感覚を職務に活かします。

宣言3 職員のスキルアップを目指します。

組織の改善だけでなく、組織を助けられる「個」となるよう職員一人ひとりのスキルアップも必要です。「私はこれが苦手」「私はこれができない」ではなく、「私はこれが得意!」「私はこれができる!」という考え方を磨き、組織の中に一つでも多くの「できる」を見つけていきます。

宣言4 職員一人ひとりが協力して「健康市役所」を目指します。

「健康応援都市」を目指すなら、まずは「健康市役所」でありたいものです。

職員一人ひとりが、日頃から声を掛け合い、助け合える良好な職場づくりを心掛けるだけでなく、ラインケア、産業保健スタッフによるケアのほか身近な仲間同士のケアを充実させ、個人・組織の不調の改善・未然防止に取り組み、職員も組織も健康な「健康市役所」を目指して取り組みます。

宣言5 まち全体の「健康」を目指します。

西東京市の「健康市役所」を目指す取組や成果を、市民へ、そして社会全体へ広げられるよう働きかけ、市民や市内で学び、働く人と共にまち全体の健康を考え、支えあうまち「健康応援都市」の実現を目指します。

健康であるために、ポジティブな気持ちで仕事に臨み、満足、喜び、感謝に満ちた職場を共に作りましょう。

平成28年3月31日

西東京市長

自治労西東京市職員労働組合執行委員長

自治労西東京市学童クラブユニオン執行委員長

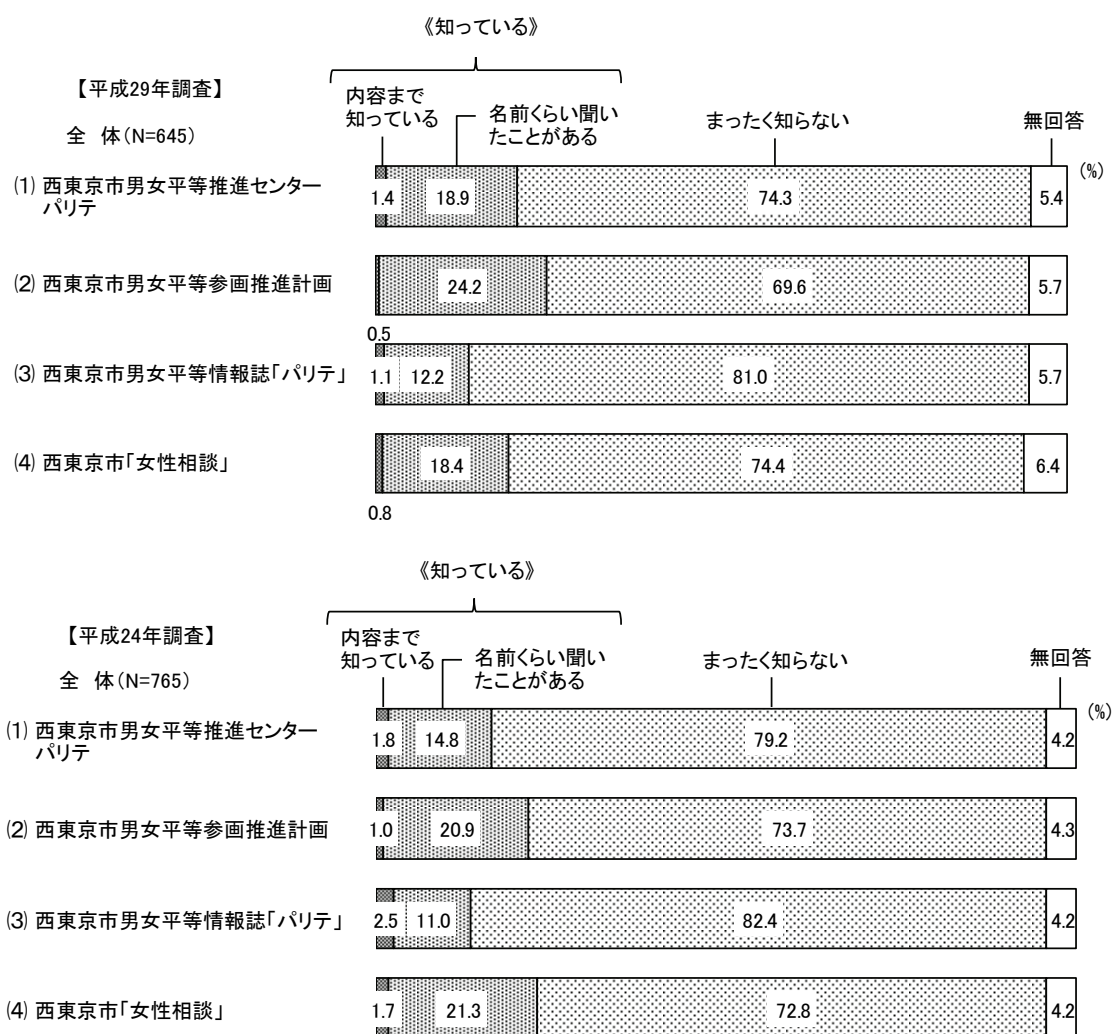
IV-2 男女平等推進センター パリテの事業の充実

男女平等推進センター パリテでは、市における男女平等参画推進の拠点施設として市民が必要とする情報を収集し、相談や学習を通じて問題解決の糸口をつかむための支援をしています。

実態調査によれば、男女平等推進センター パリテについて「内容まで知っている」、「名前くらい聞いたことがある」と回答した人は 20.3%となっており、平成 24 年調査と比べてやや高くなっています（図表IV-3）。

男女平等推進センター パリテにおける事業の充実を図るとともに、積極的に情報を発信し、男女平等参画に対する市民の理解を深めます。

図表IV-3 西東京市の取り組みに関する認知度（全体）【平成 29 年、平成 24 年比較】



※ 調査対象は、平成 24 年は 18 歳以上 70 歳未満、平成 29 年は 18 歳以上となっています。
資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成 29 年、平成 24 年）

(1) 相談機能の充実

女性が抱えているさまざまな問題について解決の糸口を見出すことを支援するため、相談機能の充実を図ります。また、男性を対象とした相談事業のあり方についても、引き続き検討します。

事業	内容	担当課
①女性相談の充実と男性相談のあり方の検討	男女平等の視点にたち、女性が抱えている自分自身、家族、職場の人間関係、心とからだ、DV などの問題等について相談事業を実施します。 また、東京都の相談窓口の利用案内を行いながら情報収集を行い、男性を対象とした相談事業のあり方について検討します。	協働コミュニティ課

(2) 学習機能の充実

地域における男女平等参画意識の定着と浸透を図るため、講座・講演、情報誌等を通じて市民に学習機会を提供します。

事業	内容	担当課
①男女平等参画の視点にたった各種講座の開催(再掲)	広く市民に向けて、男女平等意識の浸透と定着を図り、男女平等参画に関わるさまざまな問題について、ともに考え、理解し、自ら解決する力をつけるために各種講座を開催します。	協働コミュニティ課
②情報誌パリティの発行と配布(再掲)	情報誌パリティを発行し、市民の男女平等意識のさらなる定着と浸透及び男女の固定的役割分担意識の解消を図ります。作成については市民参画で行います。また、多くの市民が読めるように配布について工夫します。	協働コミュニティ課

(3) 情報収集・提供の充実

男女平等参画に関する図書・資料を収集し、男女平等推進センター パリティのオープンスペースで提供する他、ホームページを通じて情報を提供します。

事業	内容	担当課
①男女平等推進センターパリティのホームページでの情報の提供	ホームページでパリティの事業情報に加えて、広く市民の暮らしに役立つ男女平等参画情報を提供します。	協働コミュニティ課
②男女平等参画に関する図書資料の収集・整理	男女平等に関する図書、資料を収集・整理し、市民が閲覧できるようにします。また、ホームページを通じて図書、資料に関する情報を積極的に発信し、利用促進を図ります。	協働コミュニティ課

(4) 市民との協働

市民・団体・NPO の交流・ネットワークづくりを促進し、市民との協働により、市民のニーズに沿った事業の充実を図ります。

事業	内容	担当課
①男女平等参画に関する市民、団体等への活動支援とネットワークの形成	パリティまつりで参加団体を募り、参加団体主催による講座を開催するなど、男女平等参画に関する市民、団体等への活動支援とネットワークづくりを支援します。	協働コミュニティ課

IV-3 男女平等参画推進計画の進行管理

計画を着実に実行するためには、計画に記載された施策の進捗状況を毎年把握する必要があります。

担当課による自己評価に加え、男女平等参画推進委員会による実績評価を行い、市民の声を反映させながら進行管理を行います。

(1) 市民参画の恒常的推進組織による計画の進行管理

恒常的な市民参画の組織である男女平等参画推進委員会を開催します。毎年の各事業の進捗状況を評価し、より積極的な取り組みを進めるための提言を行います。

事業	内容	担当課
①男女平等参画推進委員会の開催	恒常的な市民参画の組織として、西東京市男女平等参画推進委員会を開催します。	協働コミュニティ課
②事業評価の実施	西東京市男女平等参画推進委員会において、西東京市男女平等参画推進計画に掲げた事業評価を毎年度実施します。	協働コミュニティ課

◆課題ごとの指標

計画の進捗状況を定期的・客観的に点検・評価し、その後の進捗に活かしていくため、課題ごとに指標と目標値を設定しました。

※ 課題の★印は重点課題です。

目標	課題	指標	現状値	2023年度 目標値	
I 人権の 尊重	I-1★	男女の固定的性別役割分担意識の解消	男女の固定的性別役割分担意識について、解消されていると思う人の割合を増やす *1	63.4%	70%
	I-2	家庭・学校・地域における男女平等教育と学習の推進	社会全体として、「男女の地位は平等になっている」と思う人の割合を増やす *2	15.3%	30%
	I-3★	配偶者等からの暴力の防止と被害者支援	配偶者等から暴力を受けたとき、「誰にも相談しなかった」人の割合を減らす（減少が目標） *3	58.7%	50%
	I-4	男女平等を阻む暴力の防止	女性相談の認知度を上げる *4	19.2%	50%
	I-5	性と生殖に関する健康支援	女性に特有のがんの検診受診率を上げる *5	乳がん 25.6% 子宮頸がん 19.0%	乳がん 26%以上 子宮頸がん 21%以上
目標	課題	指標	現状値	2023年度 目標値	
II 地域における 男女平等参画の 推進	II-1★	政策・方針決定過程への男女平等参画の推進	市の審議会・委員会等における女性委員の割合を増やす *6	32.8%	40%
	II-2	地域活動における男女平等参画の推進	地域社会（自治会・町内会など）において、「男女の地位は平等になっている」と思う人の割合を増やす *7	43.9%	60%
	II-3	男女平等参画の視点による防災・減災のまちづくりの推進	防災会議における女性委員の割合を増やす *8	5.9%	15%

目標	課題	指標	現状値	2023年度 目標値	
Ⅲ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）と女性の活躍の推進	Ⅲ-1★	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	ワーク・ライフ・バランスを実現していると思う人の割合を増やす *9	42.0%	60%
	Ⅲ-2	経済活動における女性活躍の推進	職場において、「男女の地位は平等になっている」と思う人の割合を増やす *10	26.2%	40%
	Ⅲ-3	男性の家事・育児・介護への参画促進	男性が家事・育児・介護等に携わっている時間を増やす *11	1時間 17分	2時間
	Ⅲ-4・5共通	子育てへの支援・介護への支援	男性の育児休業取得率を上げる *12	2.9%	10%
目標	課題	指標	現状値	2023年度 目標値	
Ⅳ 男女平等参画の実現に向けた推進体制の強化	Ⅳ-1★	庁内推進体制の充実	女性係長級職以上の割合を増やす *13	29.7%	40%
	Ⅳ-2	男女平等推進センター パリテの事業の充実	男女平等推進センター パリテの認知度を上げる *14	20.3%	40%
	Ⅳ-3	男女平等参画推進計画の進行管理	西東京市男女平等参画推進計画の実績評価において着実に執行されている事業の割合を増やす *15	A評価 53.5%	60%

- *1 「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」により、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」など、性別によって役割を固定する考え方を「固定的性別役割分担意識」といいますが、それが「解消されている」、「やや解消されている」と回答した人の割合（平成29年）
- *2、3、7、9、10、11、12 「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成29年）
- *4、14 「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」により、「内容まで知っている」と「名前くらい聞いたことがある」人の割合（平成29年）
- *5、6、8、13 庁内調査による。5、6は、平成30年4月1日現在。8は平成30年7月1日現在。13は全女性職員のうち係長級職以上の割合（平成30年4月1日）
- *15 「西東京市第3次男女平等参画推進計画 西東京市配偶者暴力対策基本計画 実績評価報告書」におけるA評価の割合（平成29年度各課実績）

資料編

1 用語集

本計画内に掲載されている用語について説明を掲載しています。またその用語が初めて計画書内に出てきたページを記載しています。

用語	ページ	内容
あ行		
SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)	6	友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。
NPO	54	Non-Profit Organizationの略。民間非営利組織。行政や民間企業に属さず、社会的に必要な公益的活動をする民間の非営利組織。福祉やまちづくり、環境、国際協力などの社会的な課題に、市民が主体的に取り組んでいる組織をいう。国や都道府県からNPO法(特定非営利活動促進法)に基づく認証を得た団体は法人格を有する。
M字曲線	15	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。
か行		
家族経営協定	63	家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするためには、経営内において家族一人一人の役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要である。「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたものである。
キャリア教育	36	望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育のこと。
「健康」イクボス・ケアボス	8	職員のワーク・ライフ・バランスを実現し、職員の健康の保持・増進を図るとともに、良好な職場環境づくりを担う上司を指す。
固定的性別役割分担	30	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいう。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例である。
コミュニティビジネス	64	地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取り組み。ボランティア活動とは異なり、より効率的に活動し、かつ始めた以上は、責任を持って継続的・安定的に行うために、いわゆる「ビジネスの手法」を採って、事業として運営するもの。
さ行		
シェルター	41	DVの被害にあっている人が、緊急一時的に避難する宿泊のできる施設のこと。宿泊場所を加害者に知られないようにする必要がある。
JKビジネス	43	「児童の性を売り物とする営業の一つ」で、主として「JK」、すなわち「女子高校生」などの児童を雇い、表向きには健全な営業を装いながら、性的なサービスを客に提供させるもの。

ジェンダー	3	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によってつくり上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。
スーパーバイズ	41	相談員が、相談者の訴えを明確に把握し、的確な対応をしているかどうかを、専門性をもった第三者の目を通して検討し、相談員の援助をする取り組み。
ストーカー	6	同一の者に対し「つきまとい等」（つきまとい・待ち伏せ・押しかけ、監視していると告げる行為、面会・交際の要求、乱暴な言動、無言電話・連続した電話・ファクシミリ・電子メール、汚物などの送付、名誉を傷つける、性的羞恥心の侵害）を繰り返して行う者をいう。
性的マイノリティ	29	性自認（自分が認識している自分自身の性。心の性ともいう）や性的指向（どの性別の人を好きになるか）に関して少数派である人々のこと。レスビアン（Lesbian 女性同性愛者）、ゲイ（Gay 男性同性愛者）、バイセクシュアル（Bisexual 両性愛者）とトランスジェンダー（Transgender 自分の性別に違和感を持ち、身体の性と心の性が一致していない人）などを意味する。これらの頭文字をとってLGBTと表現することもある。
セクシュアル・ハラスメント	43	継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、さまざまな生活の場で起こり得る人権侵害のことである。

た行

男女共同参画社会	4	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会のこと。
地域包括支援センター	74	公正・中立な立場から「総合相談支援事業」、「介護予防ケアマネジメント事業」、「包括的・継続的マネジメント事業」、「高齢者の虐待の防止・早期発見および権利擁護事業」の4つの基本的な機能を持つ総合的マネジメントを担う中核機関として、地域包括支援センターが設置されている。地域包括支援センターには、保健師・経験のある看護師、主任ケアマネジャー、社会福祉士を配置し、専門職の協働による業務を展開する。設置・運営に関しては、中立性の確保、人材確保支援などの観点から「地域包括支援センター運営協議会」が関わることになっている。
デートDV	40	結婚していない恋人間で、親密な相手を思い通りに動かすために、身体のみならず、言葉、態度などを複合的に使って相手の人権を侵害する暴力のこと。
DV（ドメスティック・バイオレンス）	5	Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）の略。直訳すれば「家庭内の暴力」だが、日本で家庭内暴力というと、子どもが親に対して振るう暴力と取られがちなため、一般には「夫や恋人からの暴力」や「親しい間柄での暴力」と訳される。身体的な暴力だけではなく、精神的な暴力、性的な暴力なども含まれ、加害者にも被害者にも学歴や職業などの偏りはない。
テレワーク	60	情報通信技術（ICT=Information and Communication Technology）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。テレワークは働く場所によって、自宅利用型テレワーク（在宅勤務）、モバイルワーク、施設利用型テレワーク（サテライトオフィス勤務など）の3つに分けられる。

は行

配偶者暴力相談支援センター	17	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」により、配偶者暴力被害者を保護するため、相談・一時保護や自立生活促進のための就労・住宅等に関する情報提供等の支援を行う機関。東京都では現在、東京ウィメンズプラザと東京都女性相談センターが配偶者暴力相談支援センター機能を担っている。
ファミリー・サポート・センター	70	地域での子育て支援を目的として、子どもを預けたい人（ファミリー会員）と子どもを預りたい人（サポート会員）がお互いに会員となり、会員間で「子どもを預かる」という有償の相互援助活動を行う事業。
ポジティブ・アクション	63	「積極的改善措置」のことで、様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものである。ただし、目標が達成された時には、廃止されなければならない。積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されている。

ま行

メディア・リテラシー	30	メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のことである。
------------	----	---

ら行

リベンジポルノ	5	元交際相手の性的な写真等を嫌がらせ目的でインターネット上に公開することなどをいう。このような行為の多くは、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」による規制の対象となる。なお、同法の規制対象は必ずしもこのような行為に限定されるものではない。
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	47	平成16（1994）年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っている。妊娠・出産に限らず、女性の生涯を通じた身体・性の健康（リプロダクティブ・ヘルス）と、これを保障する労働・生活環境の要求など、女性の自己決定権（リプロダクティブ・ライツ）からなる。
ロールモデル	51	将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考する役割モデルをいう。「女性のチャレンジ支援策について」（平成15（2003）年4月男女共同参画会議意見）では、一人ひとりが具体的に自分にあったチャレンジをイメージし選択できるよう、身近なモデル事例を提示する重要性が指摘されている。

わ行

ワーク・ライフ・バランス	8	家庭や地域生活、会社（仕事場）などにおいて、子育て期や中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できるような仕事と生活の調和のこと。
--------------	---	---

用語の内容は、「西東京市第2次基本構想・基本計画」（平成26年度～35年度）の用語解説、「西東京市第3次男女平等参画推進計画」、内閣府男女共同参画局ホームページの用語集、「西東京市産業振興マスタープラン」の用語集、「西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第7期）」の用語集、警視庁「ストーカー規制法」、公益財団法人人権教育啓発推進センター発行の啓発資料、一般社団法人日本テレワーク協会、「東京都配偶者暴力対策基本計画」（平成29年3月）から引用、または参考にしています。

2 男女平等参画推進に関する国内外の主な動き（年表）

	国連等の動き	日本国内の動き
昭和20年 (1945年)	・世界婦人会議（パリ）開催	・日本国憲法制定 ・普通選挙法改正（婦人参政権の付与）
昭和50年 (1975年)	・国際婦人年（目標：平等、開発、平和） ・国際婦人年世界会議で「世界行動計画」採択 ・「婦人労働者の機会及び待遇の均等を促進するための行動計画」採択（ILO）	・総理府に「婦人問題企画推進本部」「婦人問題企画推進会議」設置 ・衆・参両議院本会議で「国際婦人年にあたり婦人の社会的地位の向上をはかる決議」を採択 ・「育児休業法」公布（女子教職員・看護婦・保母等を対象）
昭和51年 (1976年)	・国連婦人の10年（1976年～1985年）	・民法一部改正（離婚後も婚姻中の姓を称することができる）
昭和52年 (1977年)		・「国内行動計画」策定 ・国立婦人教育会館（嵐山町）開館
昭和53年 (1978年)		
昭和54年 (1979年)	・第34回国連総会「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」採択	・「女子差別撤廃条約」署名 ・民法等の一部改正（配偶者法定相続分改定等）
昭和55年 (1980年)	・「国連婦人の10年」中間年世界会議で「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択	・「国内行動計画後期重点目標」策定
昭和56年 (1981年)	・「ILO第156号条約（家族の責任を有する男女労働者の機会及び待遇に関する条約）」採択	・「国内行動計画後期重点目標」策定
昭和57年 (1982年)		
昭和58年 (1983年)		
昭和59年 (1984年)		・「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」公布（父系血統主義から父母両系血統主義へ）
昭和60年 (1985年)	・「国連婦人の10年」最終年世界会議（ナイロビ）で「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・「女子差別撤廃条約」を批准 ・「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」公布
昭和61年 (1986年)		・「労働基準法」一部改正（女子保護規定緩和等） ・「婦人問題企画推進有識者会議」設置
昭和62年 (1987年)		・「西暦2000年に向けての新しい国内行動計画」策定
昭和63年 (1988年)		・「労働基準法」一部改正（労働時間の短縮等）
平成元年 (1989年)		・「法令」の一部を改正する法律 公布（婚姻、親子関係等における男性優先規定の改正）
平成2年 (1990年)	・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択	
平成3年 (1991年)		・「育児休業等に関する法律」制定 ・「西暦2000年に向けての新しい国内行動計画」第1次改定
平成4年 (1992年)		・婦人問題担当大臣設置
平成5年 (1993年)	・世界人権会議「ウィーン宣言及び行動計画」で女性の平等の地位と女性の人権について採択 ・国連総会「女性に対する暴力撤廃宣言」採択	・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム労働法）」公布 ・中学校での家庭科の男女必修完全実施
平成6年 (1994年)	・国際家族年 ・世界人口開発会議がカイロにて開催	・総理府に男女共同参画室、男女共同参画審議会設置 ・児童の権利に関する条約批准
平成7年 (1995年)	・第4回世界女性会議（北京）で「北京宣言」「行動綱領」を採択	・「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」改正（法律名及び内容の改正） ・ILO「156号条約批准」 ・戸籍から「非嫡出子」の記述が廃止
平成8年 (1996年)		・「男女共同参画2000年プラン」策定 ・「優生保護法の一部を改正する法律」制定 ・男女共同参画推進連携会議発足
平成9年 (1997年)		・「男女雇用機会均等法」「労働基準法」「育児・介護休業法」「労働省設置法」一部改正 ・「介護保険法」制定 ・「男女共同参画審議会設置法」制定
平成10年 (1998年)		
平成11年 (1999年)	・女子差別撤廃委員会 日本の第6回定期報告に関する審議	・「男女共同参画社会基本法」制定
平成12年 (2000年)	・女性2000年会議をニューヨーク国連本部にて開催	・男女共同参画審議会から「女性に対する暴力に関する基本的方策について」答申 ・「男女共同参画基本計画」閣議決定 ・「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」公布

	東京都の動き	市の動き
昭和20年 (1945年)		
昭和50年 (1975年)	・東京都議会で「婦人の社会的地位向上に関する決議」を採択	
昭和51年 (1976年)	・東京都婦人問題懇話会が「国際婦人年世界行動計画にたった東京都行動計画の基本的考え方」を提言 ・「都民生活局婦人計画課」設置	
昭和52年 (1977年)	・「婦人関係行政推進協議会」「東京都婦人問題会議」設置 ・婦人相談センター開設	
昭和53年 (1978年)	・「 婦人問題解決のための東京都行動計画 」策定	
昭和54年 (1979年)	・東京都婦人情報センター開設	
昭和55年 (1980年)	・「職場における男女差別苦情処理委員会」設置	
昭和56年 (1981年)	・「東京都婦人問題協議会」設置	
昭和57年 (1982年)		保谷…・「懇話会準備市民委員会」発足
昭和58年 (1983年)	・「 婦人問題解決のための新東京都行動計画－男女の平等と共同参加へのとうきょうプラン 」策定	保谷…・企画部広報課市民活動係（担当） ・「婦人行動計画策定のための提言（中間答申）」
昭和59年 (1984年)		田無…・第二期基本構想・第一次調整計画の計画課題として「婦人問題」を掲げる 保谷…・「婦人問題意識・実態調査」実施
昭和60年 (1985年)		田無…・男子職員に育児時間の付与 保谷…・「婦人行動計画策定のための提言」答申
昭和61年 (1986年)		保谷…・「婦人行動計画」策定
昭和62年 (1987年)		保谷…・女性情報誌「BeFlat」発行(創刊) ・「保谷市婦人行動計画推進協議会」発足
昭和63年 (1988年)	・東京都婦人問題協議会が「東京ウィメンズプラザ(仮称)の基本構想」を報告	保谷…・保谷市女性フォーラム(第1回) ・「 婦人問題意識・実態調査 」実施
平成元年 (1989年)		
平成2年 (1990年)		
平成3年 (1991年)	・「 女性問題解決のための東京都行動計画－21世紀へ男女平等推進とうきょうプラン 」策定 ・「東京都男女平等推進基金」設置	田無…・企画部企画課企画担当（担当） ・第三期基本構想・基本計画の計画課題に「女性の社会参加推進計画の策定」を掲げる ・「女性問題検討委員会」設置 保谷…・「男女共生社会を目指す保谷プラン」策定
平成4年 (1992年)	・(財)東京女性財団設立	田無…・「女性問題調査報告書」作成
平成5年 (1993年)		田無…・「田無市女性問題審議会」設置
平成6年 (1994年)		田無…・「田無市における今後の女性問題関係施策の基本的考え方について」答申 ・「田無市女性行動計画策定委員会」設置
平成7年 (1995年)	・東京ウィメンズプラザ開館	
平成8年 (1996年)		田無…・「 田無市女性行動計画『たなし男女平等推進プラン』 」策定 ・中央図書館行政資料コーナーに女性問題関係資料設置
平成9年 (1997年)	・東京都女性問題協議会が「男女が平等に参画するまち東京」を報告	保谷…・「第三次保谷市女性行動計画策定のための提言」答申
平成10年 (1998年)	・「 男女平等推進のための東京都行動計画－男女が平等に参画するまち 東京プラン 」策定	田無…・生活環境部産業文化課生活文化・女性係（担当） ・田無市女性情報誌「アンサンブル」発行 保谷…・「保谷市男女平等推進プラン」策定
平成11年 (1999年)		保谷…・「男女平等推進プラン推進状況調査」実施 ・「男女平等推進プラン推進状況（10年度）報告書」発行 田無…・田無市民がつくる男女平等情報誌「女と男のアンサンブル」発行
平成12年 (2000年)	・「 東京都男女平等参画基本条例 」制定	保谷…・生活文化課女性施策係（担当） ・男女平等推進委員会発足 ・男女平等推進プラン推進状況の報告発行 ・男女平等に関する保谷市民意識・実態調査実施 ・男女平等推進委員会から市長へ「保谷市における男女平等参画社会の実現に向けた施策の基本的考え方について（答申）」提出

	国連等の動き	日本国内の動き
平成13年 (2001年)		<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府に男女共同参画局を設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」制定 ・「育児・介護休業法」改正
平成14年 (2002年)		
平成15年 (2003年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「次世代育成支援対策推進法」制定 ・「少子化社会対策基本法」制定
平成16年 (2004年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第31回女子差別撤廃委員会開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・「DV防止法」改正 ・「育児・介護休業法」一部改正
平成17年 (2005年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第32回女子差別撤廃委員会開催 ・第49回国連婦人の地位委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2次男女共同参画基本計画」策定 ・「高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」制定
平成18年 (2006年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」改正
平成19年 (2007年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定
平成20年 (2008年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の参画推進プログラム」男女共同参画推進本部決定 ・「児童虐待防止法」一部改正
平成21年 (2009年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「育児・介護休業法」一部改正
平成22年 (2010年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連「北京15」記念会合(ニューヨーク) ・国連グローバル・コンパクト（UNGC）とUNIFEM（現 UN Women）が女性のエンパワーメント原則（WEPs）を共同で作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 ・「第3次男女共同参画基本計画」策定
平成23年 (2011年)	<ul style="list-style-type: none"> ・UN Women正式発足 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の視点による「防災基本計画」の修正
平成24年 (2012年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の視点による「防災基本計画」の修正
平成25年 (2013年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正
平成26年 (2014年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣に「すべての女性が輝く社会づくり本部」を設置 ・「私人的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」制定 ・「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」（WAW! 2014）開催（2016年から「国際女性会議WAW!」に名称変更）
平成27年 (2015年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連「北京+20」記念会合（第59回国連婦人の地位委員会（ニューヨーク）） ・第3回国連防災世界会議（仙台）「仙台防災枠組」採択 ・UN Women日本事務所開設 ・「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（SDGs）採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性活躍加速のための重点方針2015」策定（以降、毎年策定） ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」制定 ・「第4次男女共同参画基本計画」策定 ・安保理決議1325号等の履行に関する「女性・平和・安全保障に関する行動計画」策定
平成28年 (2016年)	<ul style="list-style-type: none"> ・女子差別撤廃委員会 日本の第7回及び第8回合同定期報告に関する最終見解 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「育児・介護休業法」改正 ・「ストーカー行為等の規制などに関する法律」改正 ・「ニッポン一億活躍プラン」策定 ・「働き方改革実現会議」設置
平成29年 (2017年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「育児・介護休業法」改正 ・刑法の一部を改正する法律の公布
平成30年 (2018年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の施行 ・「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」の策定
平成31年 (2019年)		

	東京都の動き	市の動き
平成13年 (2001年)	<ul style="list-style-type: none"> 「東京都男女平等を進める会」設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・西東京市誕生 ・市民生活部生活文化課男女平等推進係（担当） ・男女平等情報誌「エガール」発行
平成14年 (2002年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女平等参画のための東京都行動計画ーチャンス&サポート東京プラン2002」策定 ・配偶者暴力相談支援センター業務を開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女平等参画行動計画推進委員会」設置 ・「平成13年度事業実績調査」実施（男女平等推進プラン実施状況作成） ・「第1回男女平等参画推進フォーラム」実施 ・「男女平等参画推進委員会」設置 ・「女性相談事業」開始
平成15年 (2003年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女平等に関する市民意識・実態調査」実施 ・男女平等参画推進委員会に「女性センター検討小委員会」設置 ・「平成14年度事業実績調査」実施（男女平等推進プラン実施状況作成）
平成16年 (2004年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「西東京市男女平等参画推進計画」策定
平成17年 (2005年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「次世代育成支援 東京都行動計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・西東京男女平等参画推進計画実績評価報告書作成（平成16年度）
平成18年 (2006年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「東京都配偶者暴力対策基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・西東京男女平等参画推進計画実績評価報告書作成（平成17年度） ・西東京市配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議を設置
平成19年 (2007年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女平等参画のための東京都行動計画ーチャンス&サポート東京プラン2007」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女平等に関する西東京市民意識・実態調査」実施 ・西東京男女平等参画推進計画実績評価報告書作成（平成18年度） ・生活環境部生活文化課男女平等推進係（担当）
平成20年 (2008年)		<ul style="list-style-type: none"> ・西東京市住吉会館内に「西東京市男女平等推進センター パリテ」開館 ・「男女平等推進センター企画運営委員会」設置 ・西東京市男女平等情報誌パリテ創刊 ・パリテだより創刊 ・西東京男女平等参画推進計画実績評価報告書作成（平成19年度）
平成21年 (2009年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「西東京市第2次男女平等参画推進計画」策定 ・第1回パリテまつり実施 ・西東京男女平等参画推進計画実績評価報告書作成（平成20年度）
平成22年 (2010年)		<ul style="list-style-type: none"> ・生活文化スポーツ部協働コミュニティ課男女平等推進係（担当） ・「ワークライフバランス推進労使宣言」締結 ・第2回パリテまつり実施 ・第1回パリテ利用者懇談会実施 ・西東京男女平等参画推進計画実績評価報告書作成（平成21年度）
平成23年 (2011年)		<ul style="list-style-type: none"> ・第3回パリテまつり実施 ・西東京男女平等参画推進計画実績評価報告書作成（平成22年度）
平成24年 (2012年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女平等参画のための東京都行動計画ーチャンス&サポート東京プラン2012」策定 ・「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女平等に関する西東京市民意識・実態調査」実施 ・「男女平等に関する職員意識調査・実態調査」実施 ・第4回パリテまつり実施 ・第1回企画運営委員の報告と懇談の集い実施 ・第1回男女平等推進団体連絡会実施 ・西東京男女平等参画推進計画実績評価報告書作成（平成23年度）
平成25年 (2013年)		<ul style="list-style-type: none"> ・第5回パリテまつり実施 ・西東京男女平等参画推進計画実績評価報告書作成（平成24年度）
平成26年 (2014年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「西東京市第3次男女平等参画推進計画」策定 ・「西東京市配偶者暴力対策基本計画」策定（第3次計画に包含） ・西東京男女平等参画推進計画実績評価報告書作成（平成25年度）
平成27年 (2015年)		<ul style="list-style-type: none"> ・西東京男女平等参画推進計画実績評価報告書作成（平成26年度）
平成28年 (2016年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「東京都女性活躍推進白書」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「健康な職場環境を目指す健康市役所」宣言 ・西東京男女平等参画推進計画実績評価報告書作成（平成27年度）
平成29年 (2017年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「東京都男女平等参画推進総合計画」策定 ・「東京都女性活躍推進計画」改定 ・「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定 ・「特定異性接客営業等に関する条例」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・『「健康」イクボス・ケアボス宣言』 ・西東京男女平等参画推進計画実績評価報告書作成（平成28年度）
平成30年 (2018年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念実現のための条例」制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「西東京市子ども条例」策定 ・西東京男女平等参画推進計画実績評価報告書作成（平成29年度）
平成31年 (2019年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「西東京市第4次男女平等参画推進計画」策定 ・「西東京市第2次配偶者暴力対策基本計画」策定（第4次計画に包含） ・「西東京市女性の職業生活における活躍推進計画」策定（第4次計画に包含）

3 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

採 択 1979年12月18日（国際連合第34回総会）
効力発生 1981年9月3日
日 本 国 1985年6月25日 批准書寄託
1985年7月25日 効力発生

この条約の締約国は、
国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際的平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかなるを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なであることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

1. 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
2. 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

1. 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
2. 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

1. 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
 - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利

- (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
 - (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、高齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
2. 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
3. この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

1. 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
2. 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

1. 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
2. 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
 - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
 - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
 - (f) あらゆる地域活動に参加する権利
 - (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
 - (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

1. 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
2. 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
3. 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかなるかを問わない。）を無効とすることに同意する。
4. 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

1. 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

- (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
2. 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

1. この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
2. 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
3. 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
4. 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、

過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。

5. 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
6. 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
7. 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
8. 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
9. 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

1. 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
 - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
2. 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

1. 委員会は、手続規則を採択する。
2. 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

1. 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
2. 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

1. 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
2. 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

1. この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
2. 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
3. この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
4. この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

1. いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
2. 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

1. この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
2. この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

1. 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
2. この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
3. 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、

その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

1. この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
2. 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
3. 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

4 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)
改正 平成十一年七月十六日法律第二百号
同 平成十一年十二月二十二日法律第六十号

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下
の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けたさまざまな
取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に
進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我
が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、
男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、
性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮する
ことができる男女共同参画社会の実現は、重要な課題と
なっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現
を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置
付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会
の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重
要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念
を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地
方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する
取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制
定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会
経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会
を実現することの重要性にかんがみ、男女共同
参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに
国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにする
とともに、男女共同参画社会の形成の促進に関す
る施策の基本となる事項を定めることにより、男
女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推
進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意
義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構
成員として、自らの意思によって社会のあらゆる
分野における活動に参画する機会が確保され、も
って男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文
化的利益を享受することができ、かつ、共に責任
を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女
間の格差を改善するため必要な範囲内において、
男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的

提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人として
の尊厳が重んぜられること、男女が性別による
差別的取扱いを受けないこと、男女が個人とし
て能力を発揮する機会が確保されることその他
の男女の人権が尊重されることを旨として、行
われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会に
おける制度又は慣行が、性別による固定的な役
割分担等を反映して、男女の社会における活動
の選択に対して中立でない影響を及ぼすことに
より、男女共同参画社会の形成を阻害する要因
となるおそれがあることにかんがみ、社会にお
ける制度又は慣行が男女の社会における活動の
選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なも
のとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等
な構成員として、国若しくは地方公共団体にお
ける政策又は民間の団体における方針の立案及び
決定に共同して参画する機会が確保されること
を旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男
女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養
育、家族の介護その他の家庭生活における活動
について家族の一員としての役割を円滑に果た
し、かつ、当該活動以外の活動を行うことがで
きるようにすることを旨として、行われなけれ
ばならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会にお
ける取組と密接な関係を有していることにかん
がみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調
の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参
画社会の形成についての基本理念（以下「基本
理念」という。）にのっとり、男女共同参画社
会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置
を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び

実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画

計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成十一年六月二三日法律第七八号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

附 則（平成十一年七月十六日法律第百二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（施行の日＝平成十三年一月六日）

- 一 略
- 二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年十二月二十二日法律 第百六十号）抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

5 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

最終改正：平成二十六年法律第二十八号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八條）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

第一章 総則

- 第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
 - 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防

- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
 - 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
 - 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指

導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

- 第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
 - 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
 - 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その

他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和三十九年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和三十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和三十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあつては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあつては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の

各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に於いて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞しゆう 恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居

(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする

場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めると認めるに足りる申立ての時の事情

- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合においては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十

条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠として居る住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又は

その支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則 〔平成十六年法律第六十四号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼ

すものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則 〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則 〔平成二十五年法律第七十二号〕〔抄〕

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附則 〔平成二六年四月二三日法律第二八号〕〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定
平成二十六年十月一日

6 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成二十七年法律第六十四号

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第十八条—第二十五条）
- 第五章 雑則（第二十六条—第二十八条）
- 第六章 罰則（第二十九条—第三十四条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨とし

て、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

ける活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活にお

旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

- 第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

- 第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。
- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
 - 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
 - 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

- 第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。
- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三

- 第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

- 第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

- 第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

- 第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。
- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

- 第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
 - 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
 - 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

- 第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

- 第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。
- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

- 第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

- 第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

- 第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の

職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む）

む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第五条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の二十六の次に次の一号を加える。
二十の二十七 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)

(内閣府設置法の一部改正)

第六条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表に次のように加える。

平成三十八年三月三十一日	女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第五条第一項に規定するものをいう。)の策定及び推進に関すること。
--------------	--

附 則 (平成二九年三月三十一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日
- 四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十

三条中国国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

7 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

平成三十年法律第二十八号

(目的)

第一条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職（次条において「公選による公職等」という。）にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること（以下「政治分野における男女共同参画」という。）が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念のっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

(基本原則)

第二条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則（次条において単に「基本原則」という。）のっとり、政党その他の政治団体の政治活動

の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする。

(政党その他の政治団体の努力)

第四条 政党その他の政治団体は、基本原則ののっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めるものとする。

(実態の調査及び情報の収集等)

第五条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、国内外における当該取組の状況に関する実態の調査並びに当該取組に関する情報の収集、整理、分析及び提供（次項及び第九条において「実態の調査及び情報の収集等」という。）を行うものとする。

2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

(啓発活動)

第六条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うよう努めるものとする。

(環境整備)

第七条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うよう努めるものとする。

(人材の育成等)

第八条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、人材の育成及び活用に資する施策を講ずるよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第九条 国は、実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

8 東京都男女平等参画基本条例

平成十二年三月三十一日 条例第二十五号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第七条）

第二章 基本的施策（第八条—第十一条）

第三章 男女平等参画の促進（第十二条・第十三条）

第四章 性別による権利侵害の禁止（第十四条）

第五章 東京都男女平等参画審議会（第十五条—第十九条）

附則

男性と女性は、人として平等な存在である。男女は、互いの違いを認めつつ、個人の人権を尊重しなければならない。

東京都は、男女平等施策について、国際社会や国内の動向と協調しつつ、積極的に推進してきた。長年の取組により男女平等は前進してきているものの、今なお一方の性に偏った影響を及ぼす制度や慣行などが存在している。

本格的な少子高齢社会を迎え、東京が今後も活力ある都市として発展するためには、家庭生活においても、社会生活においても、男女を問わず一人一人に、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保されていることが重要である。男女が社会の対等な構成員として社会のあらゆる分野の活動に共に参画することにより、真に調和のとれた豊かな社会が形成されるのである。

すべての都民が、性別にかかわらず個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる活動に共に参画し、責任を分かち合う男女平等参画社会の実現を目指す。ここに、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、男女平等参画の促進に関し、基本理念並びに東京都（以下「都」という。）、都民及び事業者の責務を明らかにするとともに、都の施策の基本的事項を定めることにより、男女平等参画の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女平等参画施策」という。）を総合的かつ効果的に推進し、もって男女平等参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 男女平等参画 男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、及び一人一人にその個性と能力を発揮する機会が確保されることにより対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に共に参画し、責任を分かち合うことをいう。
- 二 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における

活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

- 三 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。

（基本理念）

第三条 男女平等参画は、次に掲げる男女平等参画社会を基本理念として促進されなければならない。

- 一 男女が、性別により差別されることなく、その人権が尊重される社会
- 二 男女一人一人が、自立した個人としてその能力を十分に発揮し、固定的な役割を強制されることなく、自己の意思と責任により多様な生き方を選択することができる社会
- 三 男女が、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動及び政治、経済、地域その他の社会生活における活動に対等な立場で参画し、責任を分かち合う社会

（都の責務）

第四条 都は、総合的な男女平等参画施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 都は、男女平等参画施策を推進するに当たり、都民、事業者、国及び区市町村（特別区及び市町村をいう。以下同じ。）と相互に連携と協力を図ることができるよう努めるものとする。

（都民の責務）

第五条 都民は、男女平等参画社会について理解を深め、男女平等参画の促進に努めなければならない。

- 2 都民は、都が行う男女平等参画施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第六条 事業者は、その事業活動に関し、男女平等参画の促進に努めなければならない。

- 2 事業者は、都が行う男女平等参画施策に協力するよう努めなければならない。

(都民等の申出)

- 第七条 都民及び事業者は、男女平等参画を阻害すると認められること又は男女平等参画に必要と認められることがあるときは、知事に申し出ることができる。
- 2 知事は、前項の申出を受けたときは、男女平等参画に資するよう適切に対応するものとする。

第二章 基本的施策**(行動計画)**

- 第八条 知事は、男女平等参画の促進に関する都の施策並びに都民及び事業者の取組を総合かつ計画的に推進するための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。
- 2 知事は、行動計画を策定するに当たっては、都民及び事業者の意見を反映することができるよう、適切な措置をとるものとする。
- 3 知事は、行動計画を策定するに当たっては、あらかじめ東京都男女平等参画審議会及び区市町村の長の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、行動計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 5 前三項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(情報の収集及び分析)

- 第九条 都は、男女平等参画施策を効果的に推進していくため、男女平等参画に関する情報の収集及び分析を行うものとする。

(普及広報)

- 第十条 都は、都民及び事業者の男女平等参画社会についての理解を促進するために必要な普及広報活動に努めるものとする。

(年次報告)

- 第十一条 知事は、男女平等参画施策の総合的な推進に資するため、男女平等参画の状況、男女平等参画施策の実施状況等について、年次報告を作成し、公表するものとする。

第三章 男女平等参画の促進**(決定過程への参画の促進に向けた支援)**

- 第十二条 都は、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の決定過程への男女平等参画を促進するための活動に対して、情報の提供その他必要な支援を行うよう努めるものとする。

(雇用の分野における男女平等参画の促進)

- 第十三条 事業者は、雇用の分野において、男女平等参画を促進する責務を有する。
- 2 知事は、男女平等参画の促進に必要と認める場合、事業者に対し、雇用の分野における男女の参画状況について報告を求めることができる。

- 3 知事は、前項の報告により把握した男女の参画状況について公表するものとする。
- 4 知事は、第二項の報告に基づき、事業者に対し、助言等を行うことができる。

第四章 性別による権利侵害の禁止

- 第十四条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。
- 2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 3 家庭内等において、配偶者等に対する身体的又は精神的な苦痛を著しく与える暴力的行為は、これを行ってはならない。

第五章 東京都男女平等参画審議会**(設置)**

- 第十五条 行動計画その他男女平等参画に関する重要事項を調査審議するため、知事の附属機関として東京都男女平等参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

- 第十六条 審議会は、知事が任命する委員二十五人以内をもって組織する。
- 2 委員は、男女いずれか一方の性が委員総数の四割未満とならないように選任しなければならない。

(専門委員)

- 第十七条 専門の事項を調査するため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

(委員の任期)

- 第十八条 委員の任期は二年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 専門委員の任期は、専門の事項に関する調査が終了するまでとする。

(運営事項の委任)

- 第十九条 この章に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

9 西東京市男女平等参画推進委員会条例

平成14年3月29日条例第5号
注 平成21年12月から沿革を付した。
改正平成19年6月25日条例第40号
平成21年12月24日条例第47号

(設置)

第1条 西東京市における男女平等参画のあり方を検討し、男女平等参画社会の形成に寄与するため、西東京市男女平等参画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、市長に答申する。

- (1) 男女平等参画推進計画の策定に関すること。
- (2) 男女平等参画推進施策の推進に関すること。
- (3) その他男女平等参画推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 6人以内
- (2) 市内関係団体の代表 4人以内
- (3) 公募による市民 5人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、生活文化スポーツ部協働コミュニティ課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年6月25日条例第40号）

この条例は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成21年12月24日条例第47号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

10 西東京市男女平等参画推進委員会委員名簿

任期：平成 30（2018）年 7 月 31 日～2020 年 7 月 30 日

区分	氏 名
学識経験	石崎 節子 ○
	小澤 和彦 ◎
	小林 義浩
	佐々木 瑞枝
	中村 敏子（平成 30（2018）年 6 月 4 日より）
	安田 和代 ○
関係団体代表	井上 雅子
	篠宮 武男
	佐藤 賢（平成 30（2018）年 7 月 30 日まで）
	田村 智弘
	山田 裕太（平成 30（2018）年 7 月 31 日より）
公募市民	荻草 治美
	小松 真弓
	鈴木 美幸
	堀内 怜奈
	山田 尚子

◎は委員長、○は副委員長

11 西東京市男女平等参画推進委員会開催経過

日程	議題
平成 29 (2017) 年 6月 19日	<ul style="list-style-type: none"> ・議題 ・西東京市第3次男女平等参画推進計画・西東京市配偶者暴力対策基本計画（平成 28 年度）評価報告書について（グループワーク） ・西東京市男女平等参画推進計画に関する市民意識・実態調査等について
7月 21日	<ul style="list-style-type: none"> ・議題 ・西東京市第3次男女平等参画推進計画・西東京市配偶者暴力対策基本計画（平成 28 年度）評価報告書について（グループワーク） ・重点課題別評価について（グループワーク） ・西東京市男女平等参画推進計画に関する市民意識・実態調査等について
8月 21日	<ul style="list-style-type: none"> ・議題 ・西東京市第3次男女平等参画推進計画・西東京市配偶者暴力対策基本計画（平成 28 年度）評価報告書について ・重点課題別評価について ・中間のまとめについて ・西東京市男女平等参画推進計画に関する市民意識・実態調査等について
9月 25日	<ul style="list-style-type: none"> ・議題 ・西東京市男女平等参画推進計画に関する市民意識・実態調査等について ・中間のまとめについて ・総評について ・平成 29 年度男女平等推進センター事業について
10月7日から10月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等参画推進センター パリテ登録団体への事前アンケート調査
10月 23日	<ul style="list-style-type: none"> ・議題 ・西東京市第3次男女平等参画推進計画・西東京市配偶者暴力対策基本計画実績評価報告書（平成 28 年度）（案）について ・勉強会「日本語とジェンダー表現」 講師 佐々木 瑞枝 氏
10月 30日	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等参画推進センター パリテ登録団体へのヒアリング調査
平成 30 (2018) 年 2月 19日	<ul style="list-style-type: none"> ・議題 ・男女平等参画に関する西東京市市民意識・実態調査報告書（案）について ・勉強会「西東京市・男女平等参画推進「第4次計画」策定の前に。～“人口減少社会の進行の進行”と“格差・貧困問題”を考える。～」 講師 岩本 浪砂 氏
3月 28日	<ul style="list-style-type: none"> ・議題 ・西東京市第4次男女平等参画推進計画・西東京市第2次配偶者暴力対策基本計画・西東京市女性活躍推進計画の進め方について
4月 23日	<ul style="list-style-type: none"> ・議題 ・西東京市第4次男女平等参画推進計画・西東京市第2次配偶者暴力対策基本計画・西東京市女性活躍推進計画の体系等について（計画の基本的な考え方、体系案について）
5月 28日	<ul style="list-style-type: none"> ・西東京市第4次男女平等参画推進計画について ・西東京市第3次男女平等参画推進計画・西東京市配偶者暴力対策基本計画の実績評価（平成 29 年度）について

日程	議題
6月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・議題 ・西東京市第4次男女平等参画推進計画について ・西東京市第3次男女平等参画推進計画・西東京市配偶者暴力対策基本計画の実績評価（平成29年度）について
7月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・議題 ・西東京市第4次男女平等参画推進計画について ・西東京市第3次男女平等参画推進計画・西東京市配偶者暴力対策基本計画の実績評価（平成29年度）について
9月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・副市長挨拶 ・新任委員の紹介 ・委員長・副委員長選出 ・議題 ・西東京市第4次男女平等参画推進計画について ・西東京市第3次男女平等参画推進計画・西東京市配偶者暴力対策基本計画の実績評価（平成29年度）について
11月12日から12月11日	西東京市第4次男女平等参画推進計画（素案）に対するパブリックコメント
11月17日	第1回 西東京市第4次男女平等参画推進計画（素案）に対する市民説明会（田無庁舎）
11月28日	第2回 西東京市第4次男女平等参画推進計画（素案）に対する市民説明会（住吉会館）
12月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・議題 ・西東京市第4次男女平等参画推進計画（素案）について ・パブリックコメントの結果について ・指標の設定について ・資料編について
平成31（2019）年 1月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・議題 ・西東京市第4次男女平等参画推進計画について ・西東京市第4次男女平等参画推進計画（資料編・概要版）について ・パブリックコメントについて
2月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・議題 ・西東京市第4次男女平等参画推進計画について ・西東京市第4次男女平等参画推進計画（資料編・概要版）について
2月20日	市長へ答申

12 西東京市男女平等推進会議設置要綱

平成17年12月1日制定
改正平成18年4月1日
平成19年7月1日
平成22年4月1日
平成27年5月1日

第1 設置

西東京市における男女平等の推進を図るため、西東京市男女平等推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

第2 所掌事務

推進会議は、次に掲げる事項を所掌し、市長に報告する。

- (1) 男女平等に関する施策の総合調整に関すること。
- (2) 男女平等に関する施策の調査、研究及び立案に関すること。
- (3) 男女平等参画推進計画の推進に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、男女平等に関する施策に必要な事項

第3 構成

推進会議の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 所管の副市長
- (2) 企画部長
- (3) 総務部長
- (4) 危機管理室長
- (5) 市民部長
- (6) 健康福祉部長
- (7) 子育て支援部長
- (8) 生活文化スポーツ部長
- (9) 都市整備部長
- (10) 議会事務局長
- (11) 教育部長

第4 任期

委員の任期は、第2に規定する報告を行うまでとする。

第5 会長及び副会長

会長は、所管の副市長をもって充て、推進会議を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、生活文化スポーツ部長をもって充て、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第6 会議

推進会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、推進会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第7 幹事会の設置

推進会議に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、推進会議から付議された事項について調査及び検討をするほか、男女平等に関する施策の推進に必要な事項を協議し、その結果を会長に報告する。

- 3 幹事会の会員は、別表に掲げる者をもって構成する。
- 4 幹事会の幹事長は、生活文化スポーツ部協働コミュニティ課長の職にある者をもって充てる。
- 5 幹事会は、幹事長が招集する。
- 6 幹事会は、会員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 7 幹事会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、幹事長の決するところによる。
- 8 幹事会は、必要があると認めるときは、関係職員に対し会議への出席を求め、その意見を聴くこと又は関係課に資料の提出を求めることができる。

第8 小委員会

幹事会は、第7第2項に規定する所掌事務の調査、研究その他の作業を行うため、幹事長が必要と認めるときは小委員会を設けることができる。

- 2 前項の小委員会の構成、運営等については、幹事長が別に定める。

第9 庶務

推進会議及び幹事会の庶務は、生活文化スポーツ部協働コミュニティ課において処理する。

第10 その他

この要綱に定めるもののほか、推進会議及び幹事会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年12月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

別表（第7関係）

企画部企画政策課長	子育て支援部児童青少年課長
総務部職員課長	生活文化スポーツ部産業振興課長
市民部市民課長	生活文化スポーツ部協働コミュニティ課長
健康福祉部生活福祉課長	都市整備部都市計画課長
健康福祉部高齢者支援課長	教育部教育指導課長
健康福祉部健康課長	教育部社会教育課長
子育て支援部子育て支援課長	教育部公民館長
子育て支援部保育課長	

